

久留米大学大学院 比較文化研究科
審査博士学位論文

知的障害者グループホームが地域交流を展開する意義と課題
—その実態調査を通しての考察—

小田村 悠希

授与年 2023 年

【目次】

【序論】

本研究の概要および枠組み	5
第1節 研究の背景と研究動機	
第2節 研究の目的	
第3節 研究方法	
第4節 倫理的配慮	
第5節 本研究のキーワード	
第6節 本研究における用語の定義	
(1) 知的障害について	
(2) 知的障害者グループホームについて	
第7節 本研究の構成	

【本論】

第1章 わが国における知的障害者グループホームの歴史的展開	13
はじめに	
第1節 戦前の知的障害者に対する処遇	
(1) 戦前のわが国の制度及び政策	
(2) 戦前の知的障害児（者）の生活	
第2節 戦後から知的障害者グループホーム制度化に至るまでの経緯	
(1) 戦後の復興から精神薄弱者福祉法制定までの法制度の制度化	
(2) 大規模入所施設（コロニー）に関連する動向	
(3) 知的障害者の社会的自立に関連する動向	
(4) 国際障害者年から知的障害者グループホーム制度化までの法改正	
(5) 知的障害者グループホームの制度化	
第3節 現場における実践及び障害者運動が与えた影響	
(1) 障害当事者やその支援者による障害者運動	
(2) 現場における実践活動の状況	

第4節 知的障害者グループホーム制度化以降の障害者施策の動向

第5節 わが国の障害者施策の転換点

久留米大学大学院比較文化研究論集 39号に掲載された内容を加筆修正

第2章 先行研究レビューからみるグループホームの地域交流の展開状況と

その定義づけ 27

はじめに

第1節 グループホームが地域交流を行う必要性

第2節 グループホームの地域交流の展開状況

(1) CiNii からみる先行研究の動向

(2) 認知症高齢者グループホームの地域交流に関する先行研究

(3) 精神障害者グループホーム及び知的障害者グループホームの地域交流に関する先行研究

(4) 地域交流に関連する先行研究の概観

第3節 先行研究からみるグループホームにおける地域交流の意義及び課題

(1) グループホームにおいて地域交流を展開する意義

(2) グループホームで地域交流を展開していく上での課題

(3) 関連する先行研究による知見

第4節 先行研究をもとにした地域交流の定義づけ

福岡県社会福祉士会研究誌 10号（査読あり）に掲載された内容を加筆修正

第3章 知的障害者グループホームにおける「世話人」の特質 36

はじめに

第1節 グループホームに世話人が配置されることとなった歴史的背景

第2節 知的障害者グループホームにおける世話人の業務内容

第3節 世話人を取り巻く課題

第4節 知的障害者グループホームの世話人の専門性

第5節 知的障害者グループホームにおける世話人の特質

福岡県社会福祉士会研究誌第 11号（査読あり）に掲載された内容を加筆修正

第4章 知的障害者グループホームの地域交流

—実態調査からみるその意義と課題— …………… 47

はじめに

第1節 実態調査の結果—基本属性及び地域交流への取り組み状況の概要—

- (1) 回答者の基本属性
- (2) 知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組み
 - 1) 知的障害者グループホームにおける地域との関わり
 - 2) ボランティアとしての地域住民の役割
 - 3) グループホーム入居者の地域との関わり
 - 4) 地域交流のキーパーソンになっている職種
 - 5) 運営法人としての地域との関わり

第2節 知的障害者グループホームで地域交流を展開する意義

第3節 知的障害者グループホームで地域交流を展開する上での課題

第4節 知的障害者グループホームの地域交流の意義と課題の考察

—実態調査による結果と先行研究の比較検討—

- (1) 知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組み
- (2) 知的障害者グループホームにおける地域交流を展開する意義
- (3) 知的障害者グループホームにおける地域交流を展開する上での課題

地域福祉研究公8・通算 No. 48（査読あり）に掲載された内容を加筆修正

第5章 知的障害者グループホーム職員の採用要件と雇用確保

—世話人及び生活支援員の現状に焦点をあてて— …………… 65

はじめに

第1節 知的障害者グループホームにおける「世話人」と「生活支援員」の雇用確保に関する先行研究レビュー

第2節 世話人及び生活支援員に求められる資質及び要件

第3節 世話人及び生活支援員の雇用確保上の課題

- (1) 調査結果の概要
- (2) 結果の分析による考察

第4節 知的障害者グループホーム職員の雇用確保の課題解決の方策

福岡県社会福祉士会研究誌第 12 号（査読あり）に掲載された内容を加筆修正

第 6 章 知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現に関する方策 …… 76

はじめに

(1) 本章の概要

(2) 共生社会について

第 1 節 わが国における地域共生社会の政策的動向

第 2 節 国内外における主な制度・施策及び地域共生社会提唱の背景

(1) 国内外における制度及び施策の動向

(2) わが国で地域共生社会が打ち出された背景

第 3 節 知的障害者の地域における生活の状況—当事者へのインタビュー内容より—

第 4 節 知的障害者にとっての地域共生社会の実現の提言

久留米大学大学院比較文化研究論集 41 号に掲載された内容を加筆修正

【終論】

本研究のまとめ …… 88

第 1 節 本研究で得られた知見と本研究の意義

第 2 節 本研究の課題及び限界点

● 謝辞 …… 90

● 引用・参考文献 …… 91

● 巻末資料 …… 98

【序論】本研究の概要および枠組み

第1節 研究の背景と研究動機

厚生労働省の「社会福祉施設等調査」によると、施設入所している知的障害（児）者の人数は12万人（厚生労働省 2015）、同省の「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」では、2016年時点の在宅の知的障害（児）者の人数は96万2千人（厚生労働省 2016）との推計値をそれぞれ算出しており、それらを合計すると、108万2千人の知的障害（児）者がわが国に存在している。また「令和元年度 障害者白書」の「障害者の状況」によると、2011年と比較した際に知的障害（児）者が約34万人増加しており、その背景には、知的障害に関する社会の認知度が高くなり、療育手帳取得者が増加したことを要因として記述している（内閣府 2019）。

わが国の障害者施策、ノーマライゼーションの理念のもと、たとえ障害があっても地域の中で生活を営む事ができるよう地域移行を推進するようになって久しい。ノーマライゼーションの理念はバンク＝ミケルセンを中心にデンマークで提唱され、デンマークの1959年デンマーク精神遅滞者福祉法にノーマライゼーションの理念を反映させたことを機に、そのことが広く認知されるようになった。

その後、ニリエやヴォルフエンズベルガーらによってノーマライゼーションの理念は発展し、世界中の障害者施策を「脱施設化」や「地域移行」の方針に転換させていくこととなった。また、わが国においても、1981年に国際連合が「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年の宣言を行ったことを契機にノーマライゼーションの理念が浸透することとなった。ノーマライゼーションの理念の浸透は、わが国においても「脱施設化」や「地域移行」を促すこととなった。

わが国でも、障害当事者の脱施設化や地域移行を達成するために、1989年に精神薄弱者地域生活援助事業として知的障害者グループホーム（以下、知的障害者グループホーム）が制度化され、知的障害者グループホームには、知的障害者が入所施設から地域へ移行するためのプラットフォームとしての機能が期待されるようになった。

また、グループホームは入所施設とは異なり、一戸建てやアパート・マンション等を活用し、知的障害者同士が少人数入居し、共同生活を地域社会の中で行うことを特徴としている。また、グループホームでは入居者の支援に「世話人」を配置することで、家庭的な雰囲気に近い環境となっている。「世話人」には特に資格要件などは求められていないものの（知的障害者グループホーム運営研究会 2001）、グループホームの近隣に住む地域

住民が望ましいとされており、入居者支援に留まらず、地域との仲介役的な役割も求められている。世話人とは地域社会の中で暮らす「地域住民」の1人であるとともに、知的障害者グループホームの場において、生活の一部を共にする人であり、「共生」にとって重要な「相互理解」を促すキーパーソン的存在といえる。グループホームという居住の場は整備されても、知的障害者の就労や余暇活動の問題、地域からの障害に対するスティグマや、入居者である知的障害者の社会参加の機会の確保など、知的障害者が地域生活を継続して営んでいく上で、未だに多くの課題が残されている。さらに、グループホームの利用者数は増加傾向であるものの、様々な事情から在宅等で生活している知的障害者も存在している。そのため、グループホームでの生活は知的障害者にとって暮らしの選択肢の1つに過ぎないことも付記しておく。

知的障害者グループホームの具体的な概要に関しては表1、グループホームの必要性については表2にまとめた。知的障害者グループホームには、単に知的障害者の居住の場としてだけではなく、そこを拠点とした当事者の社会参加の創出や、地域社会の障害に対する偏見や差別を解消し、共生社会を形成する役割が期待されている。表1の内容をもとに説明を行うと、知的障害者グループホームは「普通の場所で普通の生活をするのが当然」というノーマライゼーションの理念を具現化するための制度といえる。そして、知的障害者グループホームに専任で配置される「世話人」は、近隣に住む地域住民との仲介役（橋渡し）的な存在として期待されている。また、知的障害者グループホームは「地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点である」とされている。これは、入居者1人ひとりが地域社会を構成する1人の市民であることを明確にし、それによって、入居者の人権を保障しているという側面があると考えられる。

さらに、わが国のこれまでの知的障害者の生活拠点は、在宅生活か施設入所の2つに大別されていたが、知的障害者グループホームの制度化によって、「グループホーム」という新たな選択肢が生まれたことは、わが国における脱施設化やノーマライゼーションの理念を浸透させる意味においても大きな意義があると考えられる。なお、知的障害者グループホームは「中間施設」と称されているが、在宅と施設の「中間」にあるという位置づけは、健常者と障害者をつなぐ「共生」の場と捉えることもでき、地域共生社会の足がかりとなるのである。それを裏付けるように、知的障害者グループホームで生活を営む知的障害者の人数は、制度化以降は増加の一途を辿っており、2018年度には知的障害者グループホームの入居者も10万人を超えることになった。

知的障害者グループホームが従来の施設入所に加えて、障害当事者が地域社会の中で生活を営むための新たな生活形態として登場した訳ではあるが、先述したとおり、知的障害者グループホームには多くの課題が存在していることや、知的障害者グループホームが地域社会の中に設けられる以上、それに伴い地域住民等との関わりも必要不可欠であると考ええる。

筆者は大学時代、知的障害者グループホームの生活支援員として、知的障害者グループホームに入居している当事者の支援に携わった。それを通して、日常生活の中で、当事者と地域住民がそれぞれ交流を図る機会も多く、一定の関係性をお互いに構築していた。関係性を構築することで、例えば当事者が外出している際、地域住民が外出中の当事者の動向を自然と見守って頂ける環境をつくることができる点が一つ挙げられる。また、地域の行事・イベントに招待されたりする機会もあり、それらへの参加の機会が得られることも主なメリットとして考えられる。一方で、障害に対する偏見や差別、知的障害者グループホームの社会的な認知不足など、当事者の地域移行を推進していく中で未だに多くの課題もあることを現場での実践のなかで痛感した。

その経験を機に、学部時代と修士時代は知的障害者グループホームにおける当事者への生活支援に関して焦点をあてた研究を行い、それらの研究を通して、知的障害者グループホームが当事者の地域生活を支える生活の拠点として大きな役割を果たしていることや、当事者の親にとっても、子ども（当事者）の自立した地域生活を実現させる制度であることを改めて明確にすることができた。

また、近年のわが国では、「地域共生社会」の実現が掲げられており、児童や高齢者、障害者などの全ての人が相互に支え手となる社会の構築が目指されている。その対象は、知的障害者も例外ではないが、それを実現するための方策などは現時点では具体的には定められておらず、どのように実践を展開していくのかについてはこれから更に議論等を重ねていく必要があると考える。

上記の内容やこれまでの経験を踏まえ、知的障害者グループホームが真の意味で地域に根ざし、当事者の地域生活を社会的により普遍的なものにしていくためには、当事者と地域社会の交流を通して、障害者理解に対する啓発も含めて、当事者が地域交流を図る機会を保障する取り組みが必要であり、それが地域共生社会の形成に繋がると考える。

表1 知的障害者グループホームの概要

知的障害者グループホームの概念	グループホームは、知的障害者の地域における生活の場の一つである。 知的障害者も「普通で場所普通で生活するのが当然」という考えに立つものである。すなわち、人としての社会的ニーズは何ら特別なものではないということである。(以下省略)
知的障害者グループホームの定義	地域社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において数人の知的障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常生活援助が行われるもの。
知的障害者グループホームの基本的性格	<p>①基本的に、知的障害者は成人しても、可能であれば親元で暮らすのが望ましい、という考え方は前提としていない。したがって、親元での生活が可能な人であっても、本人が親元を離れての生活を希望する場合には、グループホームの入居対象になりうる。</p> <p>②グループホームは、地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点であること。</p> <p>③したがって、グループホームは、施設を単に小型にしたというものではないこと。</p> <p>④グループホームへの入居およびそこで受けるケアは、本人と運営主体との契約であって、福祉の措置もしくはそれに類するものではないこと。</p> <p>⑤グループホームにおける入居者の日常生活は、指導・訓練的なものが最小限であり、管理性が排除されたものであること。</p> <p>⑥グループホームにおける入居者の生活は、基本的に個人生活であり、本人の希望により契約が継続する限り続くものである。その意味で仮の宿ではないことを関係者は銘記し、一市民の地域生活にふさわしく、プライバシーが確保され、市民としてすべての権利が保障されるよう最大の配慮をしなければならない。</p>

出典：知的障害者グループホーム運営研究会編（2001：45-6）「知的障害者グループホーム運営ハンドブック」中央法規をもとに作成。

表2 グループホームの必要性

グループホームの原点	障害のある人が地域でふつうの生活することを権利として認めなければならない。
グループホームは何のためにあるのか	障害のある人が地域でふつうの生活をするために必要な支援を行う場である。
利用者にとってどのような効果があるか	社会の様々な人との交流によって経験を増やし発達・成長していく効果がある。
家族にとってどのような効果があるか	家族にとっては抱え込みの負担から解放される効果がある。
グループホームの地域社会における存在意義	地域の人たちは障害のある人に接する機会が少ないため誤解・偏見を抱くことになる。グループホーム利用者と接することで、同じ住民として共生する意識を育てる場となっている。

出典：財団法人日本知的障害者福祉協会地域支援部会グループホーム・ケアホーム等分科会編（2008：10）「知的障害者のグループホーム・ケアホーム運営ハンドブックー平成18・19年度グループホーム・ケアホーム等分科会報告書ー」財団法人日本知的障害者福祉協会をもとに作成。

第2節 研究の目的

先節で述べた内容を踏まえ、本研究では、知的障害者グループホームにおける地域交流の実態を明らかにしたうえで、地域交流の意義や課題に関して考察を行い、地域共生社会の実現に関して一定の提言を行うことを目指すことを目的とする。

具体的には、①知的障害者グループホームや障害福祉制度の施策等に関連した先行研究等の整理を行い、知的障害者グループホームが制度化されることとなったきっかけを探ることや、知的障害者グループホームに求められている役割/機能を明確にすること、②知的障害者グループホームでの地域交流の定義づけを行うため、各種グループホームにおける地域交流の実態について先行研究をもとに整理を行うこと、③知的障害者グループホームにおける地域交流の現状を、その実態調査を通して把握し、知的障害者グループホームの入居者やグループホーム職員が地域交流を行うことの意義及び課題の考察を行うこと、④知的障害者グループホームの世話人及び生活支援員に求められる資質及び要件や雇用確保の課題に焦点をあて、アンケート調査で得られた内容をもとにその考察を行うこと、⑤知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現のための方策の提言を知的障害者グループホーム研究の視点から行うことである。

第3節 研究方法

本研究は、調査による考察を基にしており、その主な対象は①知的障害者グループホームに居住している入居者（当事者）、②知的障害者グループホームを運営している運営法人（バックアップ施設）、③知的障害者グループホームに勤務しているグループホーム職員である。本研究では、文献研究（第1章、第2章、第3章、第6章）、アンケート調査（第4章、第5章）、インタビュー調査（第6章）をそれぞれ実施しており、その分析結果をもとに考察を展開している。なお、アンケート調査及びインタビュー調査に関しては、各章で調査の概要を詳細に説明しているため、本節での記述は割愛する。

本研究の流れとしては、知的障害者グループホームにおける地域交流の実態把握とその考察を行い、地域交流を行う当事者である入居者やグループホーム職員、地域住民の相互作用に着目し、そのうえで知的障害者にとっての地域共生社会とはどのような状態を指すのか、またそれを実現するために必要な方策等に関して提示していくことである。

第4節 倫理的配慮

本研究を行う上で実施したアンケート及びインタビュー調査は、いずれも久留米大学御井学舎倫理委員会による承認を得て行われたものである。

第5節 本研究のキーワード

本研究のキーワードは、①知的障害者グループホーム、②地域交流、③障害当事者（入居者）④グループホーム職員、⑤地域住民である。

本研究における知的障害者グループホームは定義を後節にて述べる。その他、地域交流、グループホーム職員の定義に関しては、本論の中で定義づけを行っている。

第6節 本研究における用語の定義

(1) わが国における「知的障害」について

わが国の知的障害の定義について、厚生労働省による「知的障害児（者）基礎調査」の「用語の説明」によると、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義づけを行っている。

また、文部科学省による「知的障害」では、「知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、『認知や言語などにかかわる知的機能』の発達に遅れが認められ、『他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力』も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われていています」と述べられている。

(2) 知的障害者グループホームについて

本研究における知的障害者グループホームの定義は、先述の表1に記載されている「知的障害者グループホームの定義」に記載されている内容と同一である。具体的には4～5人程度の知的障害を有する当事者が共同生活を行い、世話人等のグループホーム職員から必要に応じた支援を受けながら、地域生活を営む生活形態である。

第7節 本研究の構成

本研究の各章の概要に関しては表3、本研究の全体図については図1にそれぞれまとめた。本研究は全6章から構成された論文である。

表3 各章の概要について

論・章	概要
【序論】	<p>本研究の概要及び枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究背景と動機及び意義 ・ 研究の目的 ・ 研究方法 ・ 倫理的配慮 ・ 本研究のキーワード ・ 本研究の構成
<p>本論① 【第1章】 【第2章】</p>	<p>知的障害者グループホームの歴史的背景について整理し、わが国で知的障害者グループホームが拡充する要因となった事象について明らかにする。</p> <p>第2章では、知的障害者グループホームが地域交流を展開する必要性・意義・課題等についてそれぞれ先行研究のレビューを通して整理し、それらをもとに「地域交流」の概念を明確化し、定義づけを行う。</p>
<p>本論② 【第3章】</p>	<p>第3章では、知的障害者グループホームの地域交流の現状について把握するため、アンケート調査による実態調査を行い、現場における地域交流の活動内容、地域交流の意義や課題について明らかにしたうえでそれらの考察を行う。</p>
<p>本論③ 【第4章】 【第5章】</p>	<p>第4章では、アンケート調査で把握した世話人及び生活支援員の雇用確保に関する現状に焦点をあて、その考察を行う。</p> <p>第5章では、知的障害者グループホームの世話人及び生活支援員に求められる資質及び要件や雇用確保の課題に焦点をあて、アンケート調査で得られた内容をもとにその考察を行う。</p>
<p>本論④ 【第6章】</p>	<p>第6章では、知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現の方策について、関連する先行研究をもとに考察を行い、方策の提示を行う。</p>
【終論】	<p>本研究のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究で得られた知見 ・ 本研究の限界や課題

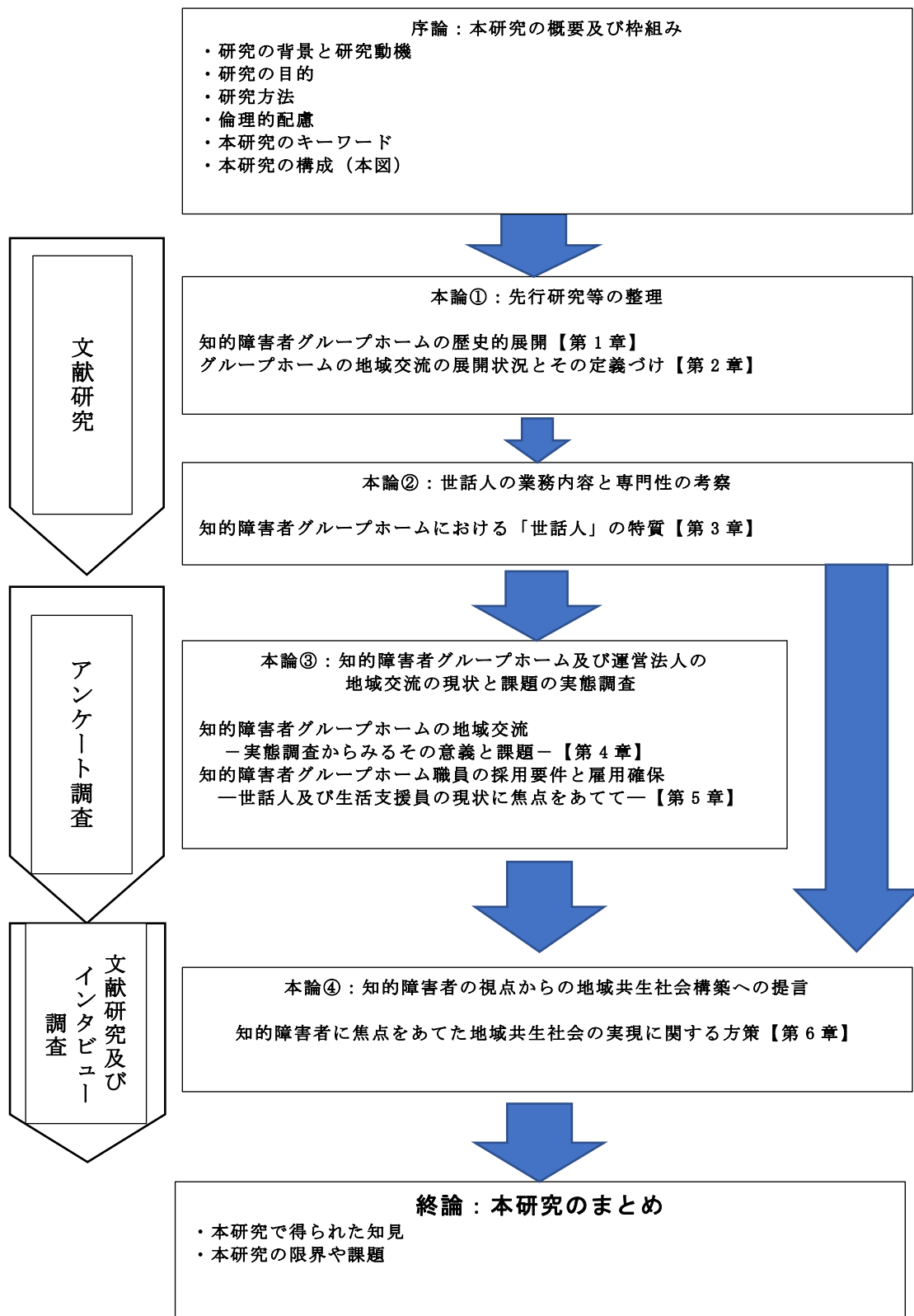


図1 博士論文の構成（全体図）

第1章 わが国における知的障害者グループホームの歴史的展開

はじめに

1989年に精神薄弱者（現：知的障害者）地域生活援助事業（知的障害者グループホーム）が制度化されてから、知的障害者（以下、当事者）の地域における居住の場として知的障害者グループホームが選択肢の一つとして確立されるようになり、それに伴い、当事者の地域移行が推進されるようになった。また、グループホームの登場は、地域移行の推進に貢献するだけでなく、従来は在宅での生活か施設への入所に大別されていた当事者の居住の場の選択肢が増えたことも意味している。

厚生労働省による「平成12年知的障害者（児）基礎調査」によると、在宅の知的障害児（者）数は329,200人、施設入所者数は126,300人であった。続く「平成17年知的障害者（児）基礎調査」では、在宅の知的障害児（者）数は419,000人、施設入所者数は128,000人であった。その後、「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」においては、在宅の知的障害児（者）数は621,700人となっているなど、在宅の知的障害児（者）数は増加傾向である（グループホーム入居者も在宅に含まれる）。

曾根（2017）によれば、グループホームへの入所者数は増加傾向であり、一方、入所施設の入所者数は減少傾向である（表4参照）。このことから、地域社会の中での生活を希望している当事者やその家族が多く存在していることを示しているといえる。

表4 過去5年間の施設入所者数とグループホーム利用者数

	施設入所者数（人）	グループホーム利用者数（人）
2012年	134,573	79,523
2013年	133,362	86,607
2014年	132,558	93,451
2015年	131,881	100,314
2016年	131,032	106,325

出典：曾根（2017：20）「施設入所者数及びグループホーム利用者数の推移」をもとに作成。

そこで本章では、わが国における、知的障害者グループホームの制度化に至った経緯や近年の動向を歴史的な視点から振り返り、その上で、グループホームの設立及びその発展過程について整理を行うことと、その中で、わが国の制度や施策の転換期ともいえる時期や節目に焦点をあてて、それらの社会的背景と関連づけて考察を行うことを目的とする。

なお、障害者に関する歴史的な変遷や法制度の概要などは、既に先行研究でも触れられているため、それらを参照しながら整理をしていく。

第1節 わが国の戦前の知的障害者に対する処遇

杉本（2008）や佐藤・小澤（2016）の先行研究を参照すれば、戦前の知的障害者に対する処遇は以下のようにまとめられる。

（1）戦前のわが国の制度及び政策

戦前の社会福祉制度、特に障害者福祉制度を見てみると、それらに関する制度や政策はほとんど無かったといっても過言ではない。戦前の代表的な制度として、2つの救貧制度が挙げられる。

一つは1874年の恤救規則である。恤救規則においては、家族及び親族の世話が存在しない者が疾病及び障害などによって生活に困窮する場合において米を支給する制度として定められていた。もう一つは、1929年の救護法である。恤救規則と比較して、障害による生活困窮が認められていたが、障害の内容が極めて限定的であった。

また、戦前の社会的背景として、大正時代には、第一次世界大戦などによる好景気や産業成長があった一方で、貧富の格差や労働問題などが社会問題として発生するようになっていた。このような問題に対して、一部の篤志家によって展開されていた慈善救済事業に代わり、地域住民の社会連帯による相互救済事業の重要性が認識されていった。

しかし、救護法が成立した昭和初期には、世界大恐慌などによる貧困拡大や労働の激化などが起こっており、救護法の実効性も薄れていったとされる。

（2）戦前の知的障害児（者）の生活

杉本によると、わが国の1870年代の当事者の様子について、以下のようにまとめている。

当時は日本の大部分が農山漁村でしたから、よほど障害の重い人以外は大家族制の下でそれなりに農業や漁業の手伝いをしたり、村落共同体の中で農家の下働きや物貰いをしながら、何とか生きていくことができた人もいたでしょう。都市においては乞食や浮浪者の中に知的障害者がかなり含まれていました（杉本2008：18-9）。

また、戦前の知的障害者への支援を担っていたのは、民間の篤志家や宗教関係者、社会事業家などであった。

1891年、立教女学校の教頭であった石井亮一は、東京市内に借家をして「孤女学園」を設立している。これが後の「滝乃川学園」となり、日本で最初の知的障害児施設となっている。その後も、社会事業家や学校教師などによって障害児（者）施設が開設され、1909年に「白川学園」（京都）、1916年に「桃花園」（大阪）、1919年に「藤倉学園」（伊豆大島）などが知られている。しかし、それでもなお、大多数の障害児（者）は放置されたままであったのが現状とされている。

さらに、戦時中においては、少しでも労働力になりそうな知的障害児（者）は軍需工業などに動員されていったといわれる。

第2節 戦後から知的障害者グループホーム制度化に至るまでの経緯

まず、知的障害者に関連の深いわが国の法制度や動向などを年表の形で表すと以下の表5のとおりである。

表5 知的障害者に関する法制度や地域移行の社会的動向

年	法制度や動向	概要
1946年	近江学園が創設される	知的障害者福祉の父である糸賀一雄を中心に「近江学園」が創設される。また、1963年に「びわこ学園」を発足させている。これらの施設は糸賀の「この子らを世の光に」といった思想のもとに運営され、障害児（者）が健全者と「共に生きる」社会を唱えていた。
1947年	児童福祉法が制定される	「児童養護施設」「精神薄弱児施設」「肢体不自由児施設」が設置され、児童の保護が始まる。特に、精神薄弱児施設は1948年で18施設、1950年で32施設となっている。なお精神薄弱児施設は、施設の体制不足により、重度の障害児の受け入れができない状況であった。
1952年	全日本精神薄弱児育成会（現：全国手をつなぐ育成会連合会）が結成される。	知的障害児を持つ3人の母親により設立。運動目標として、①精薄児施設の増設および内容の拡充、②精薄者福祉のための法的措置の整備および職業補導施設の設置等が掲げられた。
1957年	厚生省設置法の一部改正	「国立精神薄弱児施設は精神薄弱の程度が著しい児童」等を入所させることが規定される。
	児童福祉法の一部改正	「国立精神薄弱児施設」の入所者は、「その者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる」とされた。
1958年	「国立精神薄弱児施設秩父学園」が埼玉県所沢市に設置される	「国立精神薄弱児施設秩父学園」が埼玉県所沢市に設置された（定員100名）。しかし、入所希望者は3000名を超えたとされている。
1959年	社会福祉事業法（現：社会福祉法）の一部改正	成人の知的障害者を対象とした施設設置のため「精神薄弱者救護施設を第一種社会福祉事業に加えた。
1960年	精神薄弱者福祉法の施行	「18歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行う施設」である「精神薄弱者援護施設」を盛り込んだ。
1962～63年	民間による「寮」の取り組みの発足	1962年の滋賀県甲賀市において、池田太郎によって発足した「集団自治寮」、同年に長崎県北松浦郡佐々町において、近藤益雄による「なずな寮」、1963年の愛知県瀬戸市の江尻彰良による「はちのす寮」が代表的であった。これらの取り組みは地域社会や行政などに認知され、グループホームの源流となったとされている。
1964年	全国重症心身障害児（者）を守る会が発足	全国重症心身障害児（者）を守る会が発足した。その後、「乳児から老人に至る終生を一貫した総合的な特別な法律」を制定すること、「専門的な療育を行う施設」を国の責任により全国各地に設置することなどを国に求めた。これにより、政府は1966年年度の予算編成過程において、国立療養所に

		重症心身障害児（者）を収容するための病床を設け、都道府県知事が国立療養所に入所を委託するという仕組みを創設した。
1967年	児童福祉法の一部改正	「重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設」として、重症心身障害児施設が位置づけられ、18歳を超えても入所できることも定められた。
1968年	厚生省は厚生事務次官通知「精神薄弱者更正施設における重度精神薄弱者の処遇について」を发出	重度知的障害者への支援は思うように進んでおらず、厚生省は厚生事務次官通知である「精神薄弱者更正施設における重度精神薄弱者の処遇について」を发出し、「重度精神薄弱者収容棟」を「精神薄弱者厚生施設」に付設できることとした。
1965年～	心身障害者の村（コロニー）懇談会の設置	1965年に「心身障害者の村（コロニー）懇談会」が設置され、報告書「心身障害者のためのコロニー設置」について取りまとめられた。その後、国立コロニー建設に向けての準備委員会が発足し、1971年に群馬県高崎市に国立コロニー「のぞみの園」が開園した。また、都道府県による「地方コロニー」も整備されていくことになった。
1971年～	国際連合の動向	国際連合は1971年に「精神遅滞者の権利に関する宣言」を行い、その後、1975年に「障害者の権利に関する宣言」を決議する。
1981年	国際障害者年	「完全参加と平等」をテーマとして宣言された。これを機に、入所施設への批判的意見が表明されるようになり、大規模入所施設の転換が求められるようになった。
1989年	精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）の制度化	国の制度として精神薄弱者（知的障害者）グループホームが制度化された。
1993年	障害者基本法への改正	1970年に制定された心身障害者対策基本法が改正及び改題された。その後も2004年と2011年に改正されている。障害者の自立と社会参加への支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
1995年	障害者プランナーノーマライゼーション七カ年戦略の発表	一番目の目標に「地域で共に生活するために」を挙げ、「ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域のなかで共に生活が送れるように、ライフステージの各段階で、住まいや働く場のない活動の場や必要な保健福祉サービスが適確に提供される体制を確立する」ことを掲げた。このような施策の転換により、大規模施設のあり方を見直す動きが出てきた。
2002～	障害者基本計画の閣議決定など	2002年には、「障害者基本計画」が閣議決定し、前期及び後期をそれぞれ5年間とする「重点施策実施5か年計画」が作成されている。その中でグループホームは「重度障害者のニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実を努める」としている。また、入所施設については「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」とした。
2005年	「心身障害者コロニーのあり方」が答申される	「心身障害者コロニーのあり方」が答申され、「入所は有期・有目的で最小限とし、入所者の地域生活移行を進め、地域生活支援の拠点センターに転換」することとされた。
2006年	障害者自立支援法の施行	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、三年間を計画期間とする障害福祉計画基本指針を策定し、都道府県及び市町村は、基本指針に即して障害福祉計画を策定することとされた。また、障害者自立支援法では、これまでの障害種別により異なっていた制度体系の一元化や、就労支援の強化などが挙げられ、2012年の障害者自立支援法改正の際は、応能負担の原則化や、グループホーム（及びケアホーム）入居者への費用助成を創設するなどの改正がなされている
2006年	障害者の権利に関する条約が国際連合で採択される	2006年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国際連合で採択され、わが国も2007年に署名し、2014年に批准している。
2013年	障害者総合支援法の施行	障害者の定義に難病等が追加され、翌年の2014年度からは、重度訪問介護の対象者拡大とケアホームのグループホームへの一元化
2016年	障害者差別解消法の施行	「不当な差別取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定めている。

注）糸賀（1968）、杉本（2008）、寺島（2010）、厚生労働省（2010）、佐藤・小澤（2016）、曾根（2017）の内容を参照し、筆者作成。

上記の表に記された歴史的経緯の中で、グループホームの制度化に至るまでの動きとして意義づけられる事項を整理すると以下のようになる。

（1）戦後の復興から精神薄弱者福祉法制定までの法制度の制度化

わが国の社会福祉制度の制度化及び整備は戦後の復興とともに急速になされている。

戦後に制度化された法制度を大まかに列挙すると、福祉三法として、1947年に児童福祉法、1949年に身体障害者福祉法、1950年に生活保護法が制定されている。児童福祉法においては、児童養護施設や精神薄弱児施設、肢体不自由児施設が設置され、児童の保護がな

されるようになったが、精神薄弱児施設は、施設の体制不足により、重度の障害児の受け入れができない状況であったとされている。

中でも 1949 年の身体障害者福祉法は、佐藤・小澤（2016）が指摘するように、わが国において最初の障害者福祉制度といわれている。

1950 年代においては、1957 年の厚生省設置法の一部改正などがなされている。厚生省設置法の一部改正では、「国立精神薄弱児施設は精神薄弱の程度が著しい児童」等を入所させることが規定されている。

法制度の制度化はその後も続き、1960 年に精神薄弱者福祉法（現：知的障害者福祉法）、1963 年に老人福祉法、1964 年に母子福祉法（現：母子及び寡婦福祉法）が制定され、福祉六法として構成されている。

特に 1960 年に制定された精神薄弱者福祉法は、児童福祉法では対応できない 18 歳以上の精神薄弱者への対応などを目的としており、児童福祉法を除くと精神薄弱者の支援のために制定された最初の法律であるといえる。そのため、精神薄弱者福祉法においては、18 歳以上の精神薄弱者を入所の対象とし、これを保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行う施設である「精神薄弱者援護施設」を盛り込んでいることや、その他にも、精神薄弱者福祉審議会や精神薄弱者更生相談所、精神薄弱者福祉士等が規定されている（社会福祉士養成講座編集委員会編 2010；曾根 2017）。

また、精神薄弱者福祉法は、精神衛生法（現：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）との整理に関する課題もあったため、精神衛生法では、医学的な見地から精神薄弱を含む精神障害者の身体的保護と医療を行い、精神薄弱者福祉法は福祉の観点からその更生を援助し保護することを目的として挙げている（社会福祉士養成講座編集委員会編 2010）。

なお、「精神薄弱」という用語については、1998 年に現在用いられている「知的障害」に改められており、同時に精神薄弱者福祉法も「知的障害者福祉法」へと改名された（社会福祉士養成講座編集委員会編 2010）。

（2）大規模入所施設（コロニー）に関連する動向

1965 年には「心身障害者の村（コロニー）懇談会」が設置され、「心身障害者のためのコロニー設置について」（報告書）に取りまとめられた。その後、国立コロニー建設に向けての準備委員会が発足している（その後、1971 年に群馬県高崎市に国立コロニー「のぞみの園」が入所定員 550 名で開園した）。「コロニー」とは、大西・蒔田（2013：58）によると、

「知的障がい者などの心身障がい者のための大規模総合社会福祉施設。広大な敷地内に、病院や訓練施設などの施設群を有し、長期入所を可能とした総合的な生活共同体」であると定義している。コロニーが必要とされた背景には、児童福祉法における精神薄弱児施設などで対応することが難しい重度の障害児への支援や、成人後の当事者の生活を保障するためであった。

また、都道府県が設置を行う地方コロニーについても整備されることとなっていた。

1967年には、児童福祉法の一部改正が行われ、「重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設」として、重症心身障害児施設が位置づけられ、18歳を超えても入所できることも定められた。

翌年の1968年には、厚生省の厚生事務次官通知である「精神薄弱者更正施設における重度精神薄弱者の処遇について」を発出し、「重度精神薄弱者収容棟」を「精神薄弱者厚生施設」に付設できることとしている。

1970年代においても、各都道府県でのコロニー設立政策によってコロニーの建設がより一層推進されるようになっており、当時の経済成長と相まって入所施設の数は増加していった（佐藤・小澤 2016）。

（3）知的障害者の社会的自立に関連する動向

1970年代の動向として、1971年に精神薄弱者通勤寮、1979年に精神薄弱者福祉ホームの事業が創設されるなど、精神薄弱者に対する社会的自立への努力が援護施設や児童施設を中心に推進され、その他にも施設生活から地域生活に移行するための就労支援の対策がいくつか実現したとされている（中澤 1990）。

その一方で国際連合（以下、国連）は、1971年に「精神遅滞者の権利に関する宣言」を、その後1975年に「障害者の権利に関する宣言」を決議しており、更には、1981年には「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」のキャンペーンを行っており、この頃を機に、わが国に「ノーマライゼーション」の思想が取り入れられるようになっていった。

特に、初出である1971年の「精神遅滞者の権利に関する宣言」（知的障害者の権利宣言）においては、「国連憲章において宣言された人権、基本的自由、平和、人間の尊厳、価値および社会的正義などの原則を再確認し、知的障害者がさまざまな活動分野で能力を発揮することを支援するため、各国に対して国内的、国際的行動を要請することを目的」として

おり、その具体的項目として、「人間としての平等、適切な医療・教育・訓練・リハビリテーションを受ける権利、経済的保証と就労の権利、地域の社会活動へ参加する権利、後見人を与えられる権利、差別、搾取などの不当な取扱いからの保護、上訴権など」が挙げられている（社会福祉士養成講座編集委員会編 2010：4）。

1970年代のわが国は、依然として施設中心の施策であり、地域生活への移行のための取り組みは極めて少数であった。一方で、国連は当事者の人権の保障に関する取り組みを始めており、これらの宣言は1981年の国際障害者年につながっている。

その後、国連によって1983年から92年までの10年間を「国連・障害者の10年」と位置づけ、わが国の障害者福祉制度の改革が更に推進されることとなった。

(4) 国際障害者年から知的障害者グループホーム制度化までの法改正

ノーマライゼーションの思想はわが国に「脱施設化」への転換をもたらすようになり、入所施設を充実させる従来の施策から、地域福祉サービスの整備が図られるようになった。

国際障害者年の後、最初に改正されたのが身体障害者福祉法であり、1982年の「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」という答申が行われ、この答申を受けて改正に至っている。

精神障害者福祉が大きく動いたのもこの年代であり、1987年に精神衛生法が精神保健法に改正されるなどしている。

知的障害者福祉については、地域福祉の推進に関連づけられたという意味では1989年の精神薄弱者地域生活援助事業が制度化されたことが大きいだろう。

このように、わが国における「国連・障害者の10年」は、各障害者福祉において制度的に大幅な改正及び改革が見られた時期であった。

(5) 知的障害者グループホームの制度化

1989年に精神薄弱者地域生活援助事業が制度化されたことによって、国の予算が設けられるようになり、グループホームの整備が推進されることとなった。

中澤は1987年10月後半からグループホームの制度化に向けた具体的な準備が始まったとし、この初期の段階で確認されたのは、以下の6つであった。

1) グループホームの制度は、数人の精神薄弱者が地域の中で共同で個人生活を送る場合に、生活上の手助けを行うソフトの制度であること。いわば、下肢障害者にとっての車椅子

にあたるものである。

- 2) 対象者は、当面、就労（福祉的就労を含む）し、その就労が継続可能と認められるものであって、若干のケアを必要としているもの。
- 3) グループホームは、教育・訓練の場ではなく、社会参加のための受け皿としての生活の場であり、入寮者の自由とプライバシーが守れる場でなければならない。
- 4) 施設一辺倒を見直す契機とすること。
- 5) 障害をもつ本人、親、施設、有識者、地方公共団体が実現を待ち望んでいる「時代の要請」との認識をもつこと。
- 6) 必要性説明のための権威づけとしては、すでに 1992 年 6 月に出された「障害者対策に関する長期計画・後期重点施策」の 5 福祉(2)福祉サービスの充実の中の障害別事項にある『精神薄弱者や精神障害者の就労を容易にするための環境及び地域で自立的に生活する精神薄弱者や精神障害者への援助体制を整備すること』を根拠とする（中澤 1997 : 14-5）。

更に中澤はグループホームの制度について、「本人が地域社会のなかで築く暮らしを基本において、必要な補いをしていくという考え方に立つものである。これはいわば発想の転換であって、入所施設中心の精神薄弱者福祉から、地域生活の側から援助活動をとらえ、改めて施設の役割もまた見直そうということである」としている（中澤 1990 : 27）。

松永も中澤（1997）の記述を踏まえて、「精神薄弱者グループホームは、住居の提供というハード面だけではなく、本人の不得手な部分に対する『補い』の形を援助というソフト面として住居に付随させた事業であり、『当事者の人権を尊重した社会参加のための生活の場』という位置づけであった」とし、「制度から見ればそれまでの施設一辺倒からの転換であり、時代的には欧米の状況に追いつこうとする、関係者一同が待ち望んでいた事業であった」述べている（松永 2015 : 71）。

以上のことから、グループホームの位置づけとして、あくまで当事者が社会活動に参画していくための支援を行う補助的な事業であり、この点が当事者保護を重点に置いていた従来の大規模入所施設との違いであろう。

また、当事者の地域移行などを先駆的に行ってきた社会福祉法人南高愛隣会の理事長であった田島はグループホーム制度化に至った過程について、以下のように述べている（アンダーラインは筆者付記）。

六二年九月末、厚生省の障害福祉課長に浅野史郎さんが着任されてすぐ、グループホームについての検討が国の段階で始まりました。それまでは民間から国に対していろんなお願いをしてきましたが、今度は逆に厚生省の側から呼びかけられて、全国の福祉の実践家が次々と厚生省にお伺いして長年の自分たちの思いを聞いていただくことになりました。私たちが一番大きく期待をかけたのは、やはりグループホームの制度化です。これまでわが国の障害福祉は、施設を増やし措置費を増やすことが福祉の向上である、と考えられてきました。それに対して、施設の中で一生暮らすのではなくて、普通の場所で普通の暮らしを保証すべきであり、そのためにはグループホームが有効ではないか、という議論が巻き起こってきました。

そして平成元年、グループホームの制度が実現しました。私たちが前から取り組んできた生活ホームが、これにつながったわけです。私たちのところでは七棟が一度に、国のグループホーム第一号として認可されました。

それから十年経って、現在（平成十年）は、グループホームの数は全部で三六棟にも膨れ上がっています（田島 1999：46）。

ここでのポイントとして、「普通の場所で普通の暮らしを保証」する点が挙げられる。グループホームに期待されていた点として、当事者が地域社会において生活の基盤を築いていくための拠点になりうること、また、障害の有無によって当事者の日常生活が左右されることのない環境作りなどが挙げられる。

当時のグループホームは社会福祉事業法における第二種社会福祉事業に位置づけられ、運営主体は精神薄弱者援護施設と精神薄弱者通勤寮を経営する地方公共団体及び社会福祉法人等に限定され、いずれの場合も、夜間、休日、緊急時等の必要なときに適切にグループホームをバックアップできることや、世話人を援助し、指導・監督する能力を人的にも保有している団体であることが条件とされた（厚生省児童家庭局障害福祉課監修 1989）。

第3節 現場における実践及び障害者運動が与えた影響

入所施設の建設やその形態の変化には、前節で述べた法制度の動きが大きいですが、一方で障害者運動や現場における実践活動が社会を動かしたことも見逃せない。

(1) 障害当事者やその支援者による障害者運動

1950年代においては、1952年における全日本精神薄弱児育成会（現：全国手をつなぐ育成会連合会）の結成が挙げられる。全日本精神薄弱児育成会においては、①精薄児施設の増設および内容の拡充、②精薄者福祉のための法的措置の整備および職業補導施設の設置等を掲げて運動を行っている。

また、1964年には、全国重症心身障害児（者）を守る会が発足した。その後、「乳児から老人に至る終生を一貫した総合的な特別な法律」を制定することと、「専門的な療育を行う施設」を国の責任により全国各地に設置することなどを国に求めた。これにより、政府は1966年度の予算編成過程において、国立療養所に重症心身障害児（者）を収容するための病床を設け、都道府県知事が国立療養所に入所を委託するという仕組みを創設した。

全国重症心身障害児（者）を守る会の運動は、先述した報告書「心身障害者のためのコロニー設置について」に取りまとめられることになった。

1970年代は「青い芝の会」による脳性マヒ当事者らによる運動も有名である。当初は、脳性マヒ者の親睦や互助活動が中心とされていたが、後に国立の収容授産施設の建設を要求するなどの社会活動も行っていた。

この他にもわが国のなかで多様な障害者運動が起っており、それらの運動は入所施設の建設などを推進することとなった。

（2）現場における実践活動の状況

1960年代からコロニーなどの大規模施設の整備及び数的な充実がなされるようになっていった一方で、同年代において、民間による当事者支援を展開していた所も見られている。

まず、1962年の滋賀県甲賀市において、池田太郎によって発足した「集団自治寮」、2つ目に同年の長崎県北松浦郡佐々町において、近藤益雄による「なずな寮」、最後に、1963年の愛知県瀬戸市の江尻彰良による「はちのす寮」が代表的であったとされており、わが国のグループホームの萌芽になったといわれている（寺島 2010）。

また、これらに共通していた点として、寺島（2010：31）は「自宅を使い家庭的環境の中で実施している」、「生活する知的障害者数が1～2人や10人程度と広がりはあるものの少人数で実施している」、「就労（作業）している」、「知的障害者やその親族と寮設置者間において契約関係にある」、「寮設置者とそれを支える地域住民が知的障害者に対し、良き理解者であったこと」を挙げている。

だが当時は、当事者が地域社会で生活を営むための制度的な基盤が整っていないことや、施設を充実させていた国の方針との違いから行政と対立する場面も見られている。

はちのす寮の運営者である江尻（2005：38）は「どのように更正指導して社会へ送り出そうか」という福祉行政の姿勢と、「どのようにして社会生活をともにしてゆこうか」というはちのす寮のそれぞれの姿勢について述べており、はちのす寮などの取り組みが行政などに理解されるまでには、長い期間を要したとされる。

第4節 知的障害者グループホーム制度化以降の障害者施策の動向

1990年代は、施設収容から地域社会への施策の転換をより一層推進している。

1995年に障害者プランナーノーマライゼーション七カ年戦略が発表され、一番目の目標に「地域で共に生活するために」を挙げ、「ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域のなかで共に生活が送れるように、ライフステージの各段階で、住まいや働く場ないし活動の場や必要な保健福祉サービスが適確に提供される体制を確立する」ことを掲げた。

2000年には、社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法も改正された。

2002年には、「障害者基本計画」が閣議決定し、前期及び後期をそれぞれ5年間とする「重点施策実施5か年計画」が作成されている。その中でグループホームは「重度障害者のニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める」としている（障害者基本計画（平成14年12月）の障害者施策推進本部2の（2）の②のイ）。また、入所施設については「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」とした（障害者基本計画（平成14年12月）の障害者施策推進本部2の（2）の④のイ）。

2003年には、「契約」によるサービス利用とした支援費制度が創設されたが、財政赤字などの課題が表出化し、それらを踏まえて2005年には障害者自立支援法が成立した。

障害者自立支援法では、これまでの障害種別により異なっていた制度体系の一元化や、就労支援の強化などが挙げられ、2012年の障害者自立支援法改正の際は、応能負担の原則化や、グループホーム（及びケアホーム）入居者への費用助成を創設するなどの改正がなされている（厚生労働省2010）。

その後も、2013年に障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正や、2016年においては、障害者差別解消法の施行など、近年においても障害者施策はめまぐるしく変化して

いるといっても過言ではない。

特に、障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病等が追加され、翌年の 2014 年度からは、重度訪問介護の対象者拡大とケアホームのグループホームへの一元化などの改正がなされている。

また、国連においても、2006 年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国も 2007 年に署名し、2014 年に批准している。

特に同条約の第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」には、以下の記述がなされている。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること（外務省 2016：22-3）

このように、当事者の地域移行や地域生活の推進及びその保証を行うことが世界中の潮流となっていることが見受けられる。しかし、この点について鈴木は「入居者がこれを居住地として選択することが前提となるが、『誰と住むか』や『どのグループホームに住むか』までをも決定することができる入居者がすべてではないのが現状である」とし、「当事者は運営組織側に『グループホームに入居したい』という意思を伝えることができたとしても、入居の最終決定権は運営組織側が有している」ことを述べている（鈴木 2016：77）。

また、近年においては、グループホームに関する課題も多くみられ、毎日新聞によると、重度障害者への対応や細かな支援を展開していくための専門的な能力を持った人材を確保することの困難さや、施設に比べてグループホームの経営は効率が悪く、スプリンクラーの設置義務化などで負担が増えたことによる新規建設が滞る要因となっていること、さらに、障害者への偏見の根強さもあることを指摘している（毎日新聞 2017 年 7 月 19 日 東

京朝刊)。

第5節 わが国の障害者施策のそれぞれの節目

本節ではこれまでの各節での内容を踏まえた上で、グループホームの設立及びその発展の過程について、社会的背景との関連から整理を行う。

まず、グループホームの制度が確立された社会的背景と、制度政策の転換の契機や節目となったものに焦点をあてる。

一つ目は、戦後間もない1947年に制度化された児童福祉法と1952年に結成された全日本精神薄弱児育成会についてである。

児童福祉法では精神薄弱児施設などの設置を行い、全日本精神薄弱児育成会は精神薄弱児施設の増設などを目的に運動を行っている。このことから、施設の充実を目指す国の方針と親たちの運動の方向性が合致していたことが挙げられ、当時の施設充実の施策が更に推進していったと考えられる。しかし、当事者たちの意見などが当時の施策に汲み取られなかったことに関しては一つの課題であると考えられる。

2つ目は、1960年代半ばから動向が見られたコロニーについてである。コロニーなどの大規模入所施設は、従来の児童福祉法での対応が難しかった成人の当事者や、重度の障害児に対する支援に対応するためでもあったが、この背景にも全国重症心身障害児(者)を守る会の運動による建設の要求がみられた。そのため、コロニーなどの「受け皿」の建設が推進されていくことになった。

3つ目は、1981年の国際障害者年のキャンペーンである。これまでのわが国の障害者施策は、コロニーをはじめとした大規模入所施設充実であったが、国際障害者年を機にわが国にノーマライゼーションの思想が広く宣伝され、施設充実の施策ではなく、地域社会での生活やサービスの提供の整備に転換する大きな契機となり、わが国の障害者福祉の大きな転換点であったともいえる。

4つ目は、精神薄弱者地域生活援助事業によるグループホームの制度化である。これにより、グループホームの整備に国の予算がつけられることになった。また、グループホームの創設によって、当事者の地域生活への移行やその推進が本格化したことも極めて大きな意義である。さらに、グループホームの制度化には、グループホームに近い性格で営んでいた「はちのす寮」などを参考にしたとされており、制度の基盤が十分とはいえなかった中で営まれていた先駆的事例がグループホームの制度化による当事者の地域生活の推進

に貢献している。

最後に、2000年代以降の制度及び施策についてである。2000年代は先述したとおり、幾多の法制度の施行や改正などが行われている。特に2005年の「障害者自立支援法」や2013年の「障害者総合支援法」について、就労支援の強化やグループホーム利用に対する助成の創設は、当事者の地域移行や地域生活を促進するための要素が大いに含まれており、わが国の障害者福祉制度の中でも、グループホームが重要な位置づけとして存在していること、また、国連の障害者権利条約への批准などから、今後もグループホームを中心とした地域移行施策を更に推進していくと考えられる。

以上のことから、わが国の知的障害者の支援に関しては、従来は入所施設を中心とした制度施策であったが、今日においては、グループホームなどを基盤とした地域生活の充実を図っている。その背景に見られたのは、入所施設時代から民間の障害者福祉に関する強い理念をもつ活動家によるグループホームに近い実践などがあり、その存在意義が社会的認知を得ていたことや、わが国において、ノーマライゼーションの思想が浸透及び普及したことが大きいといえる。

第2章 先行研究からみるグループホームの地域交流の展開状況とその定義づけ

はじめに

本章では、下記の2つの目的のもと、論述を行う。

①知的障害者グループホーム、精神障害者グループホーム、認知症高齢者グループホームが地域との交流をどのように展開しているのかに着目し、グループホームの地域交流に関する意義及び課題を先行研究や関連する資料等のレビューを通して検討すること、②地域交流の定義に関して、①の整理を通して論述を行うことである。

第1節 グループホームが地域交流を行う必要性

グループホームが登場した背景にはノーマライゼーションの理念⁵⁾が背景にあり、グループホームはそれを具現化した制度の一つであるといえる。すなわち、グループホームにおける暮らしの主体は入居者であり、入居者が地域との関わりを希望するのであれば、地域への門戸を開いておく必要がある。グループホームが地域における共同生活の場であることは先述したとおりであるが、一方で、船本が指摘するように、単にグループホームで日常生活を営むだけでは地域との関係をつくることは困難である(船本2017)。

また、大國ら(2002:45)は「痴呆性高齢者グループホームは小規模であるがゆえに地域とのつながりが強く求められる」と主張し、「グループホームが地域とつながり、地域に開かれているためには、まずグループホーム自体が地域のなかに立地していることが前提となる」と述べた上で、地域とのつながりの在り方として以下のように記述している。

グループホームが地域との脈絡をつなぐためには、家族の自由な訪問が容認されていることは言うまでもないが、地域の人々(例えば、乳製品販売や八百屋、その他の移動販売、訪問理容、郵便配達員など)が、様々なかたちでグループホームに訪ねて来てくれるような機会をつくり出すことが望ましい。その一方で、入居者自身も地域の一員として老人会に参加したり、地域の居酒屋やカラオケに行ったりといった積極的な外出も望まれる。このように、地域との双方向の交流が日常的に成り立っていれば、入居者の搜索をせねばならない事態が発生したときなどでも、地域からの自然な協力を得ることができるだろう。(大國ら 2002:45-6)

このように、地域との交流はグループホーム側からその機会を作り出す必要があることや、地域との関係が構築されていれば、緊急時の協力が得られやすくなることなどをメリットとして挙げている。また、この主張は、知的障害者及び精神障害者グループホームにも当てはめることができると考える。本間（2014）も地域交流のきっかけを作るには、施設側からそのきっかけを作る必要があることを述べ、大嶺（2010）はグループホームの職員が毎日挨拶するなどの取り組みから始めることを勧めている。異なる角度からではあるが、鍛冶（2010）は知的障害者の地域生活への移行と自己決定過程に関して先行研究から考察を行い、その中で、「知的障害者が地域での生活を継続していくには、周囲からの支援が重要である」ことを述べ、その中には、「グループホームの世話人や施設職員、家族だけでなく、さまざまな福祉サービス機関・従事者やボランティア、近隣の住民、そして同じく地域で生活する知的障害者など多様な存在が考えられる」としている（鍛冶 2010:20）。

上記の通り、先行研究では、地域交流の必要性が述べられている。

第2節 グループホームの地域交流の展開

(1) CiNii からみる先行研究の動向

グループホームの地域との交流に関する研究の動向を把握するため、CiNii で検索を試みたところ、2018年6月時点で35件が該当した。これらの発行年ごとの件数は表6の通りである。そこで、①認知症高齢者グループホーム、②精神障害者及び知的障害者グループホーム、③CiNii の検索では該当しなかったが、本研究と関連がある先行研究や資料等を取り上げ、それぞれの内容を整理しまとめていく。

文献や資料等の発表年や文献数に関しては、表7にまとめた。先行研究ごとの目的や研究対象、研究結果をまとめることで地域交流の現状に関する考察の足掛かりとした。表7の内容を概観すると、2002年が最も文献の公表数が多く2003年～2005年にそれぞれ3～4本、2014年に4本の文献が公表されていることが見て取れる。この背景には、2005年に制度化された障害者自立支援法や、2013年に改正された障害者総合支援法があることが推察される。

表 6 CiNii によるグループホームの地域交流に関する検索結果

(発表年と文献数)

2000 年	1	2007 年	0	2014 年	4
2001 年	2	2008 年	1	2015 年	1
2002 年	6	2009 年	1	2016 年	1
2003 年	3	2010 年	2	2017 年	0
2004 年	3	2011 年	1	2018 年	0
2005 年	4	2012 年	4	合計	35
2006 年	0	2013 年	1		

注 1) 検索は「グループホーム&地域&交流」をキーワードにして行った。また、2000 年以前の該当はみられなかった。

注 2) 検索の時点では 37 件が該当したが、2 件重複した文献があったため、除外したうえで件数を示している。

表7 グループホームの地域交流に関する文献及び資料一覧

著者・タイトル・出版年	目的	対象(者)・調査方法・調査内容	研究結果	研究の限界・今後の課題など
古山周太郎・土肥真人(2000) 「精神障害者グループホームの地域交流の実態に関する研究」	東京都の精神障害者グループホームを対象に、運営実態を把握する。その後、周辺地域等の分析を行い、グループホームの地域交流の実態を明らかにし、精神障害者の地域生活に考察を加える。	57ヶ所のグループホームを対象にヒアリング調査。内容は、運営実態、入居者について、居住空間、地域交流に関してなどであった。51 ホームから回答があった。なお、調査対象者は、グループホームの世話人又は運営団体の方であった。	精神障害者グループホームは様々な団体が運営しており、運営形態や居住空間構成は様々であった。また、半数以上のグループホームが何らかの形で地域交流をしており、交流の現状には、運営団体の考え方や運営形態、周辺地域や居住空間といった空間的要素も少なからず影響を与えていることを明らかにした。	グループホームによっては、必ずしも地域交流が入居者にとって良いという考え方はなかった。
大原一興・佐藤 真衣子・小滝一正・ほか(2002) 「痴呆性高齢者グループホームの地域との関わりに関する研究-その1 地域との交流と外出行動の概要-」	グループホーム地域との関係の在り方について考察するため、外部環境において、入居者が施設内で味わえない生活としてどのような経験をしているのかを把握することを目的としている。	都内の3つの単独型グループホームを対象とし、入居者の外部空間における行動、外出行動を中心に調査している。方法として、ヒアリング調査や、入居者の行動追跡調査などによる外出行動の調査を行っている。	グループホームの地域社会との交流は、近隣の地域住民が痴呆性高齢者を理解する上でも効果的であること、買い物などの外出行動は商店員の理解に支えられていることを指摘した。	
佐藤 真衣子・大原一興・小滝一正・ほか(2002) 「痴呆性高齢者グループホームの地域との関わりに関する研究-その2 外出時のコミュニケーション行動の考察-」	大原ら(2002)の研究に引き続き、グループホームの外出行動の特性について考察をする。	対象や調査方法、調査内容は大原ら(2002)と同様。本研究では、外出時のコミュニケーション行動の実態から、地域環境の与える意味や、社会関係の構築等に関する分析を試みている。	地域の人との関わり方について、グループホームスタッフが付いている時と付いていない時では入居者の行動に変化があり、スタッフが付いていない時のほうが、地域住民への積極的な姿勢があること(積極的に分らないことを尋ねるなど)を明らかにしている。	
大嶽敏也・渡辺俊(2003) 「東京都における痴呆性高齢者グループホームの入居者と地域社会との関わりについて」	入居者の外出行動及び交流の実態を明らかにすること、また、立地環境の異なる事例の比較検討を通して、地域交流を促進するための基礎的知見を得る。	東京都内のグループホーム(4施設)を対象に、入居者の外部空間における行動、外出行動を中心に行動追跡を行い、後方からビデオ撮影をし、入居者とスタッフの行動を記録している。	外出内容は、散布が高い割合を占め、次にレクリエーション(イベント参加等)を目的とした外出が多かった。入居者の生活範囲は一定の範囲があることが明らかとなっている。	都市部に立地することで、周辺の都市施設を利用した外出が可能である一方、それが住民との交流に直接結びつくとはいえないことを述べている。また、外出時の工夫や配慮、地域に対する働きかけなどのグループホーム側の運営方針が重要であることも挙げている。
戸所貞聡・集田尚彦・奥俊信・ほか(2004) 「入居者の屋外外出行動とユニット間交流:グループホームにおける環境と人間行動の相互作用について(その6)」	痴呆性高齢者の個別の事例から、入居者の外出について考察を行う。	2つのグループホームを対象に、入居者の外出時に行動追跡を行い、後方からビデオ撮影をし、入居者とスタッフの行動を記録している。	グループホームのユニット間の交流は、ユニットのつながり方の違いによって交流回数に差が見られること、滞在できる空間では会話等の内容の濃い交流へと発展していたことを明らかにした。	
終崎京子・六反田 千恵・新井 茂光(2005) 「痴呆性高齢者グループホームと地域との交流に関する現状と課題」	グループホームと地域の関係性を把握することを目的とした。	まず、栃木県の痴呆性高齢者グループホーム39件を対象とした質問紙調査を行い、その後、11件のグループホームを対象とした聞き取り調査。本研究は聞き取り調査の分析と考察。	地域交流には、積極的意見と消極的意見があったが、共通意見として、「痴呆性高齢者に対する理解」があり、それが交流の意義として確認できた。	地域交流がグループホームの入居者の生活の質に与える影響について分析を行う必要性を指摘している。
六反田千恵・終崎 京子・新井 茂光(2005) 「栃木県における痴呆性高齢者グループホームの現状について」	グループホームの全体像とその直面する課題を明らかにすることを目的とした基礎調査。	栃木県の痴呆性高齢者グループホーム39件を対象とした質問紙調査。この調査の中で、地域との関わりを把握する質問項目の一つとして設けている。調査の結果、19件から回答があった。	イベント的な交流に関しては、グループホームの開設年数や運営主体の種別が大きく関与しており、また、併設施設の有無が影響を与えている可能性が高い。社会福祉法人はイベント的交流に積極的であり、NPO法人や営利法人は日常的・自発的な交流に積極的、医療法人は交流に慎重である傾向を示唆した。	グループホームと地域との交流では、運営側の姿勢や立地、近隣のコミュニティの状況なども考慮する必要があることを指摘している。また、職員体制や受け入れの基準などの多くの課題があることも挙げている。
菅野真琴・飯田雅史(2005a) 「地方におけるグループホームに関する実態調査:その2 十勝地方の2グループホームの変遷」	十勝地方の2つの町村に設立されたグループホームを対象に、設立の経緯や、住まい方の変遷、地域交流を中心に分析、考察する。	Kホーム、Nホームの2ヶ所のグループホームを対象に、入居者及びホーム長等へのヒアリング調査。また、周辺地域との交流関係についても現地調査を行った。	両ホームは地方に設立されており、入居者・スタッフ共に近隣住民が多いため、近隣住民との交流も深い。	Kホームに関しては、冬の積雪や低温等により、散歩が無いに等しい状況であったため、冬の過ごし方が課題として残った。
菅野真琴・飯田雅史(2005b) 「北海道における認知症高齢者グループホームに関する調査研究:十勝地方のKホームを事例として」	北海道に設立されたグループホームであるKホームを対象に、設立の経緯や、住まい方の変遷、地域交流を中心に分析、考察する。	調査方法及び内容に関しては、菅野ら(2005a)と同様。本研究はKホームに焦点をあてている。	Kホームは地方に設立されていたため、スタッフは身近な人が多く、地域に根ざした施設になっていた。	菅野ら(2005a)と同様の課題が述べられていた。
山口幸・越智雅美(2006) 「地域における認知症高齢者グループホーム入居者の地域生活と地域におけるグループホームの役割-」	入居者の地域生活と地域でのグループホームの役割の両面からアプローチを行い、地域における認知症高齢者グループホームの在り方を明らかにする。	兵庫県神戸市のグループホーム2ヶ所をフィールドに調査し、フィールドスタディだけではなく、ケース記録などを活用している。それらの中から「地域」に関する事柄を抽出している。	グループホームは入居者の中でこれまで通りの生活を送ることを可能にするだけでなく、地域の中で役割を担うことによって、地域の在り方にも影響を与える力があることを明らかにした。	すべてのグループホームが地域との関係が構築されているわけではないこと、グループホームの数だけグループホームの在り方があることを指摘している。
納戸美佐子・上城憲司・中村貴志(2009) 「福岡県における認知症高齢者グループホームの地域交流に関するアンケート調査」	福岡県の認知症対応型のグループホームの地域交流の状況を明らかにする。	福岡県認知症高齢者グループホーム協議会Xプロジェクトに加盟しているグループホームを対象に、地域交流に関する項目を設けたアンケート調査を実施。35件の回答があった。	地域住民との交流は、イベント以外でのグループホームの訪問は難しいこと、グループホームとしては、日常的な利用者との関わりを必要としているものの、限定された場面の関わりに留まっていることが明らかとなった。	少数ではあったが、日常生活の中で地域住民との交流が行われていたグループホームもあったため、そのようなグループホームへの聞き取り調査から、地域との良い関係づくりのための過程・方法を明らかにすることが必要であることを述べている。

表7 グループホームの地域交流に関する文献及び資料一覧（つづき）

<p>寺島正博（2010）「知的障害者グループホーム利用者と地域住民の交流に対する意義と促進要因の研究-地域住民と知的障害者グループホーム従事者のインタビュー調査から-」</p>	<p>地域住民との交流を明らかにし、交流がもたらす意義と促進要因について探究することを目的とする。</p>	<p>グループホーム従事者8名と地域住民8名を対象としたインタビュー調査を行い、それぞれの心情的側面と外見の側面に着目し、双方に与える影響を検討している。分析は「修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ」を用いている。</p>	<p>分析の結果、交流を通して、地域住民に新たな心情形成が起こり、入居者とその環境に対する関心が現れ、その真実を知ることができることを挙げている。交流の促進要因として、地域住民の意識改革とグループホーム従事者（世話人）の役割の2つが述べられている。</p>	<p>交流に対して特別な意識を持っていないグループホームを対象とした調査を実施する必要があること、交流が行われていないグループホームにおいて、本研究の妥当性を検証する必要があること、各地域の風土、慣習、人口流動などの諸事情を考慮した交流の在り方を検討する必要があることを述べている。</p>
<p>日本グループホーム学会（2012）「平成24年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査」</p>	<p>全国のグループホーム等の実態を把握し、障害者の地域生活を支える社会資源としてのグループホーム等の課題を探ることである。</p>	<p>調査対象は、障害者自立支援法によるグループホーム等の実施主体の内、WAMNETに登録されている全事業所を対象に実施、3,895法人に調査票を郵送し、1,311法人から回答があった。グループホームに関する多様な項目を調査している。</p>	<p>「入居者と地域住民・自治体との関わり」では、「特にない」が4割近く（37.8%）で最も多く、次に「火災や災害に対する防災の取り組みを地域と連携して実施している」が24.8%、「グループホーム等を地域住民の方へ見てもらうためのイベントを開催している」が13.4%であった。また、ボランティアの活用に関しては、2割程度の活用実態に留まっている。</p>	
<p>納戸美佐子・野瀬真由美・上城憲司（2013）「認知症高齢者グループホームにおける地域住民およびボランティアとの交流に関する調査～2008年と2012年のアンケート調査の比較～」</p>	<p>納戸ら（2009）の先行研究と同様のグループホームを対象に再度調査し、地域住民やボランティアとの交流状況の変化について検討する。</p>	<p>調査方法は納戸ら（2009）と同様。調査内容は質問項目の追加を行っている。30件の回答があった。</p>	<p>地域住民との交流に関しては、納戸ら（2009）と比べ、地域住民側がグループホームを訪問するパターンでの交流が増加し、交流パターンも多様化の傾向が見られた。一方で、ボランティアの受け入れに対する不安を感じているグループホームが増加していた。</p>	<p>納戸ら（2009）で実施した全ての施設から回答が得られなかったこと、限定された地域の報告であるため、地域の特性に応じた対策を検討していくことが課題である。</p>
<p>産労総合研究所（2014a）「積極的な交流で閉鎖的イメージを払拭：各施設とも理解とPRに力点」</p>	<p>介護施設を取り巻く環境変化、特に社会資源として、地域貢献という役割をどのように捉えて、どのように実践しているのか、推進していく上で何が障害となっているのか等を明らかにした。</p>	<p>本誌読者から任意で抽出した介護施設1,305施設を対象にアンケート調査を郵送にて実施。回答施設は老健84施設、特養163施設、グループホーム21施設、有料老人ホーム16施設、その他11施設であった。</p>	<p>グループホームは施設開業による交流の輪や場を増やすことを予定している所が多く、グループホームとして地域に何ができるかという問題意識の高さが表出していることを指摘している。また、交流の目的・意義として、利用者の気分転換、施設に対する理解とPR、防災時の協力関係の構築などの割合が高い結果となっている。</p>	
<p>産労総合研究所（2014b）「地域交流に関する実態調査自由記入欄からみた交流推進上の課題：交流の形も多様になってきた今 地域の期待にどう応えるか」</p>	<p>産労総合研究所（2014a）の調査で得られた自由記述を紹介。</p>	<p>産労総合研究所（2014a）で得られたデータの中から自由記述を紹介している。</p>	<p>グループホームからの自由記述では、交流を通してグループホームの理解が広がったことが挙げられていた。一方、課題として、スタッフの人員不足や時間的余裕のなさ、利用者の重度化など、多くの課題が記載されていた。</p>	
<p>高山早苗（2014）「地域交流を見据えた認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の現状と課題：グループホームに期待される機能と職員の意識に焦点をあてて」</p>	<p>グループホームで働く職員の立場の違いによる意識や行動が入居者の生活にどのように影響するか考察する。</p>	<p>N県内のグループホームサービス提供事業所187ヶ所を対象にアンケート調査を実施。内容はグループホームの地域との関わり、役職毎のケアに関する意識の差を調査。55事業所より回答があった。</p>	<p>現状に問題意識がある職員の共通点として、管理者やリーダー、勤務年数の長さ、福祉系資格の保有、常勤職員の4つを挙げている。一方、経験が浅い職員は、地域交流に対する問題意識が薄く、両者の差が顕著に表れた。</p>	<p>実態把握や課題の指摘に終始し、自由記述の分析や、今後の方向性の提言までは至らなかった。</p>
<p>船本淑恵（2017a）「グループホーム 入居障害者の地域関係形成支援の現状と課題 —グループホーム職員の地域関係形成支援に関する調査より—」</p>	<p>地域との関係形成を意図してグループホーム職員が行っている支援の現状を明らかにする。</p>	<p>WAMNET及び自治体HPを通して抽出した1,362ヶ所の事業所を対象に質問紙を郵送で配布。配布総数は1,334ヶ所、640ヶ所から回収。633ヶ所を有効回答とした。質問項目は、基本属性、入居者と地域との関係、グループホーム 職員の地域との関係形成、地域との関係形成に関する困りごと、自由記述の6類型である。</p>	<p>グループホーム職員の努力だけでは入居者の地域生活が維持できないという現状を確認することができた。また、グループホームにおける地域関係形成支援の問題として、現在の制度上の限界が指摘できる。業務であるのかどうかという議論の前に、入居者が地域で生活するためには必要な支援であるという認識から、地域と関わっている職員の姿が見て取れる。そのため、時間外の活動となったり、一部職員の負担になってしまっていることが示唆された。</p>	<p>入居者の障害によって地域との関係形成支援において要請される業務が異なるため、一律に定めることには注意が必要であることを述べている。</p>
<p>船本淑恵（2017b）「障害者グループホーム職員による地域との関係形成支援の現状と課題 —グループホーム職員の地域関係形成支援に関する調査より—」</p>	<p>地域との関係形成を意図してグループホーム職員が行っている支援の現状を把握し、その特徴を明らかにし、課題を提示する。</p>	<p>調査対象者や方法は船本（2017a）と同様。調査内容は、「地域住民との交流」、「自治会等との交流」、「入居者の関わり支援」、「理解の促進」、「事業所としての取り組み」の5区分、20項目を設けている。</p>	<p>グループホーム職員が地域との関係を形成する支援に関わり切れていない現状が把握できた。また、グループホーム職員は、交流を深めるよりも「摩擦の解消」への取り組みの頻度が高く、地域との関係で「トラブルの回避」に重点を置いていることを指摘している。</p>	<p>グループホームの取り組みが地域との関係に影響を与えていることは明らかであるが、どのような支援が関係形成に有効であったのかという点については明らかにできていない。</p>

(2) 認知症高齢者グループホームの地域交流に関する先行研究 (表 7 参照)

認知症高齢者グループホームの地域交流に関する先行研究を概観すると、日本建築学会の学術講演梗概集として発表されている物が目立つ (大原ら 2002 ; 佐藤ら 2002 ; 大嶽ら 2003 ; 戸所ら 2004 ; 菅野ら 2005a ; 菅野ら 2005b)。

その結果、地域住民との交流が認知症高齢者に対する理解促進につながっていることや、グループホームの立地やスタッフの存在が地域交流に与える影響等について指摘している。また、各大学紀要等においても、認知症高齢者に関する研究の中で、地域との関わりが取り上げられているため、それぞれの内容を挙げていきたい。

例えば、グループホームの運営法人によって、地域との交流に対する姿勢が異なることを示唆している研究 (六反田ら 2005) や、地域交流に積極的なグループホームと、消極的なグループホームがある上で、両者のグループホームに共通する点として「生活の質の向上」を挙げ、地域交流の促進を行なうことが有効であるかの検討が必要であることを述べている研究が見られる (終崎ら 2005)。

また、2008 年と 2012 年において、同一のグループホームを対象にしたアンケート調査を実施した研究もあり (納戸ら 2009 ; 納戸ら 2013)、その結果、多くのグループホームに日常的な近隣住民との付き合いがあることや、その後の経年調査においても、地域との交流のパターンが多様化していることが明らかとなっている。一方で、ボランティアの受け入れに対する不安が増加していた点も指摘している。

さらに、高山 (2014) の調査では、現場経験が長い職員が地域交流の必要性を理解しており、一方で、経験の浅い職員は、地域交流よりも、日常的な業務にあたることを第一にしている点を明らかにしている。そのため、新人職員の育成や、長期間勤務ができる環境づくり等を行う必要があることを述べている。

その他に、産労総合研究所 (2014a : 2014b) による独自調査では、交流の場を増やしていくことに意欲的なグループホームが多い点を挙げているが、課題として、職員不足が多く挙げられている。

(3) 精神障害者グループホーム及び知的障害者グループホームの地域交流に関する先行研究 (表 7 参照)

精神障害者グループホームの地域交流に関して、古山らは、地域交流を通して、地域住民に対して精神障害に対する理解を生み出す状況をつくるきっかけになっていることを述べている。ただし、グループホームによっては、地域との交流に対して、一概に良い考えを持

っているわけではないことを指摘している（古山ら 2000）。

一方、寺島（2010）は、知的障害者グループホームの従事者と地域住民にインタビュー調査を行った結果、利用者の変化として、地域住民と気軽に交流ができる和やかな関係が構築されることや、その一方で、地域住民の変化として、当事者やその環境への関心が現れることや見方が変わることを挙げている。

（4）地域交流に関連する先行研究の概観（表 7 参照）

CiNii による検索に該当はしなかったが、先行研究を探索した結果、地域交流に関連する先行研究がいくつかみられた。

まず、山口ら（2006）は、認知症高齢者グループホームへのフィールド調査を通して、グループホームの入居者が地域社会の中で何らかの役割を担うことで、地域の在り方にも影響を及ぼす力をもつことを明らかにしている。

次に、日本グループホーム学会（2012）の全国調査では、地域交流に関する項目で、「入居者と地域住民・自治体との関わり」では、「特にない」に回答している法人が 4 割近くとなっている。

船本（2017a）は、調査を通して、グループホーム職員の努力だけでは入居者の地域生活が維持できない現状を明らかにし、現行の制度上の限界などを指摘している。

さらに船本（2017b）は考察を行い、その結果、ほとんどのグループホームにおいて何らかの関係形成支援を行っているものの、グループホーム職員が地域との関係形成支援に関わり切れていないこと、グループホーム職員は地域との交流を深めるよりも、地域とのトラブルを回避する取り組みを重視して行っていることが明らかとなっている。

第 3 節 先行研究からみるグループホームにおける地域交流の意義及び課題

（1）グループホームにおいて地域交流を展開する意義

地域交流の意義として、入居者の障害特性や認知症等の理解促進につながることで多く挙げられており、これは認知症高齢者グループホーム、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホームに共通して見出された点である。これは、交流による理解促進を通して、入居者に対するスティグマの軽減に大きな影響を与えているといえる。

その他に、交流の促進が入居者と地域住民の関係構築につながるだけでなく、入居者が社会的な役割を担う機会を創出することができることも明らかとなった。

(2) グループホームで地域交流を展開していく上での課題

交流の意義が見出された一方で、地域交流には課題も多く、地域交流に対する考え方がグループホームや職員ごとによって異なっていることや、そもそも職員不足であることを指摘している結果が見出された。

特に、上記の船本が明らかにした、地域との交流よりも、地域とのトラブルを回避する取り組みを重視している障害者グループホームも多くあるという現状は、トラブルへの対処を含めた地域との交流のやり方に苦慮しているグループホームも多いといえる。

(3) 関連する先行研究による知見

まず、地域交流の視点からみた研究の動向としては、認知症高齢者グループホームに着目した研究が目立ったが、これは山口ら（2006：104）の「グループホームのサービスの質を測る重要なキーワードとして注目を集めているのが『地域』である」と述べているように、認知症高齢者は地域に根付いた取り組みを早くから求められていたことと関連していると考えられる。

一方で、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホームに焦点をあてた先行研究は筆者が探索する限り量的に乏しいことが明らかとなったため、現段階では認知症高齢者グループホームとの研究結果の比較が難しいといえる。そのため、知的障害者グループホームや、精神障害者グループホームが地域交流を行っていく意義や課題等に関しては、今後改めて検討を行う必要がある。

第4節 先行研究をもとにした地域交流の定義づけ

地域交流の定義に関して、先行研究のなかでは、具体的な文言での定義は見出せなかった。

地域交流に関しては、交流の対象者や交流範囲、交流場所や交流のための活動内容などが一概に決まっているわけではないため、具体的に定義する難しさがあると考えられる。

これまでの先行研究を概観すると、グループホームの地域交流の対象となっているのは、近隣の地域住民が中心であったが、交流の内容、すなわちどのような活動や取り組みによって交流がなされているのかについては、グループホームごとに異なっていた。

そこで本章では、「地域交流」を「グループホームの職員や入居者が、主に近隣の地域住民との日常的な付き合いをはじめ、地域のイベントや自治会活動等の多様な諸活動への参加」と定義づける。

注

- 1) 知的障害者グループホームの定義として、「地域社会のなかにある住宅（アパート，マンション，一戸建等）において数人の知的障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって，同居あるいは近接に居住している専任の世話人により日常生活援助が行われるもの」としている（知的障害者グループホーム運営研究会 2001：42）。
- 2) 精神障害者グループホームは、「1992年7月，『精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）が国の予算補助事業として始まり，翌年（1993年）の精神保健法の改正により法定化されるとともに，社会福祉事業法（現・「社会福祉法」）の第二種社会福祉事業として位置づけられた』とされている。（財団法人全国精神障害者家族連合会ら 2005：76）。
なお、知的障害者グループホームとの違いとして、本事業は入居者の対象を「精神障害者」と定めていることであり、グループホーム自体の概要や機能等に関しては、知的障害者グループホームとほぼ同様である。
- 3) 認知症高齢者グループホームの概要として、杉浦は「いわゆるグループホームと呼ばれる施設において痴呆性高齢者を入居させ，共同生活の中で入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する」と述べている（杉浦 2005：33）。
- 4) 本稿では、原則として「認知症高齢者グループホーム（グループホーム）」の表記で統一するが、先行研究では「痴呆性高齢者グループホーム（グループホーム）」の表記も見られたため、該当箇所の引用の際にはその表記に従う。
- 5) ノーマライゼーションの概要や歴史的背景をはじめとした具体的な説明等に関しては、河東田（2009）を参照されたい。

第3章 知的障害者グループホームにおける「世話人」の特質

はじめに

本章では、知的障害者グループホームに配置が義務づけられている職種である「世話人」に焦点をあて、その特質について論述を行う。世話人については各章でも取り上げる機会が多い職種であり、どのような職種であるか本章で明確化しておく。

まず、世話人の主な業務内容として、知的障害者グループホーム運営ハンドブックでは、大別すると①入居者へのサービス、②運営主体（社会福祉法人等）との関係における業務、③地域との関係、④その他の業務が挙げられている。世話人は、その職種に就くために必要な資格や性別、年齢等の要件に関して明確な規定はなく、世話人に対する業務指導や研修、世話人からの相談に応じる体制構築として、バックアップ施設を設けることとなった（知的障害者グループホーム運営研究会 2001）。

グループホームの制度化の後、グループホームに関する多くの研究や調査がなされることとなった。グループホームの世話人に焦点をあてた研究や、グループホームの世話人に関して言及している先行研究等を概観すると、障害者グループホームの政策や実践に関する現状整理を行ったうえで、それらの課題を抽出した研究（松端 2003）や、障害者グループホームと世話人の歴史的経緯の整理や世話人を中心にしたインタビュー調査をもとに対人支援的な視点及び立場で考察を行った研究（宮本 2016）、世話人の入居者に対する「本人主体を志向した支援」の促進要因や阻害要因を明らかにした研究（薬師寺・渡辺 2007）、グループホームの制度化過程やグループホームの成り立ちなどについて公刊資料及び文章等をもとに検証を行った研究（角田 2009）などが見られた。

世話人として業務に従事するにあたって、資格等に関する規定が明確化されていないため、世話人は「非専門職」という位置づけとなる。世話人に関する先行研究等のレビューを通して、世話人の支援対象者が知的障害者である以上、障害等に関する一定の知識、あるいは知的障害をはじめとした障害者に対する支援の実務経験といった専門性が必要になってくるのではないのかと考えられる。世話人の専門性をテーマとして取り上げた先行研究として、世話人に関する2つの先駆的事例を取り上げて考察を行っている研究（宮本 2009）と、その他に、世話人のみに限定している訳ではないが、グループホーム従事者の専門性を取り上げた先行研究（寺島 2012）がみられた。上記の世話人の業務内容を鑑みると、世話人に求められる「専門性」には、対象者への相談援助を主な職域とするソーシャルワーカーや、要支援者への介助をはじめとした直接的支援を行うケアワーカーといった福祉職と深い類似性があるのではと考える。また、世話人という

職種は前述の①～④の業務内容にも書いてあるが、その実態は入居者の生活支援から運営に関する事務作業に至るまで幅広く、介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士といった一般的な福祉専門職とは異なる、世話人特有の「特質」があるのではないかと考えられる。しかし、世話人の「特質」に関して焦点をあてた先行研究は筆者が探索した限りでは見当たらなかった。

そこで本章では、世話人はグループホームにおける日常業務においてソーシャルワークやケアワークに深く類似した専門性を発揮していることを前提とし、それが世話人固有の「特質」を形成しているのではないかとといった仮説のもと、世話人固有の特質に関して考察を行うことを目的とする。なお研究方法としては、世話人に求められる業務内容や専門性について先行研究をもとに改めて整理した上で、さらに他の文献等とあわせて考察を行う文献研究である。

第1節 グループホームに世話人が配置されることとなった歴史的背景

グループホームの制度化に至るまでの歴史的経緯に関しては、松端（2003）の研究をはじめ既に先行研究等で言及されているが、それらの内容をもとにグループホームの制度化の際に世話人がグループホームに配置されることとなった背景を改めて整理したい。

グループホーム制度化前のわが国の障害者施策は、入所施設の設定やその拡充が中心であったが、1981年の国際障害者年を機に、入所施設の整備や拡充に重点が置かれてきたわが国の政策が地域生活支援施策へと転換するきっかけになった。なかでも、1989年に制度化された「精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）」は、ノーマライゼーションの理念を具現化した制度の1つであるが、わが国ではグループホームが制度化される以前から、民間施設の関係者などによって、グループホームに類似した実践が既に展開されていた（角田 2013）。

グループホーム制度化前のわが国の状況について遡ると、明治24年に石井亮一が知的障害児の保護や育成を目的とし、東京に設立した「孤女学園（現：滝乃川学園）」が知的障害を有する当事者への先駆的实践であったとされる。石井らの当時の実践は、知的障害児・者の生活などを保障する制度等が存在しない中で行われたものであった。制度的に知的障害のことを取り上げるようになったきっかけとして、昭和22年に児童福祉法が制定され、その中に精神薄弱児施設が位置づけられたこととされている。その後は、徐々に制度化が進められ、昭和40年代の前半までには知的障害児・者関係の施設体系はほぼ完成し、昭和46年には国立コロニーが開設された（中澤 1997）。

さらに中澤は、わが国の知的障害を持つ人たちの処遇史を「差別を受けながら、社会に混在していた時代（1891年）、②慈善的な福祉施設対応がなされた時代（1891～1947年）、③保護指導を目指した制度的福祉施設対応がすすめられた時代（1947年～）」（中澤 1997：4-5）の3つに

区別している。また、在宅福祉を指向し、地域福祉や社会への統合が目指されるようになったのは1960年代半ばからであったとしている（中澤1997）。

このように、グループホーム制度化前のわが国の知的障害者施策は、施設入所による保護の側面が大きく、施設入所していた当事者たちは地域社会とは隔絶された中での生活を送っていた。

昭和46年の国立コロニー開設を機に、わが国でコロニーをはじめとした入所施設が拡充する一方で、現在のグループホームの源流となった独自の生活形態が誕生していた。それらに関して述べられている内容を下記に抜粋する。

施設でも家庭でもなく、精神薄弱者の小規模な生活共同体として最も古いものは、昭和38年3月に愛知県瀬戸市にできた「はちのす寮」だといわれる。その後、昭和40年に入って滋賀県の信楽にできた「民間下宿」は、小規模な住宅での暮らしを広く紹介し、精神薄弱者の街の中での生活のあり方について多くの示唆を与えた。それは、施設が専門的指導訓練を目指しながら規模を拡大し、多くの機能を備えるために地域から遊離しがちになることへの赤信号的实践であったとみることができる。個が集団の中に埋没し、生活が背後へ押しやられることから、暖かい家庭的生活をとりもどす試みであったということもできよう。（厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課 1997：5）（下線部は筆者による強調）²⁾

はちのす寮³⁾が誕生した昭和38（1963）年は、国の施策として入所施設が推進されるようになった時期であり、地域での生活とは逆行していた。そのような状況において、当時主流であった入所施設中心の施策や思想に囚われることなく、知的障害者の地域における小規模生活の取り組みが独自に行われていたことは画期的であったといえる。

もう一つの先駆的取り組みである民間下宿⁴⁾に関して、池田は「世話人」のことを「母の心を持った1人のおばちゃん」と述べており、世話人が行っていた家庭的な細やかな暖かみのある実践を評価していた（池田 1977）。

昭和40年代の民間下宿の取り組みに関して、角田は民間下宿で生活をする人たちが、窯業工場で就労する一方で、地域住民の助けを得ながら主体的に生活を営む場であり、地域住民と障害のある人たちが共生する新たなコミュニティの形であると述べている。一方、民間下宿の担い手である世話人に対して、なぜ中高年の主婦層を対象化し、母のような存在として位置づけたのかという疑問を呈し、その背景には、1970年代末以降から全国的に展開されていった自治体独自のグループホーム類似事業でも同様の世話人像がみられたこと、即ち世話人は、家事援助を中心に担うヘルパー職に類似した非専門職として位置づけられ、資格を問わない代わりに、安価な労働力

として扱われたことが多く、それは1989年のグループホーム制度化の際にも引き継がれたことを述べている(角田 2013)。

その後は、1981年の国際障害者年を機に、障害の有無を問わずに地域で生活を送る権利があることを主張したノーマライゼーションの理念がわが国に浸透するようになり、1989年にグループホームが制度化され、世話人がグループホームに配置されることとなった。

しかし、グループホーム制度化の際も、世話人の資格要件に明確な基準は設けられなかったこと、入居者支援の業務では、食事提供に重点が置かれたこと、入所施設を中心とする既存の施設には、バックアップ施設として世話人の援助や、世話人の指揮及び監督を行う新たな役割が与えられた(角田 2013)。

角田は、バックアップ施設主導によるグループホーム構想の成立の背景に、世話人を非専門職として規定していたことに起因があることを指摘している(角田 2009)。

また、グループホームの制度化を主導した1人である浅野は世話人に関して以下のように述べている。

グループホームには「世話人」というのをつけます。これは、普通のおばさんでいいと思っています。「普通のおばさん」というのは、普通でなくない、非常識でなければいい、というほどの意味です。大学を出てなくてもいい、福祉施設で働いたという経験がなくてもいい。できたら子どもを育てた経験があるとか、こういう知恵遅れの人たちにそれなりの理解があればいいと思います。つまり、いわゆる常識的な方であれば誰でもいいと思います。

(浅野 1989: 116-7) (下線は筆者による強調)⁵⁾

ここで特徴的なのは、浅野が世話人の人物像として「普通のおばさん」という表現を用いている点である。これは、世話人を募集する際に福祉系の資格や経験等を求めてはおらず、むしろこれまでに福祉専門職に従事した経験がない一般の専業主婦等を世話人として想定しているといえるものであった。勿論、福祉系の実務経験を有していればそれに越したことはないだろうが、浅野はそれらの経験よりも、「普通のおばさん」としてこれまでの生活を営んできたなかで培われた家事や子育てなどの多様な人生経験、すなわち「経験知」を重視した。「普通のおばさん」は地域に根づいた生活をしている親しみのもてる存在であるという暗黙のイメージがあり、その存在がグループホームという施設形態に相応しいと考えられる。

以上のように、グループホーム制度化に至るまでは、入所施設拡充の施策から、ノーマライゼーションの理念などをもとにした地域における生活支援へと重点が置かれるようになったこと、

「はちのす寮」や「民間下宿」のような先駆的取り組みがグループホームの制度化に一定の影響を与えたことは確かである。また、時代が推移していく中で、わが国における知的障害者福祉の考え方に、現在とグループホーム制度化前の時代のそれぞれの明確な変化を表8にまとめた。

表8 わが国における知的障害者福祉の解説

グループホーム制度化前の考え方	弱者救済	福祉サービスの受け手は、少数のいわゆる社会的に恵まれない人たちや不仕合わせな人たちであり、こういう社会的な弱者に対して社会的に強い者が手を差し伸べようという考え方である。
	親亡き後の問題	障害のない子どもたちとは違って、この人たちは永遠の子どもなのだから、その生涯を保護し、教育や訓練の対象とすることが必要で、極めて限られた人たちを除いては自立は無理だとするものである。終生子どもだから親が可能な限り保護すべきだとする考え方である。
	施設主義	障害児（者）施設は、障害福祉のエースとしての役割を受け持って進展してきた。施設は、入所者の保護に基本をおきながら、必要な治療と指導訓練で味つけをし、その全体は治療教育の場として位置づけられている。
	自立について	「自立」とは、人の世話にならないで生きることではなくて、自分の人生を自分らしく生きるということである。自立とは、親や教師や施設職員など本人の周囲の人の価値観で生きることではなくて、自分の持ち味で生きる、自分の価値観で生きる、ということである。
グループホーム制度化後の考え方	ノーマライゼーション	国際障害者年のテーマである『完全参加と平等』を生み出したと言われる思想であり運動であり実践として重要なキーワードが”ノーマライゼーション“である。
	垂直型から水平型へ	少数の弱者に与える福祉ではなく、強いも弱いもなく、みんなそれぞれがもっているものを出し合って、それを分かち合う、分かち合いの中で新しい社会、新しい時代を創造することが求められている。垂直型福祉から、分かち合い、創造する水平型福祉への転換が大きな課題。
	施設福祉から地域福祉へ	このフレーズは、基本を地域生活におくべきだという主張である。なぜなのかはもう説明の必要はないであろう。特別の場である施設をベースにすること、施設への依存を脱して、発想を一人ひとりが選択できる自然の姿に戻そうということである。
	個人生活支援と援助者の役割	自然な人間の暮らしの原型は、個人もしくは世帯単位的生活ではなかろうか。したがって、そこへの必要最低限の支えと、求めに応じた援助が必要なのではなかろうか。

出典：中澤（1997：63-4）の内容をもとに作成。

第2節 知的障害者グループホームにおける世話人の業務内容

世話人の業務内容に関しては、表9にその内容をまとめた。業務内容としては、入居者へのサービスをはじめ、運営主体に対する報告なども含まれている。また、地域との関係においては、自治会及び町内会等との交流や地域住民の理解の促進など、知的障害者グループホームと地域を

つなぐ仲介役としての役割を果たしている。

表 9 世話人が行っている主な業務内容

主な業務内容	具体的な業務内容	業務内容の詳細
入居者へのサービス	食事提供 (原則として朝・夕食)	栄養管理、買い物、食事準備、必要に応じて弁当づくり、食堂台所・食器等の管理、献立記録（あらかじめ献立表を作成する必要はないが、給食関係についての記録はつけておくことが必要）
	金銭出納に関する援助	入居者負担金（家賃）の徴収、入居者負担金（食費、光熱水費、共通日用雑費等）の徴収、管理、支払い、金銭出納帳の個人別チェック、必要な金銭使用の援助
	健康管理	服薬、通院、受診等の助言・同伴、規則正しい生活、清潔、衛生面についての助言、朝・夕の健康状態のチェック
	日常生活場面における相談・助言	職場、交友関係、家族との関係、個人や社会生活に関する相談、必要な助言
	その他	住所変更にはじまる行政機関その他の手続き等の同伴や代行、必要に応じて職場訪問、余暇活動への助言等、入居者が円滑に日常生活を営むために必要な援助
運営主体との関係における業務	報告 (バックアップ施設に対して)	グループホームにおける会計状況（最低月 1 回）、入居者の生活状況（食事献立を含む）・健康状況等（週 1 回以上）の報告
		入居者負担金（家賃）の収納事務 緊急時（病気、事故、家出等）の相談、処理困難な問題の相談・その他、何かあれば即時に必要な連絡、報告
地域との関係		自治会、町内会等との交流 地域住民の理解の促進（摩擦の解消等）
その他の業務		諸記録（献立を含む生活記録、金銭出納、業務記録、健康記録、入居者異動状況記録等）、その他の必要な援助

出典：知的障害者グループホーム運営研究会編（2001：53-4）及び三浦（2001：70）の内容をもとに作成。

その他、小沢らは 18 ヶ所のグループホームを対象とした調査を行い、世話人の役割に焦点をあてて考察を行い、その中で、入居者の食事提供や金銭管理といった入居者の生活の基本的な部分を補うことをはじめ、入居者の生活経験の拡大に向けた援助の実践や、入居者の社会生活上の悩みに対しての助言相談の 3 つを世話人の役割として挙げている（小沢ら 1990）。

世話人の業務内容に関しては、グループホームの入居者の特性やニーズをはじめ、バックアップ施設が世話人に求める役割などがグループホーム毎によって異なってくるため、一概に示すことが困難⁶⁾である。

また、小田村の研究は、グループホームが地域社会に存在している以上、近隣の地域住民等との交流も必要であり、世話人それらを仲介する役割を果たしている現状があることを述べている（小田村 2020）。

以上のことから、世話人には、「グループホームの職員の 1 人」として、食事提供をはじめとした家事援助や金銭管理などの社会生活を営む上で必要な援助、入居者の相談に乗ることや助言を与える相談支援などが主な役割として求められることは明らかである。しかし、それに加えて、「普通のおばさん」として、地域社会とグループホームをつなぐある種の「パイプ役」としての役割も期待されている現状があり、世話人の業務内容は非常に多岐に亘っているといえる。

第3節 世話人を取り巻く課題

本節では、世話人に焦点をあてて行われた先行研究等をもとに、世話人を取り巻く課題に関して整理する。

まず、世話人の実態と認識に関して研究を行った三浦は、知的障害者の地域生活支援を先駆的に展開している横浜市と徳島県 M 市のグループホームで勤務している世話人を対象に聞き取り調査や質問紙調査を実施した。その結果、①法人型のグループホームは同法人運営の入所施設や通勤寮の職員が世話人の相談やバックアップを行っていたのに対し、バックアップ施設を有していないホームで勤務する世話人は緊急時の対応を自分たちで担わなければならない、オーバーワークに悩まされていたこと、②世話人に課せられている責任が重く、仕事上の悩みを相談できる人がいない傾向があること、③バックアップ施設を有していない場所で勤務する世話人は日常生活援助に加え、福祉制度についての知識や介護技術、各機関との連絡調整等の専門性を要求されていた現状があること、④グループホームの規模が大きくなるにつれ世話人配置の工夫等が可能であることを述べている。加えて、世話人を定着させる方策として、定期的な休暇の保証や、世話人を増員してオーバーワークを解消すること、多くの社会福祉法人が基準としている国家公務員並みの給与や福利厚生等の待遇（保証）を提供することを挙げている（三浦 2001）。

次に、日本グループホーム学会は、世話人の孤立化や、勤務時間が朝・夕に分散されるため、昼間に自由に使える時間が限られることなどを指摘している（日本グループホーム学会 2008）。

鈴木はグループホームにおける参与観察や聞き取り調査、質問紙調査を実施し、ゴッフマンの施設論に依拠して考察を行っている。その結果、入居者本人と世話人間の「アイデンティティの政治」を通して、世話人優位の「権力関係」が構築される実情があることを指摘している（鈴木 2009）。

このように、グループホームが少人数の職員しか配置されないことによる世話人の孤立化やオーバーワーク、管理指導的な立場になってしまう可能性があることや、人件費などの問題により世話人の増員が難しい点など、制度上の課題があることも明らかとなっている。

第4節 知的障害者グループホームの世話人の専門性

世話人の専門性について、それに焦点をあてて行われた研究は、冒頭で取り上げた宮本（2009）の研究のみであった。

宮本は、わが国で先駆的取り組みを行っている 2 つの事例を取り上げ、2 つの事例の共通項として、世話人は「普通のおばさん」であることを挙げている。それは「普通のおじさん」や「普通のお兄さん」、「普通のお姉さん」が適さないということではなく、世話人が 40 歳代以降の女性が

多いという背景のもと、象徴的な意味合いで使われているのではないかと推測している（宮本 2009）。

また、宮本はその考察を行う中で、世話人の専門性について「経験が持つある種の不自由さと生活体験の大切さを踏まえて、普通の暮らしを普通の方法で演出・実践できる能力」と定義している。一方で、「普通のおばさん」を基本にして、積み上げの部分（世話人の資質向上など）が求められていることに触れた上で、具体的には法制度の変化や利用者の生活の多様化などに伴い、世話人の業務が食事支援などには留まらず、複雑で困難な業務をこなす必要性や、入居者の日々の現実を受けとめる必要があることを示唆している（宮本 2009）。

これまでにまとめた世話人の専門性及び業務内容を鑑みると、福祉系の資格や経験の有無よりも、食事提供などの家事援助をはじめとした日常生活を営むための知識や技量に重点を置いていることが見て取れる。しかし、世話人の実態として、事務手続きや相談援助、関係機関等との連絡調整など、家事援助には留まらない多様な取り組みが世話人の役割として求められていること、あるいは現に必要になっていることが明らかとなった。

第5節 知的障害者グループホームにおける世話人の特質

本章のこれまでの内容を踏まえて、世話人の特質について考察を展開する。

本研究では、世話人がグループホームにおける日常業務において地域社会での生活を支援するソーシャルワークや個別のニーズに応じたケアを行うケアワークに深く類似した「専門性」を發揮していることを前提にしているが、そもそもソーシャルワークやケアワークの専門性とはどのような分類がなされ、定義されているのかについて、ソーシャルワーカーの機能と定義を表10に、ケアワーク（介護福祉士）の専門性を表11にまとめた。

表 10 ソーシャルワーカーの機能とその定義

ソーシャルワーカーの機能	機能の定義
仲介的機能	クライアントと社会資源との仲介者（ブローカー）として働く
調停的機能	クライアントや家族と地域社会の間で意見の食い違いや争いが見られるとき、その調停者（メディエーター）として働く
代弁的機能	権利を守ることやニーズを自ら表明できないクライアントの代弁者（アドボケート）として働く
連携的機能	各種の公的な社会的サービスや多くのインフォーマルな社会資源の間を結びつける連携者（リンケージ）として働く
処遇的機能	施設内における利用者に対する生活全体の直接援助を行う
治療的機能	治療者（セラピスト）として働く
教育的機能	教育者（エジュケーター）として働く
保護的機能	児童等に対し保護者（プロテクター）として働く
組織的機能	フォーマル・インフォーマルな活動や団体を組織する者（オーガナイザー）として働く

出典：日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998：35-50）「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究』第7号の内容をもとに作成。

表 11 介護福祉士の専門性

求められる専門性	具体的な内容
①介護過程の展開による根拠に基づいた介護実践	利用者の自立に向けた介護過程を展開し、根拠に基づいた質の高い介護を実践する。
②指導・育成	自ら介護等に関する知識及び技能の向上に努めるだけでなく、自立支援に向けた介護技術等、具体的な指導・助言を行う。
③環境の整備、他職種連携	利用者の心身その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、物的・人的・制度的等、様々な環境整備を行うとともに、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

出典：日本介護福祉士会「介護福祉士の専門性」(<http://www.jaccw.or.jp/fukushishi/senmon.php>, 2020.8.30) をもとに作成。

ソーシャルワーカーの機能に関しては、主に9つの機能に分類されたが、世話人の業務内容を概観した際に、それらの機能にあてはまる業務も多いのではないかと考えた。

そこで、本研究では、これまでに取り上げた世話人の業務内容や世話人として行う可能性がある業務も含めてソーシャルワーカーの機能に当てはめ分類した（表12参照）。

表 12 ソーシャルワーカーの機能分類に基づく世話人の業務内容

ソーシャルワーカーの機能	世話人の業務内容
仲介的機能	運営法人（バックアップ施設）、地域住民、自治会・町内会、その他地域の関係機関等との連絡調整。 地域住民に対するグループホームや障害（入居者）に関する理解促進（摩擦の解消）なども含まれる。
調停的機能	地域住民等や、入居者同士、職場等におけるトラブルをはじめ、第3者の介入の必要性が生じた際に、調停の働きかけや入居者の代弁を入居者に代わって行う。
代弁的機能	
連携的機能	運営法人（バックアップ法人）や関係機関等、その他関係者（入居者の親など）との連絡調整を行う。
処遇的機能	食事提供や金銭及び健康管理など世話人としての主要な業務。入居者の状態や障害特性によっては、排泄や入浴などの支援にも関わる。
治療的機能	入居者の日常生活に関することや職場、社会生活上における悩みや愚痴などの多様な相談に乗る。
教育的機能	入居者の日常生活上で生じる多様な内容に対する入居者への助言等。
保護的機能	必要に応じて入居者の母親的な役割を果たす。緊急時の対応なども含まれる。
組織的機能	グループホームの管理運営に関する業務、地域住民との共同による諸活動など。

出典：筆者作成

世話人の業務内容をソーシャルワーカーの機能分類に基づいた内容を表 12 に整理した。世話人の業務内容の全てをあてはめることはできなかったが、表 12 にあてはめた業務内容を表 12 のソーシャルワークの機能とそれぞれ比較した際に、世話人はソーシャルワーカーに類似した機能（専門性）を業務の中で求められているといえる。ケアワークとの比較に関しては、「根拠に基づいた介護実践の展開」や「指導・育成」の機能が全てのグループホームで求められるとは限らないが、入居者の障害特性やグループホームの職員配置によっては、それらの実践も必要である。

冒頭で述べたとおり、世話人は性別や資格、経験等を求める制度上の規定は存在しない。それに加えて、変則的な勤務時間（朝と夕方、夜間が多い）であること、明確な業務内容もグループホームによって異なる部分もあるなどの要因から、現実的には中高年の主婦層が世話人を担うことが多い。

しかし、グループホームの入居者は知的障害などに起因する判断能力の困難さを抱えていることが多く、入居者によっては身体的な合併症をはじめとした身体的な問題や精神的な問題など多様な課題を抱えていることも少なくない。それらの支援を行うにあたって、単に食事提供をはじめとした日常生活支援だけではなく、運営法人（バックアップ施設）や地域社会の諸々の社会資源等との連絡調整や、入居者などに対する相談援助などが必要になる場面もある。

以上を踏まえて、世話人の特質についてまとめると、世話人とは『『普通の主婦』として培われた経験知を基盤に、ソーシャルワークやケアワークに当たる専門職の機能を日々の実践のなかで展開している職種』であり、それが他の福祉系の職種とは異なる世話人固有の「特質」であるといえる。

注

- 1) 中澤（1997）、4～5 ページ。
- 2) 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課監修『地域で暮らすー精神薄弱者の地域生活援助』、中央法規、1997 年、5 ページ。
- 3) はちのす寮の取り組みや歴史的な変遷などの詳細は、江尻彰良『おまえらばかか ほうり出されたおれたち おれたちの生きざし』、現代書館、2005 年。を参照されたい。
- 4) 民間下宿の開設及び展開に関しては、角田（2013）がまとめている。
- 5) 浅野史朗『豊かな福祉社会への助走』、ぶどう社、1989 年、116～117 ページ。
- 6) 世話人の業務内容や実態等がまとめられた著書の 1 つに、東京都社会福祉協議会知的発達障害部会編『地域の暮らしを支え続けて～知的障害者グループホーム世話人の業務実態と想い～』、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会、2007 年。がある。

第4章 知的障害者グループホームの地域交流—実態調査からみるその意義と課題—

はじめに

本章では、アンケートによる量的調査を通して把握することができた知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組みの現状を示した上で、地域交流を行うことの意義及び課題を分析し、それらの考察を行うことを目的とする。

本研究における「地域交流」の定義は、第2章で筆者が設定した定義を援用することとする。また、グループホーム職員の範囲は、船本（2017b）の先行研究を参照し、世話人、生活支援員、サービス管理責任者、管理者の4職種を指すこととする。

次に、本調査に関連する先行研究について探索を行った。その結果、知的障害者グループホームの地域交流に関する主要な先行研究として、以下の2つが見出された。

寺島（2010）は、知的障害者グループホームの従事者と地域住民に対してインタビュー調査を実施し、その結果、利用者（入居者）の変化として、地域住民と気軽に交流ができる和やかな関係が構築されること、一方で、地域住民の変化として、当事者（入居者）やその環境への関心が現れることや見方が変わることを挙げている。

また、船本（2017b）は、障害者グループホーム職員による地域との関係形成支援の現状を把握するためのアンケート調査を全国の市区町村から選定した1,334ヶ所のグループホーム事業所を対象に行っている（有効回収数633ヶ所）。その結果、ほとんどの障害者グループホームにおいて何らかの関係形成支援を行っているものの、一方で、グループホーム職員が地域との関係形成支援に関わりきれていないことや、グループホーム職員は地域との交流を深めるよりも、地域とのトラブルを回避する取り組みを重視して行っていることが明らかとなっている。

しかし、先行研究では、知的障害者グループホームが地域交流を行う事の意義や課題、グループホーム職員の中で地域との交流のキーパーソンとなっている職種や、入居者が地域と関わるためにグループホーム職員がどのような支援を行っているのかなど、十分に明らかになっていない部分もみられた。

本研究の調査の概要について述べる。調査実施時点（2018年1月）の中核市48市内⁴⁾に存在する知的障害者グループホームを運営している法人を対象にした郵送法による自記式アンケート調査を実施した。アンケートへの回答は知的障害者グループホームの管理者に依頼したが、質問内容や質問項目が多岐にわたったため、他の職員による代理回答も認める旨をアンケート用紙と同封した調査協力依頼文に明記した。

法人の住所など、アンケート用紙の郵送のために必要な情報に関しては、独立行政法人福祉医

療機構が運営している総合情報サイト WAMNET(ワムネット)から取得し、WAMNET の検索で知的障害者グループホームの情報が出てこなかった中核市に関しては、インターネット上で知的障害者グループホーム及び運営法人の検索を個別に行ない、法人の住所等のアンケートの郵送に必要な情報を取得している。

その結果、全部で 688 法人が抽出され、その中から系統抽出法による無作為抽出を行ない、半数の 344 法人をアンケート調査の対象として選定した。なお、本調査で中核市を対象とした理由として、中核市の権限の一つとして「介護保険及び障害者福祉サービス事業所の指定」が挙げられるが、それによって、障害者福祉サービスを展開している事業所数がある程度見込めると考えたためである。

調査は 2018 年 1 月 22 日～2 月 20 日で実施したが、2 月 20 日以降もアンケート用紙の返送が見られたため、それらも有効回答とみなした。

最終的に、129 法人(回収率 37.5%)から返送があったが、①宛先不明で返送されたもの、②知的障害者グループホームの開設や運営を行っていない法人からの回答は分析対象から除外し、その結果、有効回答数は 120 法人(有効回答率 34.8%)であった。

調査項目の作成にあたって、先行研究等⁵⁾を参考に作成した。先行研究では十分に明らかにされていなかった知的障害者グループホームの地域交流の実態を明確にするため、知的障害者グループホームの職員の交流状況と入居者の交流状況、運営法人の交流状況をそれぞれ把握できるような形式で質問項目を設けた。また、地域交流のキーパーソンとなっている職種を把握する設問を独自に設けた。

作成した調査項目に関しては、本調査実施前に知的障害者グループホームの管理者 1 名と生活支援員 1 名の計 2 名に調査項目の検討に協力して頂き、調査項目の追加や修正等を行った上で本調査を実施している。

主な調査項目として、回答者や所属法人の基本属性に関する質問を除くと、①入居者及びグループホーム職員と運営法人の地域交流の実態把握に関する項目、②世話人や生活支援員に求める資質及び要件や、雇用確保に関する項目の 2 部構成であるが、本研究では①に焦点をあてて分析及び考察を行い、②に関しては後章にて分析及び考察を行う。

なお、対象法人が複数の知的障害者グループホームを所有していた場合、事業所内で最初に開設した知的障害者グループホームあるいは調査への回答時点で開設年数が最も長い知的障害者グループホームの状況に基づいて回答するように調査協力依頼文に明記した。その理由として、開設年数が長い知的障害者グループホームを調査対象とすることで知的障害者グループホームが地域に根付いた過程に基づいた調査結果が得られると考えたためである。

知的障害者グループホームと運営法人の地域交流の状況に関しては、選択肢による質問の回答について単純集計を行った上で、それぞれの項目の度数（割合）を結果として示した。

地域交流の意義及び課題については回答が多様であると想定されたために自由記述とし、その結果は佐藤（2008）の質的データ分析法を参考に、定性的コーディングを行った。佐藤は、「定性的コーディングの場合には、データそのもののなかから『たたき上げ式』に、研究対象となっている物事や出来事に関する概念モデルや、それにもとづく説明という新たなストーリーを立ち上げていくことになる」ことを述べている（佐藤 2008：93）。

地域交流の意義及び課題は、先行研究では十分に明らかにされておらず、それぞれの自由記述の内容をもとに、帰納的アプローチの視点から分析を行うことが適切であると判断したため、上記の特性を持つ定性的コーディングを分析方法として採用した。

分析手続きとして、自由記述内容を意味のある文章ごとに切片化し、切片化した文章にコードを割り当て、類似したコードを集約してカテゴリーの生成を試みた。コードの割り当てやカテゴリーの生成に関しては、繰り返し検討や修正を行いながらそれらを生成させていった。なお、切片化やコードの割り当て、カテゴリーの生成の作業に関しては、それらを効率的に行うソフトウェアである MAXQDA2018 を使用している。

なお、本調査の実施にあたって、本調査への協力は任意であり、調査協力を拒否した際も、一切の不利益はないこと、回答内容は統計的処理を行なうため、個人が特定されないことがないこと、アンケート用紙への回答と返送をもって調査への同意とみなす旨を文章で説明した。なお、本調査は久留米大学御井学舎倫理委員会の承認を得て実施している。

第1節 実態調査の結果—基本属性及び地域交流への取り組み状況の概要—

表13 調査の回答者及び所属法人に関する基本属性 (n=120)

基本属性	度数 (件)	割合 (%)
回答者の役職		
管理者 (専任)	11	9.2
管理者 (兼務)	27	22.5
サービス管理責任者 (専任)	18	15.0
サービス管理責任者 (世話人兼務)	7	5.8
サービス管理責任者 (生活支援員兼務)	11	9.2
世話人 (専任・兼務)	5	4.2
生活支援員 (専任・兼務)	5	4.2
事務系職員	1	0.8
その他	35	29.2
無回答・不明	0	0.0
合計	120	100.0
法人種別		
地方公共団体	0	0.0
社会福祉法人 (社協除く)	74	61.7
社会福祉協議会	0	0.0
医療法人	1	0.8
社団・財団法人	4	3.3
協同組合	0	0.0
営利法人・民間企業	8	6.7
特定非営利活動法人 (NPO 法人)	33	27.5
その他	0	0.0
無回答・不明	0	0.0
合計	120	100.0
知的障害者グループホームのサービス提供形態		
介護サービス包括型	97	80.8
外部サービス利用型	18	15.0
無回答・不明	5	4.2
合計	120	100.0
知的障害者グループホームの立地		
住宅地	108	90.0
住宅地以外	8	6.7
無回答・不明	4	3.3
合計	120	100.0

(1) 回答者の基本属性 (表13 参照)

まず、回答者の役職として最も多かったのが「その他」(29.2%)、以下「管理者 (兼務)」(22.5%)、「サービス管理責任者 (専任)」(15.0%)であった。「その他」については、法人理事長や総務部長などの他、複数の職員の回答によるもの (あるいはその可能性があるもの) も含めての割合である。

回答者が所属する法人種別については、「社会福祉法人 (社協除く)」(61.7%) が最も多く、以

下「特定非営利活動法人（NPO 法人）」（27.5%）、「営利法人・民間企業」（6.7%）であった。

知的障害者グループホームのサービス提供形態については、「介護サービス包括型」（80.8%）の割合が「外部サービス利用型」（15.0%）と比較して圧倒的に多い結果であった。

知的障害者グループホームの立地に関しては、「住宅地」（90.0%）がほとんどであり、商用地や市街化調整区域などの「住宅地以外」（6.7%）は少ない結果であった。

表 14 知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組み状況 (n=120)

質問内容と質問項目 (抜粋)	度数 (件)	割合 (%)
グループホームにおける地域との関わり (n=116) (複数回答)		
避難訓練などの防災の取り組みを地域と協同行っている	22	18.3
グループホームでイベントを行っている (イベントの内容、活動の頻度 自由記述)	14	11.7
グループホームに地域住民を招待している	5	4.2
地域住民との物品 (お土産など) のやり取りを行うことがある	12	10.0
地域住民への頼み事や頼まれごとがある	14	11.7
自治会に加入している	67	55.8
グループホームの職員が自治会 (町内会) の活動に参加している	43	35.8
グループホームの職員が地域住民との交流 (挨拶など) を行っている	63	52.5
入居者が自治会 (町内会) の活動に参加している	43	35.8
入居者が地域住民との交流 (挨拶など) を行っている	59	49.2
特に何も行っていない	12	10.0
その他 (具体的に記入)	14	11.7
無回答・不明	4	3.3
ボランティアとしての地域住民の役割 (n=105) (複数回答)		
入居者の話し相手	8	6.7
入居者のグループホーム内での見守り	2	1.7
入居者と一緒に外出し、買い物などに付き添う	2	1.7
入居者の外出時の送迎を行う	1	0.8
入居者と一緒に余暇活動を行う	6	5.0
入居者への直接的な生活支援に関わる	0	0.0
ボランティアとしての関わりはない	81	67.5
現在関わりはないが、今後ボランティアとして関わってもらおう予定がある	4	3.3
その他 (具体的に記入)	9	7.5
無回答・不明	15	12.5
グループホーム入居者の地域との関わり (n=114) (複数回答)		
自治会 (町内会) の活動に参加している (清掃活動や防災活動など イベントを除く)	31	25.8
自治会 (町内会) のイベントに定期的に参加している	20	16.7
不定期ではあるが自治会 (町内会) のイベントに参加している	35	29.2
運営法人主催のイベントに参加している	39	32.5
不定期ではあるが運営法人主催のイベントに参加している	9	7.5
グループホームのイベント (祭りや季節の行事) に定期的に参加している	11	9.2
不定期ではあるがグループホームのイベントに参加している	7	5.8
特に参加していない	29	24.2
その他 (具体的に記入)	7	5.8
無回答・不明	6	5.0
地域交流のキーパーソンになっている職種 (n=107) (複数回答)		
管理者 (専任)	18	15.0
管理者 (兼務)	37	30.8
サービス管理責任者 (専任)	31	25.8
サービス管理責任者 (世話人兼務)	17	14.2
サービス管理責任者 (生活支援員兼務)	18	15.0
世話人 (専任・兼務)	61	50.8
生活支援員 (専任・兼務)	37	30.8
事務系職員	2	1.7
その他 (具体的に記入)	7	5.8
無回答・不明	13	10.8
運営法人としての地域との関わり (n=114) (複数回答)		
運営法人主催でお祭りなどのイベントを定期的に企画している	59	49.2
地域住民などに対して、障害や知的障害者グループホームの理解に関する啓発活動を行っている	19	15.8
自治会 (町内会) の防犯及び防災活動に参加している	22	18.3
自治会 (町内会) によるお祭りなどのイベントに参加している	54	45.0
自治会 (町内会) の清掃活動に参加している	43	35.8
自治会に加入している	58	48.3%
今は特に行っていないが、今後行う予定である	1	0.8
特に何も行っていない	14	11.7
その他 (具体的に記入)	3	2.5
無回答・不明	6	5.0

注) 質問内容及び質問項目ではアンケート用紙に記載していた内容の抜粋であるため、知的障害者グループホームは「グループホーム」となっている。

(2) 知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組み (表 14 参照)

知的障害者グループホーム及びその運営法人の地域交流の状況に関する質問内容と質問項目、項目ごとの回答数 (割合) を表 14 にまとめた。この結果の分析・考察は以下の通りである。

1) 知的障害者グループホームにおける地域との関わり

知的障害者グループホームにおける地域との関わりについて、知的障害者グループホーム独自の取り組みや、近隣住民等との交流状況を把握するため、それらを把握するための選択肢を設け、複数回答で回答を求めた。

その結果、知的障害者グループホームにおける地域との関わりとして、「自治会に加入している」(55.8%)が最も多く、以下「グループホームの職員が地域住民との交流(挨拶など)を行っている」(52.5%)、「入居者が地域住民との交流(挨拶など)を行っている」(49.2%)であった。なお、「グループホームでイベントを行っている」(11.7%)のイベント内容と活動頻度として、夏祭りやクリスマス会(年2回)、バーベキュー(年1回)などの記述がみられたことや、「その他」の回答では、「住宅前歩道の除雪作業」、「町内清掃など、入居者が職員と一緒に参加している。また、入居者の性別や障害等についてのパンフをつくり、町内の同じ班の方にはお配りしている」といった記述がみられた。

2) ボランティアとしての地域住民の役割

ボランティアとしての地域住民の役割について、複数回答にて回答を求めた。その結果、「ボランティアとしての関わりはない」(67.5%)が最も多く、地域住民がボランティアとして知的障害者グループホームに関わってはいない回答が目立った。一方で、「その他」(7.5%)、「入居者の話し相手」(6.7%)、「入居者と一緒に余暇活動を行う」(5.0%)への回答もみられた。

3) グループホーム入居者の地域との関わり

知的障害者グループホームの入居者の地域との関わりについて、複数回答にて回答を求めた。その結果、「運営法人主催のイベントに参加している」(32.5%)が最も多く、以下「不定期ではあるが自治会(町内会)のイベントに参加している」(29.2%)、「自治会(町内会)の活動に参加している」(25.8%)であった。

「その他」への回答では、「回覧のやりとり、ごみステーションの掃除」や「農業地域であるため、就労支援事業を通し農家に出向き、農作業を行い地域との交流の場になっている」といった記述がみられた。

4) 地域交流のキーパーソンになっている職種

グループホームにおける地域との関わりについて、交流のキーパーソン(仲介役)になっている方について、複数回答で回答を求めた。その結果、「世話人(専任・兼務)」(50.8%)が最も多い

結果となった。以下は「管理者（兼務）」及び「生活支援員（専任・兼務）」（30.8%）が同率であった。

なお、「その他」への回答では、「ホームの大家さん」、「利用者家族」といった記述がみられた。

5) 運営法人としての地域との関わり

運営法人としての地域との関わりについて、複数回答で回答を求めた、その結果、「運営法人主催でお祭りなどのイベントを定期的に企画している」（49.2%）が最も多く、以下、「自治会に加入している」（48.3%）、「自治会（町内会）によるお祭りなどのイベントに参加している」（45.0%）であった。

「その他」の回答では、「グループホーム単独での活動はしていないが、就労支援事業を通じて販売会のイベント参加等により、地域住民などとの交流を行っている」などの記述がみられた。

表 15 地域交流を行う意義 生成されたカテゴリー・コード・データの一部（n=70）

【カテゴリー】	〔コード〕	データの一部（抜粋）	
障害や知的障害者グループホーム、運営法人に対する認知や理解の促進		<input type="checkbox"/> 入居者を通して、障害者（知的障害者）の理解が伝わった <input type="checkbox"/> 地域住民にグループホームの存在を知ってもらえたこと <input type="checkbox"/> 地域の方に法人を知ってもらう	
	地域住民との交流機会の増加	<input type="checkbox"/> お祭りやイベントで入居者と地域住民の交流が増えた <input type="checkbox"/> 挨拶や会議等、交流する機会が増えた	
	挨拶を交わすようになった	<input type="checkbox"/> 大人だけでなく、小さな子供もあいさつや話しかけてくれるようになった <input type="checkbox"/> 地域住民からの挨拶が増えている	
	支援者としての地域住民の関わり	<input type="checkbox"/> 地域住民の方々のお手伝いが増えている	
	地域住民との双方向の交流	<input type="checkbox"/> 施設に40年以上入所していた方は社会参加を多くし、地域生活を知るようになりました	
	地域住民との防災訓練	<input type="checkbox"/> 防災上の方を紹介いただき防災訓練をする予定	
	地域交流を通して地域住民と接触	<input type="checkbox"/> 地域交流では、通りすがりのあいさつができない程度に離れた地域の人と関わる機会になる	
	地域のイベントへの参加	<input type="checkbox"/> 地域住民として生活している訳ですから、地域のイベントには参加している	
地域住民による知的障害者グループホームの活用	地域に関する状況等の把握	<input type="checkbox"/> 近所の人と会話を持つことによって、地域の状況を知るうえで非常に役立った	
	地域住民からの認知や信頼	<input type="checkbox"/> 入居者と地域住民が顔なじみの関係になることができた <input type="checkbox"/> 積極的に清掃活動を行ったことで感謝されるようになった	
	地域住民による見守り	<input type="checkbox"/> 地域住民との見守りも見られるようになった	
	地域住民からの理解や関心	<input type="checkbox"/> 往復、徒歩で通所する姿を見て、地域の中、町内の中での存在を感じてくれていると思う <input type="checkbox"/> 福祉施設（日中、生活）への理解と関心が深まった	
地域住民からの声かけ	地域住民からの声かけ	<input type="checkbox"/> 地域住民より声かけをしてくれる	
	トラブル等への早期対応及び解決	緊急時の協力	<input type="checkbox"/> 利用者の顔を覚えて頂ける事で、利用者が1人で困った時に声をかけて頂いた <input type="checkbox"/> 事故が起きた時、救急車を呼んでもらえた。 <u>知的障害者グループホームへの連絡もしてもらえた</u>
		トラブルが起こった際の前向きな対応	<input type="checkbox"/> 入居者がトラブルを起こした時も、陰口ではなく、厳しくも建設的な意見をいただける
早期の問題解決		<input type="checkbox"/> 火が小さい時に問題を解決することができる	

注) データの一部（抜粋）に記載している文章の一部は、記述の内容分析の観点から、文章の意図が変わらないように留意した上で、句読点の修正や、補足説明等を行っている。また、その箇所を下線部で示している。

第2節 知的障害者グループホームで地域交流を展開する意義（表15参照）

知的障害者グループホームで地域交流を行う意義として、97の切片データから、16のコードと4つのカテゴリーが生成された。

以下、生成したカテゴリーを【 】, コードを〔 〕で示した。

【障害や知的障害者グループホーム、運営法人に対する認知や理解の促進】

本カテゴリーは、グループホーム職員や入居者が地域住民との地域交流を通して、入居者の障害に関する知識や障害特性、知的障害者グループホームや運営法人について知ってもらうことを指す。なお、本カテゴリーに関連した自由記述の回答数が特に目立っていたことから、直接カテゴリーを生成している。

【地域住民との双方向の交流】

本カテゴリーは〔地域住民との交流機会の増加〕、〔挨拶を交わすようになった〕、〔支援者としての地域住民の関わり〕、〔社会参加としての地域交流〕、〔地域住民との防災訓練〕、〔地域交流を通して地域住民と接触〕、〔地域のイベントへの参加〕、〔地域住民による知的障害者グループホームの活用〕、〔地域に関する状況等の把握〕のコードから生成された。

〔地域住民との交流機会の増加〕とは、知的障害者グループホームや運営法人が地域住民とのお祭りやイベント、挨拶や会議など地域交流の機会が増加したことである。〔挨拶を交わすようになった〕とは、グループホーム職員や入居者が地域住民と挨拶を交わすようになった（挨拶が増えた）ことである。〔支援者としての地域住民の関わり〕とは、地域住民が入居者や知的障害者グループホームに対して、金銭の有無に関わらず何らかの手伝い等を行うようになったことである。

〔社会参加としての地域交流〕とは、入居者等が社会参加の機会として、地域交流を行うことである。〔地域住民との防災訓練〕とは、地域住民や自治会（町内会）と知的障害者グループホームが協同で防災訓練を行うことである。〔地域交流を通して地域住民と接触〕とは、地域交流の活動が日常生活では接触機会のない地域住民等と接触し交流を行うことである。〔地域のイベントへの参加〕とは、入居者や知的障害者グループホームが地域のイベントや行事等に参加することである。〔地域住民による知的障害者グループホームの活用〕とは、地域住民が日中閉所している知的障害者グループホームを活動スペースとして活用することである。〔地域に関する状況等の把握〕とは、グループホーム職員などが地域住民等ら地域に関する情報を入手することである。

【地域住民との関係構築】

本カテゴリーは〔地域住民からの認知や信頼〕、〔地域住民による見守り〕、〔地域住民からの理解や関心〕、〔地域住民からの声かけ〕のコードから生成された。

〔地域住民からの認知や信頼〕とは、地域住民から入居者のことを知ってもらえたり信頼するようになったことである。〔地域住民による見守り〕とは、地域住民が入居者のことを見守るようになったことである。〔地域住民からの理解や関心〕とは、地域住民が入居者や知的障害者グループホーム等に対して理解の姿勢をみせたり、関心を寄せることである。〔地域住民からの声かけ〕とは、地域住民が主に入居者に対して声かけを行うことである。

【トラブル等への早期対処及び解決】

本カテゴリーは〔緊急時の協力〕、〔トラブルが起こった際の前向きな対応〕、〔早期の問題解決〕のコードから生成された。

〔緊急時の協力とは〕、主に入居者が困っている光景を見た際や緊急時の場合に、地域住民等から何らかの協力が得られたことである。〔トラブルが起こった際の前向きな対応〕とは、入居者が地域生活を営む中で何らかのトラブルを起こした際も、それに対応するための意見等を地域住民から得られることである。〔早期の問題解決〕とは、地域住民等との問題が発生した際に、早期に問題を解決することができることである。

表 16 地域交流の課題 生成されたカテゴリー・コード・データの一部 (n=64)

【カテゴリー】	〔コード〕	データの一部 (抜粋)
職員の負担の増大	勤務時間外の活動	○勤務時間外の活動が多い ○勤務時間外で地域の活動に参加している状態である
	一部の職員への負担集中	○どうしても休日の交流なので、決まった職員のみ <u>の参加</u> になってしまう
	地域交流の機会の創り方	○利用者も含めて、どのような形で自治会活動に参加していけば良いのか ○地域の方をグループホームにお呼びしたいと考えているが、場所の関係上むずかしい、交流の機会をどの様に作ったらよいか
	勤務時間やシフト等の調整	○イベントは土・日・祝日に行われることが多いので職員配置に調整を要する
	職員の人材不足	○人材不足が一番の問題
	地域交流を行うことへの意識づけ	○勤務とは別だと考えないと結局仕事になる。そこを職員に意識付けすることが難しい
	職員が地域交流を行う	○職員がもっと意識して積極的にアピールする必要がある
	日中の時間帯の地域との関係構築が必要	○まずは日中に常勤の人間で関係を作る必要がある
地域の活動に参加することの困難さ	自治会等の活動時間への参加が難しい	○地域の交流活動は土日が多いが入居者は週末実家に帰宅する人が多く、参加が難しい
	地域差による違い	○グループホームによって、地域との関わり方について温度差がある
	自治会等の活動が不活発	○自治会構成員の高齢化による、自治会活動の縮小
	入居者の高齢化による活動参加の困難さ	○入居者全体が高齢になってきており、なかなか地域の行事に参加ができなくなっている
	地域交流を行うこと自体が困難である	○部活担当教員が抱えている悩み、苦痛があり、現状では(職員を増員しない限り) <u>地域交流は困難</u> だと考えています
地域交流を行う上で生じる地域住民等とのトラブルや情報共有の困難さなどの多様な課題	地域住民等とのトラブル	○利用者さんが子ども達と関わることでトラブルになることもある
	地域住民との情報共有の困難さ	○団地の規模が大きすぎるので、避難計画とか災害に対するそなえの対策とか共有できないのでこまっている(窓口がないため)
	今後の活動に繋がらなかった	○盛り上がったが今後に進展することはなかった
	余暇活動の充実	○ほぼ、365日ホームですぐすとすると、各人の余暇活動の充実が切実な課題となり、ひとつでも、自分の楽しみをみつけるために、多くの方々の力をお借りしたいと考えている
入居者の障害や知的障害者グループホームへの理解に関する課題	障害への差別や偏見	○地域住民の方々の「障害者」への偏見や認知度が低いことがあり、一緒に楽しんだり、話をするのが難しい ○中には理解いただけない方もおり、心を痛める
	地域住民に対する知的障害者グループホームの理解促進の必要性	○勤務外の職員に出てもらおうとか、今おかれているホームの状況を地域の方に理解してもらおうしかない
地域交流の際の入居者支援の必要性	入居者に対する個別対応	○こだわりの多い人は1対1の対応が必要です。外へ出たがらない人には無理には参加していただきません
	節度を持った地域交流の必要性	○自由に地域の人達とふれあって参加するのは良いが過剰すぎる行動(甘えて迷惑をかける)をしないよう気配りは必要だと思います

注) データの一部(抜粋)に記載している文章の一部は、記述の内容分析の観点から、文章の意図が変わらないように留意した上で、句読点の修正や、補足説明等を行っている。また、その箇所を下線部で示している

第3節 知的障害者グループホームで地域交流を展開する上での課題（表16参照）

地域交流の課題として、86の切片データから、21のコードと5つのカテゴリーが生成された。

以下、生成したカテゴリーを【 】、コードを〔 〕で示した。

【職員の負担の増大】

本カテゴリーは〔勤務時間外の活動〕、〔一部の職員への負担集中〕、〔地域交流の機会の創り方〕、〔勤務時間やシフト等の調整〕、〔職員の人材不足〕、〔地域交流を行うこと意識づけ〕、〔職員等が地域交流を行う〕、〔日中の時間帯の地域との関係構築が必要〕のコードから生成された。

〔勤務時間外の活動〕とは、主にグループホーム職員が勤務時間外で自治会（町内会）等の活動に参加することである。〔一部の職員への負担集中〕とは、特定のグループホーム職員のみが自治会（町内会）等の活動に参加し、地域交流を行うことである。〔地域交流の機会の創り方〕とは、地域交流の機会づくりや自治会（町内会）等の活動に対する参加へのあり方に苦悩することである。〔勤務時間やシフト等の調整〕とは、自治会（町内会）等の活動へ参加するために、グループホーム職員の勤務時間やシフト等の時間変更による労力の増加である。〔職員の人材不足〕とは、そもそもグループホーム職員等が不足しているため、地域交流を行う余力がない、あるいは地域交流に支障を来していることである。〔地域交流を行うこと意識づけ〕とは、地域交流をグループホーム職員が行うことの重要性を、グループホーム職員に意識してもらうことの必要性である。〔職員等が地域交流を行う〕とは、入居者だけではなく、グループホーム職員も地域交流を行うことの必要性である。〔日中の時間帯の地域との関係構築が必要〕とは、入居者が不在であることが多い日中の時間帯に、主に常勤のグループホーム職員等が通常の業務に加えて、地域住民と関係を構築するための取り組みが必要なことである。

【地域の活動に参加することの困難さ】

本カテゴリーは〔自治会等の活動時間への参加が難しい〕、〔地域差による違い〕、〔自治会等の活動が不活発〕、〔入居者の高齢化による活動参加の困難さ〕、〔地域交流を行うこと自体が困難である〕のコードから生成された。

〔自治会等の活動時間への参加が難しい〕とは、自治会（町内会）の活動日時と入居者

が参加可能な日時が合致しないことである。〔地域差による違い〕とは、地域住民等との関わり方などに齟齬が生じることである。〔自治会等の活動が不活発〕とは、地域住民の高齢化や自治会活動の縮小などによって、自治会活動が不活発な状態のことである。〔入居者の高齢化による活動参加の困難さ〕とは、入居者自身も高齢化の影響で、地域の活動に参加が難しいことである。〔地域交流を行うこと自体が困難である〕とは、地域交流に理解のある職員の増員などを行わない限り、地域交流を行うことが困難な状態のことである。

【地域交流を行う上で生じる多様な課題】

本カテゴリーは〔地域住民等とのトラブル〕、〔地域住民との情報共有の困難さ〕、〔今後の活動に繋がらなかった〕、〔余暇活動の充実〕のコードから生成された。

〔地域住民等とのトラブル〕とは、入居者が地域住民と関わることで起こった（あるいは起こる可能性がある）トラブルのことであり、グループホーム職員がそれらの対応を行う必要があることである。〔地域住民との情報共有の困難さ〕とは、避難計画や災害等が起こった際に、地域住民との情報の共有ができていないことである。〔今後の活動に繋がらなかった〕とは、地域交流を行っても、今後の活動に繋がらなかったことである。〔余暇活動の充実〕とは、入居者の余暇活動を地域交流の取り組みを通してどのように充実させていくべきかを知的障害者グループホーム側が課題としていることである。

【地域住民の障害や知的障害者グループホームへの理解に関する課題】

本カテゴリーは〔障害への差別や偏見〕、〔地域住民に対する知的障害者グループホームの理解促進の必要性〕のコードから生成された。

〔障害への差別や偏見〕とは、入居者が持つ障害に対する地域住民からの差別や偏見のことである。〔地域住民に対する知的障害者グループホームの理解促進の必要性〕とは、地域住民に対して知的障害者グループホームの状況等に関して理解してもらう必要性のことである。

【地域交流の際の入居者支援の必要性】

本カテゴリーは〔入居者に対する個別対応〕、〔節度を持った地域交流の必要性〕のコードから生成された。

〔入居者に対する個別対応〕とは、入居者の障害特性等に応じた対応の必要性である。

〔節度を持った地域交流の必要性〕とは、入居者が社会のルールやマナー等を守った上で地域交流を行えるよう、グループホーム職員がその支援をすることの必要性である。

第4節 知的障害者グループホームの地域交流の意義と課題の考察—実態調査による結果と先行研究の比較検討—

(1) 知的障害者グループホーム及び運営法人の地域交流の取り組み

知的障害者グループホームの地域との関わりとして、近隣の地域住民への挨拶や自治会（町内会）の活動への参加が中心となっている。

一方で、知的障害者グループホームでイベント活動などを行うことは少数であった。また、入居者の地域との関わりにおいても、「特に参加していない」の回答を除くと、自治会（町内会）や運営法人のイベント及び活動に参加しているとの回答が目立つ結果であった。このことから、知的障害者グループホームがイベントや行事等の活動を独自に行っているケースは少数であることが示唆された。

また、知的障害者に限らず身体や精神も含めた障害者グループホームの全国調査を行った船本の先行研究においても、障害者グループホームにおける地域住民との交流は挨拶が中心であり、自治会等との交流に関しても、自治会（町内会）等との清掃活動や行事への参加が多く、本研究と同様の傾向がみられた（船本 2017b）。これらのことから、障害者グループホームの地域交流については、まだ個別の入居者との人的交流や、自治会などの枠を超えた自由な活動の展開などには至らない現状であることが考察された。

ボランティアとしての地域住民の役割に関しては、「ボランティアとしての関わりはない」との回答が多かったが、「その他」への記述回答の中では、「ホーム等の大掃除を手伝ってもらおう」や「電車に乗り合わせた時など、いろいろと話し相手になってくれたり下車駅をまちがえないように、見守りをしてもらっている」などの記述がみられ、少数回答ではあったが、地域住民が知的障害者グループホームにボランティアとして協力していることや、入居者の地域における生活支援を行っていることが明らかとなった。特に乗り物での見守りは、地域での自立生活に必要な就労支援につながるものであり、共生社会の形成にも重要な要素であると注目される。

運営法人の地域との関わりでは、その結果分析から知的障害者グループホームだけではなく、運営法人側も地域交流の必要性を認識した上で活動を行っている法人が多いといえる。

地域交流のキーパーソンになっている職種では、「世話人」が最も多い結果となっている。この結果について、世話人の業務等について記載している「グループホームの設置・運営ハンドブック」では、「地域との関係」の中に「自治会、町内会等との交流」や「地域住民の理解の促進（摩擦の解消等）」が挙げられている（厚生省児童家庭局障害福祉課 1989：74）。このことから、地域交流のキーパーソンとして、世話人には「地域と入居者・知的障害者グループホーム・運営法人」を繋ぐ「仲介者」としての役割が求められている。しかし、船本の先行研究では、世話人による回答の割合が他職種の回答と比較して、回答割合が低かったことを述べている。その背景には、職種ごとに地域との関係形成への認識が異なっており、業務としての共通理解が図られていない現状があることを指摘している（船本 2017b）。

これらのことから、世話人が「仲介者」としての役割を果たせているかに関しては、知的障害者グループホームや運営法人ごとによって状況が異なると考えられる。その要因として、船本（2017b）の研究結果と本研究における地域交流の課題をもとに考察を行うと、①世話人としての通常業務にプラスして地域交流の活動等を行うことが時間的な理由から困難であること、②そもそも世話人も含めたグループホーム職員が少人数であるため、地域交流を行うこと自体が困難であること、③運営法人やグループホーム職員の地域交流の活動に対する意識差などが推察される。

（2）知的障害者グループホームにおける地域交流を展開する意義

知的障害者グループホームにおける地域交流を展開する意義は、【障害や知的障害者グループホーム、運営法人に対する認知や理解の促進】、【地域住民との双方向の交流】、【地域住民との関係構築】、【トラブル等への早期対処及び解決】の4つのカテゴリーに集約された。

冒頭でも述べたように、入居者が地域住民の一員として、地域で生活を行っていくためには【地域住民との双方向の交流】が必要になる。双方向の交流とは、地域住民と日常生活の中で挨拶をはじめとした会話を行うことや、地域交流を通じた地域の活動への参加、また、地域住民を対象とした、知的障害者グループホームや運営法人側によるお祭り等のイベント活動を企画及び開催することなどである。

さらに、それらを通して【地域住民との関係構築】がなされることで、入居者が地域でトラブル等を起こした際も【トラブル等への早期対処及び解決】に対して地域住民の協力

が得られることが明らかとなった。寺島の研究においても、知的障害者グループホームの入居者が地域交流を行うことによって起こった地域住民の変化について、「グループホーム利用者と交流を行うことにより、①新たなる心情形成が起こり、②知的障害者とその環境に対する関心の表れ、さらには、③その真実を知ること」が明らかとなっている（寺島2010：105）。

しかし、地域交流を通して、地域住民との関係構築がなされることで、図らずも地域住民等との間でトラブルが起きても、その解決のための助言や協力が得られたり、緊急時には地域住民が率先してそれに対応するなどの側面が見出された。

(3) 知的障害者グループホームにおける地域交流を展開する上での課題

知的障害者グループホームで地域交流を展開する上での課題は、【職員の負担の増大】、【地域の活動に参加することの困難さ】、【地域交流を行う上で生じる多様な課題】、【地域住民の障害や知的障害者グループホームへの理解に関する課題】、【地域交流の際の入居者支援の困難さ】の5つのカテゴリーに集約された。

まず、地域交流を行ううえで最も大きな課題としてグループホーム職員を中心とした【職員の負担の増大】である。その背景には、職員が通常の勤務時間とは別の時間で動かなければならないことや、特定の職員に負担が集中してしまうことなどが課題である。

また、自治会（町内会）等の活動が、構成員の高齢化などを背景に不活発であることや、入居者側の高齢化によって【地域の活動に参加することの困難さ】が見出された。この課題に関して船本は、自治会の高齢化や、他地域からの転入世帯の自治会等への加入低迷などを指摘したうえで、入居者が地域における重要な担い手であることを述べている（船本2017b）。さらに、【地域交流を行う上で生じる多様な課題】や【地域住民の障害や知的障害者グループホームへの理解に関する課題】、【地域交流の際の入居者支援の困難さ】が挙げられ、地域交流を通して生じたトラブルへの対応や地域との情報共有の難しさ、入居者の障害等への偏見や差別、入居者の障害特性や個々のニーズに応じた支援を行う必要性などが分析結果から見出された。このことから、地域交流を行っているグループホーム職員は多くの課題と向き合いながら地域交流を行っているのが現状である。

精神障害者グループホームの地域交流の先行研究ではあるが、古山と土肥は「ホームによっては、必ずしも地域交流が入居者にとって良いという考え方ではなく、地域交流の実態には、運営形態や空間的な要素も影響を与えている」ことを指摘している（古山・土肥

2000 : 36)。この指摘は、運営団体の考え方や、周辺地域及び居住空間も少なからず地域交流に影響していることを指す。

また、鈴木はグループホームにおける入居者と世話人、職員の相互作用過程に焦点をあてて、入居者の日課や飲食、外出に関わる決定の統制過程に関して考察を行っているが、その中で以下のように述べている。

「職員は入所施設では本人の生活を常に把握することで管理する構造になっているが、地域生活ではその把握が困難になることで本人の決定／失敗する自由を受け入れざるを得ない。ただし『知的障害』に伴うさまざまなトラブルは、本人や周囲の人々に『危害』を及ぼしかねない。そこで本人の地域生活を支える際には、世話人／職員は『危害』のリスクを本人に伝えながらも、一方でそれをある一定の範囲内で許容し見守る態度も求められる。許容し得ない境界線を明確にすることは困難であるために、世話人／職員は絶えず葛藤を抱えるが、この葛藤は人の生活を支えることの基本にあることを自覚しなければならない」（鈴木 2009 : 78-9）。

このように、入居者の地域生活で起こりうるトラブルや、知的障害を有するが故に致し方なく起こる「危害」に対して、グループホーム職員は許容範囲内で見守る態様の必要性和許容できない部分の線引きが困難であるため、そこに葛藤を抱えることを明らかにしている。

付記

本研究は 2018 年 6 月に日本地域福祉学会で行った口頭発表「知的障害者グループホームにおける地域交流に関する研究—中核市 48 市のグループホーム運営法人に対するアンケート調査を通して—」の内容をもとに、更に分析を進めてまとめたものである。

注

- 1) 2) 「地域社会」と「地域」という用語について、雄谷は、地域社会を「そこにいることを前提として、自分の生活を他人と分かち合う体験」、地域を「住民が『継続性』と『密着性』をもって生活する場所・区域」と述べており（雄谷 2015 : 44）本稿ではこれを援用する。

- 3) 「入居者」という用語について、グループホームの設置・運営ハンドブックにおいて、グループホームは施設ではないため、「入所者」や「利用者」ではないとし、自分の家に住むイメージで「入居者」としており、本稿でも同様の考えからグループホームに居住している知的障害者を指す際に「入居者」の用語で統一している。
- 4) 総務省ホームページの「中核市・施行時特例市の概要」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html、2020.1.17)によると、現在の中核市の数は58市となっている。
- 5) アンケート用紙の作成にあたって、グループホームの設置・運営ハンドブック（厚生省児童家庭局障害福祉課 1989）や日本グループホーム学会（2013）の調査内容、船本の先行研究（2017a：2017b）を参照した。

第5章 知的障害者グループホーム職員の採用要件と雇用確保

—世話人及び生活支援員の現状に焦点をあてて—

はじめに

本章は前章の実態調査を基にした研究である。前章では知的障害者グループホームの地域交流に関する意義と課題の分析に焦点をあてて研究を行ったが、本章では知的障害者グループホームを担う職種である「世話人」と「生活支援員」の実態解明を行い、明らかとなった課題をもとに、その解決のための方策の提示を行う。

知的障害者グループホームの先行研究を概観すると、特に2000年代から、知的障害者グループホーム視点から検討及び考察がなされた研究が散見されるようになった（大塚2005；野村・草間 2005、小田；2003、田中；2006など）。そのなかで、望月（2017）は世話人の人手不足（担い手不足）を指摘しているが、世話人と生活支援員の採用要件や雇用確保に焦点をあてた研究は見当たらなかった。

以上の点を踏まえ、本章では、知的障害者グループホームの世話人及び生活支援員の雇用確保の現状と課題の整理に焦点をあて、①世話人や生活支援員の募集にあたって、雇用側である知的障害者グループホームの運営法人がそれぞれの職種にどのような資質や要件等を求めているのかについて、その実態を明らかにすること、②世話人と生活支援員の雇用確保に関する課題で見いだされた内容について分析及び考察を行うことで、それらの職種を確保していくための方策を提示することを目的とする。

なお、本研究における「採用要件」とは、知的障害者グループホームの運営法人側が世話人及び生活支援員に求める資質や要件のことを指す。また、職員とは、「世話人」と「生活支援員」として知的障害者でグループホーム勤務する人を指すものとする。

表 17 回答者及び所属法人に関する基本属性 (n=120)

基本属性	度数 (件)	割合 (%)
役職		
管理者 (専任)	11	9.2
管理者 (兼務)	27	22.5
サービス管理責任者 (専任)	18	15.0
サービス管理責任者 (世話人兼務)	7	5.8
サービス管理責任者 (生活支援員兼務)	11	9.2
世話人 (専任・兼務)	5	4.2
生活支援員 (専任・兼務)	5	4.2
事務系職員	1	0.8
その他	35	29.2
無回答・不明	0	0.0
合計	120	100.0
法人種別		
地方公共団体	0	0.0
社会福祉法人 (社協除く)	74	61.7
社会福祉協議会	0	0.0
医療法人	1	0.8
社団・財団法人	4	3.3
協同組合	0	0.0
営利法人・民間企業	8	6.7
特定非営利活動法人 (NPO 法人)	33	27.5
その他	0	0.0
無回答・不明	0	0.0
合計	120	100.0
知的障害者グループホームのサービス提供形態		
介護サービス包括型	97	80.8
外部サービス利用型	18	15.0
無回答・不明	5	4.2
合計	120	100.0

第 1 節 結果概要

(1) 基本属性

表 17 に示すように、回答者の役職として最も多かったのが「その他」(29.2%)、以下「管理者 (兼務)」(22.5%)、「サービス管理責任者 (専任)」(15.0%) となっている。なお、「その他」については、法人理事長や総務部長などの記入の他、複数の職員の回答によるもの (あるいはその可能性があるもの) も含めての割合である。

所属する法人種別については、「社会福祉法人 (社協除く)」(61.7%) が最も多く、以下「特定非営利活動法人」(27.5%)、「営利法人・民間企業」(6.7%) となっている。知的障害

者グループホームのサービス提供形態については、「介護サービス包括型」（80.8%）の割合が「外部サービス利用型」（15.0%）と比較して非常に多い結果となっている。

表 18 世話人及び生活支援員に求める資質及び要件

質問項目	世話人 (n=120)	生活支援員 (n=113)
福祉系の大学/短大/専門学校出身であること	5 (4.2%)	9 (7.5%)
福祉系の資格を保有していること（専門的知識や技術がある） ⇒どのような資格を求めるのか（自由記述）	17 (14.2%)	28 (23.3%)
福祉職に関する実務経験を有していること （他の実践現場での実務経験）	26 (21.7%)	31 (25.8%)
地域住民などに対する人脈があること	14 (11.7%)	8 (6.7%)
地域住民からの信頼があること	23 (19.2%)	19 (15.8%)
地域との交流のための活動ができること	44 (36.7%)	41 (34.2%)
他の職員と連携して入居者の支援ができること	111 (92.5%)	101 (84.2%)
入居者との良好な関係を築くことができること	111 (92.5%)	102 (85.0%)
入居者が地域生活を営むことに理解があること	91 (75.9%)	84 (70.0%)
健康で、継続してグループホームでの勤務が可能であること	98 (81.7%)	90 (75.0%)
生活力（料理や洗濯、掃除などの家事能力や日常生活上で起こる問題への対処能力）があること	90 (75.0%)	77 (64.2%)
優れた人格や人間性を備えていること ⇒求める人格や人間性（自由記述）	38 (31.7%)	32 (26.7%)
その他（具体的に記入）	9 (7.5%)	9 (7.5%)

注1) 質問項目は複数回答。上段に度数（件）、下段は割合（%）を（ ）内に示している。

注2) n数が世話人と生活支援員で異なっているが、生活支援員については、回答法人（知的障害者グループホーム）が生活支援員を配置している場合に限り、回答してもらったためである。

(2) 世話人及び生活支援員に求める資質及び要件

表 18 に示すように、世話人及び生活支援員に求める資質及び要件に関して、まず世話人に求める資質及び要件として、「他の職員と連携して入居者の支援ができること」と「入居者との良好な関係を築くことができること」が 92.5%となっており、同率で最も多かった。以下「健康で、継続してグループホームでの勤務が可能であること」が 81.7%、「入居者が地域生活を営むことに理解があること」が 75.9%、「生活力があること」が 75.0%となっている。

一方、生活支援員に求める資質及び要件として、「入居者との良好な関係を築くことができること」が 85.0%と最も多く、以下「他の職員と連携して入居者の支援ができること」が 84.2%、「健康で、継続してグループホームでの勤務が可能であること」が 75.0%、「入居者が地域生活を営む事に理解があること」が 70.0%、「生活力があること」が 64.2%となっている。回答割合に差はみられたものの、それぞれの職種に求める資質及び要件の上位 5 項目は全て同じ項目であった。

また、「福祉系の資格を保有していること」や「福祉系の大学/短大/専門学校出身であること」、「福祉職に関する実務経験を有していること」の項目は、生活支援員の方が若干、回答割合が多かったが、数値的に大きな差はみられなかった。その他、上記で取り上げなかった項目についても、世話人と生活支援員で回答割合に大きな差はみられなかった。

なお、「福祉系の資格を保有していること」の自由記述で挙げられた資格として、両職種ともに「社会福祉士」や「介護福祉士」、「精神保健福祉士」などの福祉系の資格や、中には資格ではなく「人間性」を求めるといった記述がみられた。さらに、「求める人格や人間性」の自由記述では、両職種ともにみられた内容として、「協調性や臨機応変な対応」、「人を尊重できる方」といった記述がみられた。

表 19 世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題 (n=94)
生成されたカテゴリ・コード・データの一部

【カテゴリ】	【コード】	データの一部 (抜粋)
職員配置の困難さ	職員配置に苦慮	○職員が少ないため職員配置に苦勞している ○日中施設との兼務をせざるをえない
	職員不足	○夜勤の世話人が少ない、人手が足りていない ○世話人、生活支援員を問わず、人員不足である
	勤務時間や日数との兼ね合い	○泊まりをすると、週 40 時間などシフトを作りにくい
	不規則勤務による働きにくさ	○ここ 1 年くらいはようやく定着率が上がってきたが、不規則勤務のため若い人材が働きにくい
	緊急時の対応	○週 5×6 時間土曜のみ 4 時間の出勤ですが夜間対応時、かけつけるまで 30 分程度要。(現在まで困ったことはないが・・) なのが気掛り
	勤務時間等への要望	○6 時間勤務だが、4 時間働きたいという希望も多く、1 週間 (6 時間) 連続は難しい、4 時間程度を希望する方が多い
	新しいグループホームの開設が難しい	○世話人の採用が難しく、新しいグループホームの開設ができない
職員の新規確保が困難	新しい職員の確保の困難さ	○世話人及び夜間の支援に従事する職員の確保が難しい。ハローワークや福祉専門の人材センターへ求人を出しても、募集が少ない ○世話人の求人を出してもなかなか応募がない ○世話人、支援員、いずれも応募が少なく、確保が難しい ○グループホームの求人は、働く時間が不規則 (早朝 7-10 時、夕方 16-21 時) <u>な</u> のと、求人をかけてもなかなか応募が少ない
	職員の常勤雇用の難しさ	世話人の常勤雇用の難しい 報酬単価の低いことから、常勤の雇用は難しい
後任の職員確保の課題	世話人等の高齢化	○世話人全員が 60 歳代のため、次の世代の方々を考えていかねばならない ○世話人の高齢化が進んでおり、数年後には大量退職に至る恐れがある ○男性パートに良い人がおらず、又職員の高齢化が進んでいる
	キャリア形成の困難さ	○キャリアの長期形成を目的として若年層の応募を見込むが、相反してシニア世代からの応募が多い。理解もあり、良く働いてもらっているが、事業所の中心となる人材の育成ができない
世話人及び生活支援員の待遇に関する課題	世話人の待遇に関する課題	世話人さんの時間、労働時間、賃金的、通勤的 <u>な課題</u>
	雇用面での優遇の必要性	○今の所は、雇用の面ではもっと優遇できると良いとは思いますが・・
	給与の少なさ	泊まりをしても給与が少ない
グループホームや福祉職に対する認知不足		○グループホームという職のイメージがない。なり手が少ない ○障害者グループホーム、世話人の職種の世間の認知度が低い
職員に求める要件	職員としての資質	○調理上手、人間関係、魅力等が要求される
	職員としての人格	○人の命を預る仕事。_人生の伴走者ともいえる仕事です。ので情熱を持って取り組める人が望ましいです

注 1) データの一部 (抜粋) に記載している文章の一部は、内容分析の観点から、句読点の箇所¹⁾の修正や、補足説明等を行っている。また、その箇所を下線部で示している。

第2節 世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題

表19に示すように、世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題は、アンケートの自由記述の内容を分析した。その結果、138の切片データから、16のコードと6つのカテゴリーが生成された。以下、生成したカテゴリーを【 】, コードを〔 〕で示した。

【職員配置の困難さ】

本カテゴリーは〔職員配置に苦慮〕、〔職員不足〕、〔勤務時間や日数との兼ね合い〕、〔不規則勤務による働きにくさ〕、〔緊急時の対応〕、〔勤務時間等への要望〕、〔新しいグループホームの開設が難しい〕の7つのコードから構成されている。

〔職員配置に苦慮〕とは、職員数が少ないため、職員の配置に苦慮していることである。

〔職員不足〕とは、世話人や生活支援員を担う人員が不足していることである。〔勤務時間や日数との兼ね合い〕とは、職員の勤務時間や勤務日数を考慮したシフト作成が困難であることである。〔不規則勤務による働きにくさ〕とは、勤務時間や勤務日数が不規則であるため、職員が働きにくいことである。〔緊急時の対応〕とは、知的障害者グループホームで緊急の対応が必要になった際に、どのように対応を行うかを課題としていることである。

〔勤務時間等への要望〕とは、職員側から勤務時間に関して要望があることである。〔新しいグループホームの開設が難しい〕とは、世話人をはじめとした知的障害者グループホームにおける支援業務を担う職員が不足していること背景に、新しい知的障害者グループホームの開設が困難なことである。

【職員配置の困難さ】について考察すると、「職員が少ないため職員配置に苦慮している」、「世話人、生活支援員を問わず、人員不足である」、「ここ1年くらいはようやく定着率が上がってきたが、不規則勤務のため若い人材が働きにくい」といった記述がみられたが、いずれも人手不足の現状を訴える内容が中心であることや、不規則勤務であるが故に若手の人材に不向きな職場環境であることも職員配置の困難さに繋がっている1つの要因といえる。なお、本研究での「若手の人材」とは、フルタイムで勤務する若者を想定している。そのため、運営者側としては、定年退職者や子育てが一段落し、時間的な融通が取りやすい主婦等を対象とした募集を行っているかと推察される。

【職員の新規確保が困難】

本カテゴリーは〔新しい職員の確保の困難さ〕、〔職員の常勤雇用の難しさ〕の2つのコ

ードから構成されている。

〔新しい職員の確保の困難さ〕とは、職員の募集等を行っても、募集が非常に少ないため、新しい職員を確保することが困難であることである。〔職員の常勤雇用の難しさ〕とは、報酬単価の低さなどにより世話人等の常勤雇用が困難であることである。

【職員の新規確保が困難】な要因について考察すると、「世話人及び夜間の支援に従事する職員の確保が難しい。ハローワークや福祉専門の人材センターへ求人を出しても、募集が少ない」、「世話人、支援員、いずれも応募が少なく、確保が難しい」、「グループホームの求人は、働く時間が不規則（早朝 7-10 時、夕方 16-21 時）なのと、求人をかけてもなかなか応募が少ない」といった記述がみられた。世話人や生活支援員の募集を行っても、そもそも応募数が少なく、人材の確保が困難であることや、【職員配置の困難さ】でも挙げられていた「不規則勤務」であることも人材確保が困難な要因になっていると考えられる。

【後任の職員確保の課題】

本カテゴリーは〔世話人等の高齢化〕、〔キャリア形成の困難さ〕の2つのコードから構成されている。

〔世話人等の高齢化〕とは、世話人等の職員が高齢化していることである。〔キャリア形成の困難さ〕とは、職員のキャリア形成が、年齢等の要因によって困難であることである。

【後任の職員確保の課題】について考察すると、「世話人全員が 60 歳代のため、次の世代の方々を考えていかねばならない」、「世話人の高齢化が進んでおり、数年後には大量退職に至る恐れがある」といった記述がみられたが、不規則勤務に対応するために、中高齢の人材が担い手の中心になっている現状があるといえる。また、「キャリアの長期形成を目的として若年層の応募を見込むが、相反してシニア世代からの応募が多い。理解もあり、良く働いてもらっているが、事業所の中心となる人材の育成ができない」ことも挙げられている。このことから、職員の長期雇用によるキャリア形成が困難であることや、それに伴い後任の職員を確保（育成）することが困難になっている現状もみられた。

【世話人及び生活支援員の待遇に関する課題】

本カテゴリーは〔世話人の待遇に関する課題〕、〔雇用面での優遇の必要性〕、〔給与の少なさ〕の3つのコードから構成されている。

〔世話人に関する課題〕とは、世話人の労働時間や賃金などの多様な課題のことである。

〔雇用面での優遇の必要性〕とは、職員の雇用を優遇する必要性である。〔給与の少なさ〕とは、職員の給与が少ないことである。

【世話人及び生活支援員の待遇に関する課題】について考察すると、「今の所は、雇用の面ではもっと優遇できると良いとは思いますが・・・」、「泊まりをしても給与が少ない」といった記述が目立った。【職員の新規確保が困難】な要因でも挙げたが、その要因の1つとして、報酬単価の低さもあるといえる。

【グループホームや福祉職に対する認知不足】

【グループホームや福祉職に対する認知不足】とは、雇用対象となる人に知的障害者グループホームや世話人等の職種に対するイメージや知識等が不足していることである。

【グループホームや福祉職に対する認知不足】について考察すると、「グループホームという職のイメージがない。なり手が少ない」、「障害者グループホーム、世話人の職種の世間の認知度が低い」といった記述がみられた。このことから、世話人と生活支援員を取り巻く雇用確保の課題は、単に職員の待遇面の課題だけではなく、世話人と生活支援員、知的障害者グループホームに対する社会的認知度が低いことも1つの要因であることが示唆された。

【職員に求める要件】

本カテゴリーは〔職員としての資質〕、〔職員としての人格〕の2つのコードから構成されている。

〔職員としての資質〕とは、雇用側が職員に要求している資質である。〔職員としての人格〕とは、雇用側が職員に要求している人格である。

【職員に求める要件】について考察すると、「調理上手、人間関係、魅力等が要求される」、「人の命を預る仕事。人生の伴走者ともいえる仕事ですので情熱を持って取り組める人が望ましいです」といった記述がみられ、世話人と生活支援員の応募の際は、当事者の生活支援に携わる者として、一定の人格や家事能力等を求めているといえる。本研究では「資質」と「人格」という用語を用いたが、資質とは生まれつきの性質や才能であり、人格とは人生経験などによって身についた人間としての在り方を主に指すものとして考える。

上記の結果及び関連する先行研究を踏まえ、世話人及び生活支援員に求める資質及び要件と、世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題、雇用確保のための方策に関して述

べていく。

第3節 結果の考察

(1) 世話人及び生活支援員に求める資質及び要件

世話人及び生活支援員に求める資質及び要件では、各項目で回答割合に差はあるものの、両職種ともに上位5項目は同じ項目であった。そのことから、世話人と生活支援員に求める資質及び要件で、それぞれの職種の特徴を表すような結果は見出せなかった。

そのような結果であった背景として、①グループホームにおける勤務環境が少人数の職員しかおらず、職員1人あたりに求められる役割（業務量）が必然的に増加してしまうこと、②世話人と生活支援員は「職種」としては区別されているものの、現場の業務にあたる際に、お互いの職種の業務に明確な線引きがなく、また、グループホームという小規模な施設での生活の場であるために線引きを行うことも困難であることを示唆した結果といえる。

(2) 世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題

世話人及び生活支援員の雇用確保に関する課題は【職員配置の困難さ】、【職員の新規確保が困難】、【後任の職員確保の課題】、【世話人や生活支援員の待遇に関する課題】【グループホームや福祉職に対する認知不足】、【職員に求める要件】の6つのカテゴリーが見出された。

【職員配置の困難さ】や【職員の新規確保が困難】、【後任の職員確保の課題】では、世話人と生活支援員の担い手がともに不足している知的障害者グループホーム及び運営法人の現状が明らかとなった。冒頭でも述べたが、世話人が不足している現状や、世話人の高齢化の課題は、望月や平成29年度全国グループホーム実態調査のなかでも指摘されており、本研究でも同様の結果が見出された。このことから、本調査においてもそれらの先行研究等の結果を支持する結果となっている。しかし、生活支援員の現状に関しては先行研究等で具体的な言及は見出せなかったため、生活支援員も不足している現状があることを見出したことは本調査の一つの意義である。さらに、植田・山本（2007）は、世話人が抱える課題として、当事者支援の難しさ、知的障害者グループホームであるが故に生じる問題やその支援の難しさ、1人職場であること、また、入居者への支援に対して専門性や福祉職としての能力が必要ではないかと悩む世話人もいることを挙げており、単に人員不足

の課題だけではなく、既に現場で業務に当たっている世話人を今後どのように支えていくべきかについても課題となっている。

【知的障害者グループホームや福祉職に対する認知不足】、【職員に求める要件】の2つに関しては、先行研究等での指摘が十分になされておらず、本研究で明らかとなった知見であるといえる。世話人の役割や待遇に関して、小沢ら（1990）の研究によると、世話人は食事の提供や金銭管理を行うだけでレクリエーション等の他の活動をするにはかなりの困難が伴っている現状を明らかにし、その背景には、人件費の水準の低さから、専従の世話人を雇用できず、家庭の主婦などが世話人として雇用されることが多いことを挙げた。一方で、レクリエーション等の他の活動を熱心に行っているグループホームは、世話人が複数いることや、バックアップ施設の職員が専従的に関係していることを明らかにしている。特に、世話人の人件費の少なさによる雇用確保の困難さに関しては、本研究の分析で見いだされた内容であり、この課題への対策として、報酬単価の改善が必要ではあるが、運営者側にも職員がモチベーションを持って勤務できるような体制づくりが求められると考える。

カテゴリーについて総括すると、【職員の新規確保が困難】な要因として、【世話人や生活支援員の待遇に関する課題】や【グループホームや福祉職に対する認知不足】があり、それによって【職員配置の困難さ】や【後任の職員確保の課題】を引き起こしていることが示唆された。しかし、職員確保にあたっては決して誰でも良いわけではなく、運営者側が考える【職員に求める要件】に適合した人材を求めていることが明らかとなった。

第4節 考察

本研究の結論を改めて整理、考察を展開すると、以下の点が挙げられる。

1 つ目に、知的障害者グループホームが少人数の職場環境であるが故に、世話人と生活支援員のそれぞれの業務内容が重複する部分が存在しており、その線引きが困難な現状があることである。この現状が、世話人と生活支援員に求められる資質及び要件の明確化を妨げる1つの要因になっていると考えられる。

2 つ目に、世話人や生活支援員の雇用確保の困難さの背景には、知的障害者グループホームにおける報酬体系の問題があることや、世話人と生活支援員の社会一般的な認知度が低く、求人への応募が少ないことが明らかとなった。また、世話人や生活支援員は誰でもその担い手になれるわけではなく、グループホーム職員としての資質や要件を運営法人側

が求めていることも見いだされた。3 つ目に、知的障害者グループホームそのものの社会的認知度が低いこと、福祉職の「やりがい等」の情報の不十分さや、福祉職に対するマイナスのイメージが先行している現状もみられるため、わが国の施設体系の中での知的障害者グループホームの位置づけが地域住民等に対して十分に理解がなされていないことが考えられる。

これまでの内容を踏まえ、世話人や生活支援員の雇用確保のための方策として、①世話人や生活支援員をはじめとしたグループホームの職員や運営法人の職員が、グループホーム近隣の地域住民や自治会等との継続的な接触などを通して、知的障害者グループホームの周知を行い、世話人や生活支援員の理解促進を働きかけていくこと、②世話人や生活支援員をはじめとした職員達の待遇面の改善等が必要であること。具体的には、職員の増員や給与等の改善のための報酬体系の改善を国が主導で行うこと、③グループホームの運営法人側（バックアップ施設）が世話人や生活支援員の業務に理解を持ち、その業務や活動を支援することが提案できる。

本研究の意義として、世話人及び生活支援員の資質及び要件として求められているものや、雇用確保等の課題に焦点をあて、それらに関する分析及び考察を試みたことと、世話人や生活支援員の雇用確保のために一定の方策を提示したことが挙げられる。

本研究で得られた知見をもとに、知的障害者グループホームの入居者の地域での生活支援や普通の（ノーマルな）暮らしをさらに充実させていくために、残された研究課題としては、グループホームを運営する法人全体における知的障害者グループホームおよびその職員の位置づけの再考と、グループホームが立地する地域およびその住民の視点に立った調査を加えて分析・考察していくことであろう。

注

- 1) 日本グループホーム学会（2008）「グループホーム設置・運営マニュアル」平成 19 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）（<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu-report-DB/db/19/174/report.pdf>, 2020.9.21）。
- 2) アンケート用紙の内容は、厚生省児童家庭局障害福祉課（1989）のグループホームの設置・運営ハンドブック、日本グループホーム学会（2013）の調査内容、船本の先行研究（2017a：2017b）を参照し、作成を行った。

第6章 知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現の方策

はじめに

(1) 本章の概要

これまでの各章では、知的障害者グループホームの地域交流や職員の実態解明を行い、その考察をそれぞれ行ってきたが、本研究の目的は冒頭でも述べたとおり、知的障害者グループホームにおける地域交流の実態を明らかにしたうえで、地域共生社会の実現に関して一定の提言を行うことであった。

そこで、本章では、これまでの各章での研究結果を踏まえ、知的障害者グループホームの地域交流が地域共生社会にどのような形で寄与するのかについて考察を行い、その実現のための方策について一定の提言を行う。なお、本章でも述べられているが、近年のわが国では地域共生社会の実現が提唱されていることから、その現状を鑑みて、「地域共生社会」の用語を用いて論述を行う。

(2) 共生社会について

文部科学省（2012）によると、共生社会について、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である」としている。また、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える」とあわせて述べている。

わが国における共生社会とは、障害当事者の社会参加を促進し、一人ひとりの多様性を尊重した社会であるとしている。また、共生社会の実現にあたって、特別支援教育の重要性も述べられている。しかし、それらの実現のために、制度施策をはじめとした環境整備が必要であり、それらが未だ途上段階であることもあわせて述べられている。

第1節 わが国における地域共生社会の政策的動向

今日のわが国の状況として、福祉課題としての多様化、外国人労働者の増加などを背景としたマイノリティ、格差社会や生活保護世帯の増加による貧困などといった社会福祉に関する問題が多く存在している。

そのような状況の中で、様々な分野の課題が絡み合った複雑かつ複合的な問題に対して、分野を超えて支援を行う「縦割りの限界を克服する必要性」や、分野の枠を越えて地域全体が連帯し、社会的孤立や制度の狭間の問題を解消していくために「つながりの再構築の必要性」を挙げている（厚生労働省 2017a）。そして、厚生労働省より「地域共生社会」の実現が推進されるようになった。

地域共生社会の具体的な内容に関しては、2017年2月、厚生労働省より『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（図2を参照）が示され、「地域共生社会」について「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義した。また、改革の骨格として、①地域課題の解決力の強化、②地域を基盤とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用が定められた（厚生労働省 2017b）。

地域共生社会の実現へのアプローチは児童、高齢、障害等とそれぞれからのアプローチであるが、筆者はこれまでの各章で取り上げた内容をもとに、知的障害者が地域社会のなかで、どのように地域住民たちとの共生を実現させていくのかについて、その具体化の方法を探究する。

2017年10月、内閣府より公表された「障害者に関する世論調査」¹⁾によると、共生社会の周知度に関する回答で、共生社会という考え方を「知っている」と回答した割合は46.6%、「言葉だけは聞いたことがある」と回答した割合が19.6%、「知らない」と回答した割合が33.7%となっている。それぞれの回答の割合を概観すると、共生社会の周知度は十分ではないことが挙げられる。また、年齢別の特徴として、「知っている」割合が高かったのは60歳代、「言葉だけは聞いたことがある」割合は18～29歳代と30歳代が高く、「知らない」割合は70歳以上の回答者が高い結果となっている（内閣府 2017）。このことから、20歳代及び30歳代の若年層は福祉的認識が低いこと、60歳代はボランティア世代であり福祉に関心があること、70代以上になると外部からの情報そのものが入らないため、共生社会に関する認識が低いことが考えられる。

さらに、2016年7月に神奈川県相模原市にある「津久井やまゆり園」での入所者死傷事件という痛ましい事件が起こり、障害者と地域との共生のあり方が改めて問われることとなるなど、わが国での地域共生社会の実現には多くの課題が存在しているといえる。

そこで本章では、わが国で地域共生社会が提唱されるようになった背景を整理したうえで、知的障害者グループホームにおける地域生活の視点から、知的障害者にとっての地域共生社会の実現した社会とは、どのような社会を指すのかについて、その内容を提示する。



図2 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程の概要図

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（2017）『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】』（https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150631.pdf, 2020.01.05）。

第2節 国内外における主な制度・施策及び地域共生社会提唱の背景

(1) 国内外における制度及び施策の動向

ノーマライゼーションの原理は制度及び施策面にも大きな影響を与えることとなった。まず、2006年に国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、障害者の人権や基本的自由の享受、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを条約として定めた。

日本が障害者権利条約を批准したのは2014年であるが、批准に至るまでの間に国内の障害者福祉制度の改革が行われた。主な改革として、2011年に障害者基本法の改正、2012年には障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法の制定、さらに、2013年には障害者差別解消法の制定及び障害者雇用促進法の改正が挙げられる（外務省 2019）。

特に、2011年の障害者基本法の改正では、「地域社会における共生等（第3条関係）」が盛り込まれており、共生社会の推進が法的にも規定されるようになった（内閣府 2011）。

(2) わが国で地域共生社会が打ち出された背景

前述した『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」が示されるまでにおいても、わが国では様々な議論や検討などが行われた。

2015年9月、厚生労働省より「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」がまとめられた。その中で、わが国の現状及び課題として、①家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応、②人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり、③誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応が挙げられた。この報告をきっかけに、わが国が抱える多様かつ複雑な福祉問題を解消するため、地域を基盤とした包括的な支援体制の構築の推進が本格化した。①から③のそれぞれの課題とそれに対する必要な取り組みについては表20にまとめている。

表 20 地域共生社会の構築に視点をあてた日本の福祉課題と必要な取り組み

わが国の現状	主な課題	必要な取り組み
<p>①家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き世帯や高齢者の増加 ● 核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況 ● 医療を受けながら地域で暮らす患者等が増加し、これらの者への福祉サービスに対するニーズの増加 ● 様々な分野の課題が絡み合って複雑化、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で支える力を再構築する ● 互助・共助の取り組みを育みつつ、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能とすること
<p>②人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に提供する必要性の高まり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 急速な少子高齢化の進展により、日本全体の労働力人口が減り続けており、福祉のみならず様々な業種が必要な人材を確保できず人手不足に悩んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的・効率的なサービス提供体制について検討する ● キャリアのあり方を含めた福祉業界における人材の活用についても検討を重ねる
<p>③誰もが支え合う社会の実現の必要性と地域の支援ニーズの変化への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域によって直面する状況が大きく異なる。こうした状況を踏まえ、将来的な福祉ニーズの変動を見据えつつ、必要とされる福祉のサービス提供体制のあり方を主体的に考えること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様なサービス提供体制を確立していくことが必要

出典：厚生労働省（2015）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」をもとに筆者作成。

その後、2016年6月、閣議決定によって示された「ニッポン一億総活躍プラン（概要）」において、「地域共生社会の実現」が盛り込まれた。その内容として「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現。このため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進」することが明示された。

さらに、2016年10月より「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」が設置され、計10回開催された後、2017年9月に最終とりまとめを公表している。その他にも、改正社会福祉法の施行や、地域共生社会の実現に向けたモデル事業の実施など、実践面においても多様な取り組みが行われた。

第3節 知的障害者の地域における生活の状況—当事者へのインタビュー調査より—

（1）調査の概要

本節では、地域共生社会が提唱されている今日の状況において、当事者が現在どのように地域社会での生活を営んでいるかの参考資料として、知的障害者グループホームに入居している入居者に対して筆者が実施したインタビュー調査の内容の一部を取り上げる。入居者に対するインタビュー調査だったこともあり、質問は入居者が理解しやすいよう簡潔な内容に留め、インタビュー調査時は当グループホームの管理者にも同席して頂き、入居者の発言の補足等をして頂いた。それでも質問の回答に困難な場面もみられたため、回答内容を学術的な視点から具体的に分析することは困難であった。しかし、いずれの内容も地域生活を現に営んでいる入居者本人からの発言であり、入居者が地域社会の中でどのように生活を営んでいるか、その一面を示す内容である。

本調査は知的障害者グループホームを有する社会福祉法人（以下、Z法人）で実施したものである。Z法人は1970年代に共同作業所として結成され、その後も活動を拡充していき、1990年代前半に社会福祉法人として認可された。1990年代後半に知的障害者グループホームを開所し、現在は5箇所の知的障害者グループホームを擁する法人である。Z法人を調査対象法人とした理由として、長年にわたって地域に密着した生活支援を当事者に提供してきたため、地域に根付いた生活を営んでいる当事者の意見を伺うことが可能であると考えたためである。

Z 法人より、個人情報保護の観点から入居者の詳細は伏せるよう要望があったため、簡潔な記載に留めるが、今回調査に応じて頂いた対象者は 30 代～60 代の入居者 5 名（男性 4 名、女性 1 名）であり、障害程度としては軽度から中等度である。インタビュー調査は筆者が当事者の入居している知的障害者グループホームに赴き、直接インタビュー調査を実施した。調査実施時期は、2019 年 2 月 19 日及び同年 3 月 5 日であった。インタビュー時間は 1 人あたり 20～30 分程度であったが、入居者の中には 1 時間ほどインタビューに応じて下さった方もいた。

今回調査を実施した知的障害者グループホームは、市内の住宅街に立地している 2 階建ての戸建て住宅（グループホームとして使用する契約をおこなっている借家）であり、入居者全員が 2018 年 10 月に当グループホームに引っ越しを行い居住している。

入居者の 1 日の流れを簡潔にまとめると、日中（作業所によって異なるが 9 時～10 時位に始業し、15 時～15：30 頃終業）は全員作業所に行かされているが、入居者によって通っている作業所が異なっており、同法人が運営している作業所に通所し、入居者に応じた作業（洗濯物畳みなど）を行っていたり、別の作業所に通所している入居者は食品販売の作業を行ったりしている。作業所から帰宅した後は食事や入浴、洗濯をされ、それ以外の夜間の時間は自分の時間としてテレビや DVD などを視聴されている。休日は外出し、買い物や兄弟に会いに行くなど、それぞれの余暇を楽しまれている。

今回のインタビュー調査で行った主な質問は①グループホームの中で普段していること、②外出しているときに何をしているか、③現在の生活の中で不安に感じていること、④今後もグループホームでの生活を希望するかである。それぞれの回答について取り上げたい。意図が変わらないように可能な限り聞き取った内容をそのまま掲載しているが、一部の内容は（ ）で補足を行った。なお、本調査は久留米大学御井学舎倫理委員会の承認を得て実施している。

(2) インタビュー内容の一部抜粋

質問 1 グループホームの中で普段していること

- ・ B 氏：普段、普段はなんもせん。
- ・ C 氏：ここにある DVD 借りて観たりとか、買って来たやつを観たりとか、音楽聴いたりとか、ベッドに横になって少し寝るか、本見たりとか、絵とか描いたりしている。
- ・ D 氏：テレビ見たり。自分の好きなレース編みしたりとか、トランプで遊んでみたりと

か。

- ・ E氏：ゲームとかもすごくしますね。あとは DVD を見たりとか。あとはたまに、たまになんですけど、弟の所に、近くに弟が、車で 15 分ぐらいの所にいるんで、それで遊びに行ったりもします。

質問 2 外出しているときに何をしているか

- ・ A氏：1 人でお店に入ってコーヒー飲むとか、そんなことはないですかね。
CD 屋には行きます。
- ・ B氏：日曜日にキリスト教教会に（行った）。毎週。（車で）15 分ぐらい。元々住んでいた借家があった近くの教会で。あとは散髪ですね。あと親戚とご飯食べ行く。
- ・ 筆者：日頃、外出されることってありますか。
- ・ C氏：土日はよく外出しますね。
- ・ 筆者：例えばどんなところ行きます？
- ・ C氏：障害者プロレスの選手をやってたんで、障害者つっても、プロレスというより総合格闘技みたいなもんですね。
- ・ グループホーム管理者：結構その練習だとか試合に行かれたりとか、今はちょっとやめてらっしゃるけど、あとはブックオフとかインターネットカフェ？
- ・ C氏：うん。

質問 3 現在の生活の中で不安に感じていること

- ・ B氏：いや。もし何かあった場合。電話したときよね。何かあった場合は。
- ・ グループホーム管理者：例えばどんなこと？
- ・ B氏：どっか痛いとか。
- ・ 筆者：どっか痛くなったらどうしようとかかね。苦しいってなったら大丈夫かなって言うのが心配ですか。
- ・ B氏：うん。
- ・ 筆者：健康が大丈夫かなって？身体が元気かなって心配ですか。
- ・ B氏：ねえ。
- ・ C氏：60（歳）過ぎてもちゃんと歩けるかどうかですね。あと、寝起きがちゃんとできるとか、喉に物が詰まることはないかなと。

- ・ E氏：火事とか、あと盗難に遭ったらどうしようとか（は考える）。

質問4 今後も知的障害者グループホームでの生活を希望するか

- ・ B氏：うん。
- ・ C氏：俺は1人暮らしはやめといたほうがいいな。
- ・ グループホーム管理者：そうなの？
- ・ C氏：絶対何かが、俺、1人暮らしあんましたことないもん。あとは、実際暮らしてて、体験できればいいけど、どういうふうになるかがよく分からない。ちゃんとやっぺんのか、自墮落になっちゃってるとか。ちゃんと自分の時間に余裕持てんのかという。やっぱ誰かいないと落ち着かないですね。
- ・ D氏：今のまんまでいいです。
- ・ E氏：できたら、1人暮らしとかしてみたいです。ヘルパーさんとか使って。あと、いい人がいたら結婚したいです。

上記の内容から、たとえ障害があっても、障害のない人たちと変わりの無い生活を営んでいることが窺える。現在抱えている不安として、自身の健康上の問題や災害、盗難など非常時のことが主に挙げられていた。今後の生活については現在の生活を維持したいとの意見がほとんどであった。その背景には、自分の障害を受容しており、その上で一人暮らしに自信がないことや、当グループホームでの生活に安心していることが窺える。中には一人暮らしに移行し、福祉サービスを使って自立し、可能であれば結婚したいとの希望を話された方もいた。このように、将来への希望を持てることは、現在の生活が保障されており、生活基盤が安定していると推察できる。

第4節 知的障害者にとっての地域共生社会の実現の提言

これまでの内容を踏まえて、知的障害者にとっての地域共生社会の実現に向けて取り組む必要がある内容を提示するために、厚生労働省の「地域力強化検討会最終とりまとめの概要」で示された「総論（今後の方向性）」を引用し、その具体的な5項目を提示する。5項目の内容は以下の通りである。

- ①地域共生が文化として定着する挑戦
- ②専門職による他職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ③「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ④「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ⑤「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

これらの各項目について、グループホームに住む知的障害者にとっての地域共生社会を実現するために本研究でこれまで得られた知見と関連づけた提案は以下の通りである。

①について述べる前に、「地域共生が文化として定着する挑戦」とはどのようなものであるのかについて、厚生労働省の「最終とりまとめ(案)」の「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」の解説を一部引用すると「多様性を認め合い、包括的な地域社会をつくり出していくこと。それは住民自治による地域づくりを高めていくことである。社会的孤立をなくし、誰もが役割を持ち、相互に支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、地域に共生の文化を根付かせていく過程である」と示されている。「文化として定着する」ことについて考察を行うと、阪野は『文化』とは、人びとの日常生活の具体的な活動のなかに現われ、創られるものです。それは、一人ひとりの人間によって自らの生活のために創造され、維持・発展、改善・改良されたものの総体であり、実際生活に即した知恵の集積であるといえます。また、その過程でもあります。」としている(阪野:2006 65)。また、文化の要素として宮島は「社会の成員の行為、思考および社会自体の目標や価値を方向づける象徴=価値体系」がある(宮島:1993 1292)としている。これらを知的障害者が地域のグループホームに暮らすことに当てはめて考えると、知的障害者が地域に馴染むようにしていくことであり、地域住民が知的障害者と共に生活する指向をもつことである。知的障害者グループホームは従来の入所施設とは異なり、地域社会の中での日常生活を営む生活形態であり、地域社会に共生の文化を根付かせていく過程で地域交流が大きな意味を持つと考える。しかし、冒頭で述べたように、共生社会の考え方については、社会一般に十分に浸透しているとは言い難いのが現状である。そのため、社会に対してノーマライゼーションの原理や共生社会の考え方についての啓発活動の継続が今後も必要であることはもちろんであるが、グループホームや障害についての認知を地域社会に広めるために、障害者との接触機会を持つ取り組みである地域交流を実施していくことが必要である。それを通して、多様性を認め合い、地域に共生の文化を根付かせていくことが重要で

ある。

②の実現には、世話人をはじめとした職員やソーシャルワーカー、地域住民などとの連携が挙げられる。世話人に関しては、その職種に就くための資格要件を求められていないため、法的位置づけ上は専門職ではないが、グループホームにおける入居者支援の中心的な担い手であり、地域住民との地域における仲介役として重要な存在である。そのため、世話人を含めた多様な立場の人々との連携が必要であると考ええる。

③の実現には、グループホームを運営する法人が、地域との接点を持つ必要性や、地域交流を行うことに積極的に具体化していくことが必要である。入居者は日中作業所などに外出しており、入居者の生活範囲は面的に広がっている。当事者の生活を知的障害者グループホームという点で捉えることなく、地域交流により生活全体を視野に入れ、社会参加にも着目して面としての取り組みを行う事が重要である。先述した通り、知的障害者グループホームは密室化しやすい課題を抱えているため、地域交流を実施することによって、知的障害者である入居者の生活実態を地域住民への理解につなげていく点でも有効であると考ええる。

④の実現については、知的障害者が地域生活を営む上で発生するであろう多様なトラブルを予防、あるいは早期に改善するための方策の必要性である。トラブルの予防に関しては、すべてのトラブルを防止することは極めて困難であるため、トラブルが発生した際にそれをグループホームと地域でどのように共有し解決していくのかについて、あらかじめ自治会等と知的障害者グループホーム側で話し合いを行い、入居者の特性の理解を得ておくことが必要である。一方で、トラブルから学んだことを入居者である知的障害者にどのように伝え、改善していくのかについて、グループホームや運営法人側が備えておくことが必要であると考ええる。そのため、地域交流による近隣住民としての関係性を日常的に築いておくこともトラブルの予防に結びつくと考える。

⑤の実現には、知的障害者が防災や防犯などの自治会活動などを地域住民等と協働して行っていくことなどを通して、知的障害者が社会参加を行える機会を創り出すことが必要である。特に災害時の備えについては、地域の誰もが同じ状況であることから協力体制を構築しやすい。さらに障害者の雇用促進の視点に立って、地域で知的障害者が働く場を創り出すことにつなげていくことが必要である。当事者が持つ労働力としての価値が社会に認められれば、共生社会の実現に向けて大きな前進になると考える。

なお、地域との交流を行うことの必要性やその課題については拙稿「グループホームが

地域交流を行う意義と課題～先行研究レビューを通して～」⁵⁾でまとめている。

以上のように、厚生労働省が示した地域力強化の方針による地域共生社会の実現について知的障害者のグループホームでの地域生活に関して検討すると、本研究で見いだされた課題解決に具体的に取り組み、知的障害者グループホームでの生活がもつ地域共生の可能性を拓げていくことにより、地域共生社会の実現が可能であると提言できる。

注

- 1) 本調査における「共生社会」とは、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す社会であるとしている。
また、調査は2017年8月に実施され、有効回収数は1,771人となっている。
- 2) 本節は河東田（2009）の内容をもとに記述した。ノーマライゼーションの原理が誕生した歴史的背景や経緯、その後のノーマライゼーションの体系化などの具体的内容に関しては、河東田によってまとめられているため、本稿では割愛した。
- 3) わが国の入所施設の解体が進められる理由としては、世界の流れが脱施設化に向かっていること、入所施設の中では障害者に人間らしい暮らしが保証できないこと、入所施設から地域生活への移行がほとんど進んでいないことが挙げられている（塩見 2003）。
- 4) 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会（2007）「グループホーム設置・運営マニュアル」
- 5) 小田村悠希（2019）「グループホームが地域交流を行う意義と課題～先行研究レビューを通して～」『福岡県社会福祉士会研究誌』（10）、10-18。

【終論】本研究のまとめ

第1節 本研究で得られた知見と本研究の意義

1) 本研究で得られた知見

まず、本研究で得られた知見について整理を行いたい。

本研究の目的は、知的障害者グループホームにおける地域交流の実態を明らかにしたうえで、地域交流の意義や課題に関して考察を行い、地域共生社会の実現に関して一定の提言を行うことであった。

知的障害者グループホームが地域交流を行う主な意義は、①入居者が持つ障害特性や、知的障害者グループホーム及びその運営法人に関して、地域住民に理解促進の啓発を促すこと、②地域住民との双方向の交流活動を通して、知的障害者グループホーム側（入居者と職員）と地域住民側の双方の関係構築を促進する効果があること、③地域住民とグループホーム側で何らかのトラブルが生じた際に、日頃の関係性をもとに、その早期解決を図りやすくなることが明らかになった。

一方、知的障害者グループホームが地域交流を行う上で生じる主な課題は、①知的障害者グループホーム職員の時間的・精神的な負担の増大をはじめ、②地域特有の特性の違い（地域差）により、知的障害者グループホームが立地している地域によっては、地域の活動そのものに当事者が参加することが難しいケースがあること、③障害や知的障害者グループホームについて、それらへの興味関心の希薄さなどがあるため、地域住民に対して理解を深めてもらうことが困難な状況があること、④知的障害者グループホームの入居者と地域住民の双方の高齢化によって、現実的に地域の活動に参加することが困難であること、⑤実際に地域交流を行う際に、地域交流の活動に参加する入居者に対する個別支援が不十分であることなどの課題が明らかとなった。

知的障害者グループホームの世話人及び生活支援員の資質及び要件に関して、世話人と生活支援員に求める資質及び要件はそれぞれ共通している部分も多いため、両職種の職務上の線引きが困難であることが示唆された。その要因として、知的障害者グループホームの職員配置が少人数であることが多く、それぞれの職域を越えて日々の業務に当たっている場面も多いためと推察される。

世話人及び生活支援員の雇用確保上の課題は、①世話人や生活支援員の担い手不足や後継者不足、②両職種の役割（業務内容）の曖昧さ、③待遇面での不備（給与が低い）、④知的障害者グループホーム自体や職種に対する社会的認知度の低さ、⑤世話人や生活支援員

に対して、一定の家事能力や障害への理解と適切な対人関係構築の姿勢を求めていることを見いだした。

知的障害者の地域共生社会の実現の方策として、本研究で見出すことができた内容をもとに述べると、入居者が地域交流を通して社会参加を行える機会を創ることや、入居者が1人の労働力として地域で就労できる場を創ること、それを通して入居者も地域社会を構成する一員となること、それらのことが地域共生社会を構築するための体制づくりに大きく寄与できるといえる。

2) 本研究の意義

本研究の意義は、これまで先行研究上で十分に議論がなされてこなかった知的障害者グループホームの地域交流の現状に焦点をあて、①「地域交流」の学術的定義づけを試みたこと、②地域交流の意義と課題について実態調査を通してそれらを明確化したこと、③知的障害者グループホームの運営や入居者の支援において、その中心的な担い手である世話人固有の特質に対して一定の考察を展開したこと、④世話人及び生活支援員の雇用確保の課題を明確化したこと、⑤知的障害者グループホームの地域交流の視点から、知的障害者に焦点をあてた地域共生社会の実現の在り方を考察し、一定の提言を行えたことである。

第2節 本研究の課題及び今後の展望

本節では、本研究の課題及び今後の展望について述べる。

まず、前節の知見が見いだされた一方で、本研究は限定的な地域での調査であるため、本研究で見いだされた知見が全ての知的障害者グループホームや地域社会に該当する訳ではない。しかし、全国に多数存在し、厳密にはその情報も得にくいなかで、知的障害者グループホームを全て調査することも困難であるため、その点が本研究の課題であるともいえる。

また、インタビュー調査で入居者を対象とした調査を実施したが、筆者と入居者との接触回数の少なさ故に、入居者と信頼関係の構築を行った上での調査だったとは言い難く、その本音を十分に引き出すことが困難であったと推察する。そのため、単発でインタビュー調査を終了するのではなく、今後も継続的な縦断調査などを検討する必要があると考える。

さらに、本研究では知的障害者グループホームやその運営法人側に対して調査を実施した結果をもとに考察を行ったため、地域交流の相手である地域住民側に対する調査は実施できておらず、地域特性等の分析及び検証には至っていない。それにより、知的障害者グループホーム側と地域社会側の双方にとって、良好な関係構築に繋がる地域交流が展開できる要件について分析及び考察が行えていない点は残された課題である。地域住民の中には、地域交流に対する興味関心が希薄な方や、そもそも障害に対する認知が十分ではない方がいることが本研究の実態調査の中でも明らかとなっているため、今後、上記の分析及び考察が必要であると考えます。

最後に、地域共生社会の実現については、今日のわが国においても議論がなされている領域である。本研究における考察は極めて限定的な視点からの考察であったため、今後も引き続き探究が必要である。

今日のわが国では障害者差別解消法による合理的配慮やSDGsによる障害者雇用の促進などもこれまで以上に推進されるようになった。特にSDGsに関しては、外務省が提示している「持続可能な開発目標」の中で、17の国際目標の他に、「包摂性」や「参画型」などの推進もあわせて盛り込まれている。知的障害者の地域共生社会の実現を促進していくために、今後も本研究で見いだされた知見に関して議論を継続し、考察を深化させる必要があると考えます。

謝辞

本研究は久留米大学大学院比較文化研究科後期博士課程の在籍中に行った一連の研究結果をまとめたものである。本研究の遂行にあたり、主査の濱崎裕子教授には、筆者が学部時代から後期博士課程の現在に至るまで、長期にわたり終始丁寧な指導や数多くの有益なアドバイスを頂いた。また、現地でのインタビュー調査やアンケート調査を実施する際も強力なバックアップを頂いた。これらの手厚いサポートがなければ本研究の遂行は成し得なかった。ここに深甚の謝意を表す。

副査である門田光司教授には、ソーシャルワークの在り方だけではなく、研究者としての心構えや社会福祉研究者の役割についてなど、数多くの指導や助言を頂いた。ここに深甚の謝意を表す。

副査である辻丸秀策教授には後述する久留米大学水曜会の場をはじめ、筆者の研究に関して数多くの有益なアドバイスを頂いた。ここに深甚の謝意を表す。

久留米大学水曜会においては、同講義に参加する大学院生や大学教員などから多くの有益なアドバイスや励ましを頂いた。ここに深謝の意を表す。

調査においては、ご多忙の中、アンケートによる調査に協力して頂いた各事業所の職員の皆様には改めて深謝の意を表す。

A 法人及び B 法人には、ご多忙にも関わらず、本研究の趣旨を理解して頂いた上で、現地調査や質的調査等に快諾して頂き、多くの職員から貴重な意見等を多数頂いた。ここに改めて深謝の意を表す。

最後に、筆者の進学や学業を応援してくれた両親に改めて感謝を申し上げる。

引用・参考文献

池田太郎 (1977) 「地域社会のふれあいにおける精神遅滞者の治療教育に関する研究」妹尾正編『昭和 51 年度厚生省心身障害研究報告書 精神薄弱児 (者) の治療教育に関する研究』, 厚生省.

糸賀一雄 (1968) 『福祉の思想』 (NHK ブックス 67) 日本放送出版協会.

植田康弘・山本剛志 (2007) 「島根県・松江市の知的障害者グループホームの現状と課題」『島根大学社会福祉論集』 (1), 5-12.

江尻彰良 (2005) 『おまえらばかか ほうり出されたおれたち おれたちの生きざし』現代書館.

大國美智子・中西茂編 (2002) 「痴呆性高齢者ケアの経営戦略一宅老所、グループホーム、ユニットケア、そして一」三浦文夫監修, 中央法規.

大嶽敏也・渡辺俊 (2003) 「東京都における痴呆性高齢者グループホームの入居者と地域社会との関わりについて」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (東海)』 2003, 485-6.

大西健二・蒔田勝義 (2013) 『福祉カタカナ語辞典 第 2 版』創元社.

大原一興・佐藤 真衣子・小滝一正・ほか (2002) 「痴呆性高齢者グループホームの地域との関わりに関する研究—その 1 地域との交流と外出行動の概要—」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北陸)』 E-1, 299-300.

雄谷良成 (2015) 「障害のある人の地域社会への参加を支える取り組み」『社会福祉研究』 (124), 44-49.

大嶺ひろ子 (2010) 「経営のプロがお悩み解決! 介護経営道場 地域に開かれたグループホームに転換を図りたい」『日経ヘルスケア』 254, 104-6.

小沢 温・大島正彦・渡辺勸持・ほか (1990)「グループホームにおける精神薄弱者の生活支援に関する研究―世話人の役割に焦点をあてて―」『社会福祉学部研究報告』(愛知県心身障害者コロニー) (13), 1-9.

小田 史(2003)「知的障害者グループホームにおける生活援助」『創発』([1]), 21-32.

小田村悠希 (2019)「『グループホームが地域交流を行う意義と課題』～先行研究レビューを通して～」『福岡県社会福祉士会研究誌』(10), 10-18.

小田村悠希 (2020)「知的障害者グループホームの地域交流に関する研究―その意義と課題―」『地域福祉研究』(日本生命済生会) (48), 95-106.

外務省 (2016)「障害者の権利に関する条約 (条文：和文)」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, 2017.10.4).

外務省 (2019)「障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約) 概要」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000025629.pdf>, 2019.7.30)

外務省 (2019)「障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html, 2019.7.18) .

外務省 (2022)「基礎資料：SDGs の概要及び達成に向けた日本の取組」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202206.pdf, 2023.1.13).

鍛冶智子 (2010)「施設から地域への移行における知的障害者の自己決定過程とその課題」『コミュニティ福祉学研究科紀要』(立教大学大学院) 8, 15-26.

河東田博 (2009)『ノーマライゼーションの原理とは何か―人権と共生の原理の探求』現代書館.

公益財団法人日本知的障害者福祉協会地域支援部会 (2017)「平成 29 年度 全国グループホーム実態調査」(<http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/29グループホームome.pdf>, 2021.5.15) .

厚生省児童家庭局障害福祉課監修 (1989)『グループホームの設置・運営ハンドブック―精神薄弱者の地域生活援助―』財団法人 日本児童福祉協会.

厚生省児童家庭局障害福祉課監修 (1989)『グループホームの設置・運営ハンドブック―精神薄弱者の地域生活援助―』財団法人日本児童福祉協会.

厚生労働省 (2001)「平成 12 年知的障害者 (児) 基礎調査」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0109/h0919-3.html>, 2017.10.9).

厚生労働省 (2007)「平成 17 年知的障害者 (児) 基礎調査」(<http://www.mhlw.go.jp/t>

oukei/saikin/hw/titeki/, 2017.10.9).

厚生労働省 (2010)「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaiseihou/dl/gaiyou.pdf, 2019.10.9).

厚生労働省 (2013)「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_b_h23.pdf, 2017.10.9).

厚生労働省 (2017)「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】」(http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150631.pdf, 2018.6.28).

厚生労働省新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム (2015)「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>, 2019.7.18).

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 (2017a)「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf, 2019.7.18).

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 (2017b)「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】」(https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150631.pdf, 2019.7.18).

厚生労働省地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (2017c)「地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～」(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177416.pdf>, 2019.7.18).

古山周太郎・土肥真人 (2000)「精神障害者グループホームの地域交流の実態に関する研究」『都市計画論文集』35, 31-6.

財団法人全国精神障害者家族連合会・NPO 法人全国精神障害者地域生活支援協議会（2005）『精神障害者グループホーム設置・運営ハンドブック』中央法規。

阪野貢（2006）「福祉文化と福祉教育」『社会福祉セミナー2006』2006 1-3. 65-69.

佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社。

佐藤久夫・小澤 温（2016）『障害者福祉の世界〔第5版〕』有斐閣アルマ。

佐藤真衣子・大原一興・小滝一正・ほか（2002）「痴呆性高齢者グループホームの地域との関わりに関する研究—その2 外出時のコミュニケーション行動の考察—」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）』E-1, 301-2.

産労総合研究所（2014a）「積極的な交流で閉鎖的イメージを払拭：各施設とも理解とPRに力点」『介護人材 Q&A』11(116), 6-19.

産労総合研究所（2014b）「地域交流に関する実態調査 自由記入欄からみた交流推進上の課題：交流の形も多様になってきた今 地域の期待にどう応えるか」『介護人材 Q&A』11(116), 20-35.

塩見洋介（2003）「『脱施設化』時代の知的障害者支援」障害者生活支援システム研究会編『ノーマライゼーションと日本の「脱施設」』（シリーズ・障害者の自立と地域生活支援1）。

社会福祉士養成講座編集委員会編（2010）『新・社会福祉士養成講座〈14〉障害者に対する支援と障害者自立支援制度—障害者福祉論 第2版』中央法規。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会編『2007年度コアスタッフ研修報告書 よりピアな関係を求めて、地域のグループホーム同士の横のつながりをつくろう～全国地域に、グループホーム世話人の話し合いの場を～』, 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会, 2008年。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会（2007）「グループホーム設置・運営マニュアル」（平成19年度厚生労働省障害保健福祉推進事業等補助金受託事業）（<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu-report-DB/db/19/174/report.pdf>, 2019.7.18）。

菅野真琴・飯田雅史（2005a）「地方におけるグループホームに関する実態調査：その2 十勝地方の2グループホームの変遷」『日本建築学会北海道支部研究報告書』78, 413-6.

菅野真琴・飯田雅史（2005b）「北海道における認知症高齢者グループホームに関する調査研究：十勝地方のKホームを事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』

2005, 273-4.

杉浦真一郎 (2005) 『地域と高齢者福祉—介護サービスの需給空間』 古今書院.

杉本 章 (2008) 『障害者はどう生きてきたか—戦前・戦後障害者運動史 [増補改訂版]』
現代書館.

鈴木良 (2009) 「グループホームにおける知的障害者・世話人・職員の相互作用に関わる
—考察—日課・飲食・外出に関わる決定の統制過程—」 『社会福祉学』 50(1), 68-81.

鈴木あおい (2016) 「障害者施策の転換期における社会資源への支援のあり方について—
グループホームの思想と実践を支援する 3 団体の活動事例からの考察—」 『ソーシャルワ
ーク研究』 41(4), 338-348.

曾根直樹 (2017) 「入所施設政策の変遷と現状」 『季刊 福祉労働』 (現代書館) 155, 8-
22.

高山早苗 (2014) 「地域交流を見据えた認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) の
現状と課題: グループホームに期待される機能と職員の意識に焦点をあてて」 『東洋大学大
学院紀要』 51, 245-264.

田島良昭編 (1999) 『ふつうの場所で、ふつうの暮らしを [コロニー雲仙の挑戦① くら
す篇]』 ぶどう社.

田中 清 (2006) 「知的障害者グループホームにおける援助実践に関する研究」 『佛教大學
大学院紀要』 (34), 195-209.

知的障害者グループホーム運営研究会編 (2001) 『知的障害者グループホーム運営ハンドブ
ック』 中央法規.

角田慰子 (2009) 「日本の知的障害者グループホーム構想にみる『脱施設化』の特質と矛
盾: 施設主導型定着の背景」 『特殊教育学研究』 47 (4), 201~212.

角田慰子 「知的障害のある人たちのグループホーム」 坂田周一編 『新・コミュニティ福
祉学入門』, 有斐閣, 2013 年.

寺島正博 (2010) 「知的障害者グループホームの意義と課題 -我が国における戦後の知的
障害者施策の史的展開からの一考察-」 『社会科学論集』 3, 27-44.

寺島正博 (2012) 『障害者の地域移行への援助: グループホーム従事者の専門職性』 文芸
社.

寺島正博 (2010) 「知的障害者グループホーム利用者と地域住民の交流に対する意義と促
進要因の研究 -地域住民と知的障害者グループホーム従事者のインタビュー調査から-」

『社会科学論集』 (2), 95-108.

遠山真世・二本柳覚・鈴木裕介 (2014) 『これならわかるくすっきり図解>障害者総合支援法』 翔泳社.

戸所真聡・隼田尚彦・奥俊信・ほか (2004) 「入居者の屋外外出行動とユニット間交流：グループホームにおける環境と人間行動の相互作用について (その 6)」 『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』 2004. 355-6.

内閣府 (2011) 「障害者基本法の一部を改正する法律【概要】」 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/pdf/gaiyo.pdf>, 2018.6.25).

内閣府 (2017) 「障害者に関する世論調査」 (<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-shougai/index.html>, 2019.7.18).

中澤 健 (1990) 「精神薄弱者福祉行政の動向と課題」 『月刊福祉』 73(11), 24-29.

中澤 健編 (1997) 『グループホームからの出発 (たびだち)』 中央法規.

日本グループホーム学会 (2012) 「平成 24 年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査 (第 1 章 量的調査『グループホーム調査 2012』)」 厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業指定課題 14 「グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査について」 (報告書は日本グループホーム学会 HP に公開 <http://jgh-gakkai.com/index.html>, 2018.8.23)

日本グループホーム学会調査研究会編 (2013) 「平成 24 年度グループホーム及びケアホームにおける支援に関する実態調査」 (厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業) 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会.

納戸美佐子・上城憲司・中村貴志 (2009) 「福岡県における認知症高齢者グループホームの地域交流に関するアンケート調査」 『久留米大学文学部紀要 社会福祉学科編』 9, 61-8.

納戸美佐子・野瀬真由美・上城憲司 (2013) 「認知症高齢者グループホームにおける地域住民およびボランティアとの交流に関する調査～2008 年と 2012 年のアンケート調査の比較～」 『西南女学院大学紀要』 17, 21-8.

柗崎京子・六反田 千恵・新井 茂光 (2005) 「痴呆性高齢者グループホームと地域との交流に関する現状と課題」 『共栄学園短期大学研究紀要』 21, 187-202.

船本淑恵 (2017a) 「グループホーム入居障害者の地域関係形成支援の現状と課題:グループホーム職員の地域関係形成支援に関する調査より」 『大阪大谷大学紀要』 51, 103-116.

船本淑恵 (2017b) 「障害者グループホーム職員による地域との関係形成支援の現状と課

題一グループホーム職員の地域関係形成支援に関する調査より一」『厚生指標』64(15), 27-34.

本間郁子 (2014)「世代間を超えて地域で支え合う交流を 地域交流機会のきっかけづくりはまず、施設側から」『介護人材 Q&A』11(116), 20-35.

毎日新聞「クローズアップ 2017 知的障害者、施設から地域へ 理念どまり、推進半ば」(2017年7月19日 東京朝刊).

松永千恵子 (2015)「障害者グループホームの位置づけと課題一共生社会での生活を支える“家”となるのか一」『社会福祉研究』124, 70-77.

松端克文 (2003)「障害者グループホームの政策および実践に関する研究」『桃山学院大学総合研究所紀要』29 (1), 51~72.

三浦麻矢 (2001)「知的障害者グループホームにおける世話人の実態と認識一横浜市と徳島県の事例から一」『「教育とジェンダー」研究』(4), 69~85.

宮島喬 (1993)「文化」森岡清美・塩原勉・本間康平『新社会学辞典』有斐閣, 1291-1293.

宮本秀樹 (2016)『障害者グループホームと世話人 : 言葉と支援とが会える風景の中で』生活書院.

宮本秀樹 (2009)「障害者グループホーム・ケアホームの世話人にかかる『専門性』に関する一考察」『コミュニティ振興研究』(4), 125~135.

望月隆之 (2017)「知的障害者グループホームにおける個別支援の現状と課題 : サービス理責任者と世話人の関係性に着目して」『田園調布学園大学紀要』(11), 151-168.

文部科学省 (公表年不詳)「(3) 知的障害」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/okubetu/mext_00803.html, 2023. 1. 13).

薬師寺明子・渡辺勸持 (2007)「『本人主体を志向した支援』における促進要因と阻害要因 : 知的障害者グループホーム世話人を対象として」『社会福祉学』48 (2), 55~67.

山口幸・越智雅美 (2006)「地域における認知症高齢者グループホーム一入居者の地域生活と地域におけるグループホームの役割一」『地域福祉研究』(日本生命済生会福祉事業部) 34, 104-112.

六反田千恵・柊崎 京子・新井 茂光 (2005)「栃木県における痴呆性高齢者グループホームの現状について」『共栄学園短期大学研究紀要』21, 43-66.

【巻末資料】知的障害者グループホームにおける地域交流に関するアンケート調査

調査対象について

複数のグループホームを運営している場合、本アンケートで回答して頂くグループホームの対象として、事業所内で最初に開設したグループホームあるいは開設年数の最も長いグループホームについてお答え下さい。

質問1. 回答者の性別、年齢について教えてください。

性別は該当する方に○を、年齢は数字の記入をお願いします。

性別 (男・女) 年齢 歳

質問2. 現在の役職・職種とその経験年数、現在の保有資格を教えてください。

2-1. 現在の役職・職種について、あてはまるものの()に○をつけて下さい。

- () 管理者(専任) () 管理者(兼務) () サービス管理責任者(専任)
() サービス管理責任者(世話人兼務) () サービス管理責任者(生活支援員兼務)
() 世話人(専任・兼務) () 生活支援員(専任・兼務) () 事務系職員
() その他(具体的に記入) _____

2-2. 現在の役職の経験年数について、数字の記入をお願いします。

経験年数 年 ヶ月

2-3. 現在の保有資格について、あてはまるものすべての()に○をつけて下さい。

- () 社会福祉士 () 精神保健福祉士 () 介護福祉士 () 看護師
() 保健師 () 理学療法士 () 作業療法士 () 言語聴覚士
() 保育士 () 教員免許(幼稚園教諭含む) () 介護支援専門員
() 介護職員初任者研修 () 介護職員実務者研修
() 相談支援専門員 () 社会福祉主事 () 資格なし
() その他(具体的に記入) _____

質問3. 本アンケートの調査対象に該当するグループホームについてお尋ねします。

(本アンケートの回答時点の状況)に基づいてお答え下さい)

3-1. グループホームの開設年数を数字で記入して下さい。

開設年数: _____ 年

3-2. グループホームの立地について、該当するものに○をお願いします。

- () 住宅地 () 住宅地以外

↳ ご存じであれば立地(商用地など)をお答えください: _____

3-3. 入居者の年代と障害支援区分ごとの人数を()に、入居者数を下記に記入してください。

10代() 20代() 30代() 40代() 50代() 60代() 70代以上()

区分1() 区分2() 区分3() 区分4() 区分5() 区分6() 区分なし()

入居者数: _____ 人

3-4. グループホームのサービスの提供形態について、該当するものの（ ）に○をつけて下さい。

() 介護サービス包括型 () 外部サービス利用型

3-5. グループホームに入居されている方の障害種別について、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。

() 身体障害 () 知的障害 () 精神障害

() その他 (具体的に記入) _____

質問4. 所属している事業所についてお尋ねします。

4-1. 法人種別について、該当するものの（ ）に○をつけて下さい。

() 地方公共団体 () 社会福祉法人(社協除く) () 社会福祉協議会

() 医療法人 () 社団・財団法人 () 協同組合

() 営利法人・民間企業 () 特定非営利活動法人(NPO法人)

() その他 (具体的に記入) _____

4-2. 事業所が所有するグループホームの建物数の合計と1ユニットあたりの平均入居定員数を数字で記入をして下さい。

所有グループホーム数: _____ 棟 1ユニットあたりの平均入居定員数: _____ 人

4-3. 事業所のグループホームの経済的な経営状況について、該当するものの（ ）に○をつけて下さい。

() 経営は安定している () 経営はやや安定している

() 経営はやや厳しい () 経営は厳しい

() その他 (具体的に記入) _____

質問5. グループホームの世話人(および生活支援員)とその研修体制についてお尋ねします。

5-1. 世話人に求められる資質や要件として、管理者(回答者)が必要であると考えるものについて、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。また、記述欄は自由記述でお答え下さい。

() 福祉系の大学/短大/専門学校出身であること

() 福祉系の資格を保有していること(専門的知識や技術がある)



どのような資格を求めますか:

() 福祉職に関する実務経験を有していること(他の実践現場での実務経験)

() 地域住民などに対する人脈があること

() 地域住民からの信頼があること

() 地域との交流のための活動ができること

() 他の職員と連携して入居者の支援ができること

() 入居者との良好な関係を築くことができること

() 入居者が地域生活を営むことに理解があること

() 健康で、継続してグループホームでの勤務が可能であること

() 生活力(料理や洗濯、掃除などの家事能力や、日常生活上で起こる問題への対処能力など)があること

() 優れた人格や人間性を備えていること(宜しければ、求める人格や人間性について下記にお答え下さい)



(例: 協調性がある人 など):

() その他(具体的に記入) _____

5-2. 生活支援員に求められる資質や要件として、管理者（回答者）が必要であると考えるものについて、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。また、記述欄は自由記述でお答え下さい。

（生活支援員を配置しているグループホームのみお答え下さい）

- 福祉系の大学/短大/専門学校出身であること
 福祉系の資格を保有していること（専門的知識や技術がある）

どのような資格を求めますか：

- 福祉職に関する実務経験を有していること（他の実践現場での実務経験）
 地域住民などに対する人脈があること
 地域住民からの信頼があること
 地域との交流のための活動ができること
 他の職員と連携して入居者の支援ができること
 入居者との良好な関係を築くことができること
 入居者が地域生活を営むことに理解があること
 健康で、継続してグループホームでの勤務が可能であること
 生活力（料理や洗濯、掃除などの家事能力や日常生活上で起こる問題への対処能力など）があること
 優れた人格や人間性を備えていること（宜しければ、求める人格や人間性について下記にお答え下さい）

（例：協調性がある人 など）：

- その他(具体的に記入) _____

5-3. 世話人に対してどのような研修を行っていますか。あてはまるものすべての（ ）に○をお願いします。

また、回答された方は「5-4」への回答もお願いします。

- 障害に対する理解を深める研修 入居者への援助技術に関する研修
 虐待防止や権利擁護に関する研修 グループホームの知識に関する研修
 世話人業務に関する研修 他職種や他機関との連携に関する研修
 その他（下記にどのような研修を行っているのかについて、自由記述でお答え下さい）

5-4. 質問「5-3」で回答された方にお尋ねします。研修の頻度と研修時間はどの程度の頻度と時間で行っていますか。

下記に記述をお願いします。

（記入例：2ヶ月に1回程度 一回につき2時間程度）

研修の頻度と時間： _____

5-5. 世話人や生活支援員について、雇用の面や人員配置などに関して課題等がありましたら、下記に自由記述で回答をお願いします。

（記入例：世話人の常勤雇用が難しい、職員が少ないため職員配置に苦労している など）

質問6. 調査対象のグループホームと事業所の地域との関わり（地域交流）についてお尋ねします。

なお、本調査における地域との関わり（地域交流）として、イベントの開催や自治会の活動だけではなく、地域住民との挨拶や会話なども含むものとします。

6-1. グループホームの建設の際、自治会（町内会）からの反応について、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。

- () 自治会からの反対はなかった
- () 当初自治会から反対されたが、説明を行いグループホームの建設に理解を得られた

↳ 宜しければ、反対された理由についてお答え下さい（自由記述）

- () グループホームの建設にあたって、自治会から提案や要望されたことがある

↳ 宜しければ、どのような提案や要望がなされたのかについてお答え下さい（自由記述）

- () その他（具体的に記入） _____

6-2. グループホームにおける地域との関わりについて、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。

- () 避難訓練などの防災の取り組みを地域と協同で行っている
- () グループホームでイベントを行っている（例：夏祭りや観月会 など）

↳ イベントの内容や活動の頻度（自由記述）

イベントの内容：

活動の頻度：

- () グループホームに地域住民を招待している
- () 地域住民との物品（お土産など）のやり取りを行うことがある
- () 地域住民への頼みごとや頼まれごとがある
- () 自治会に加入している
- () 職員が自治会（町内会）の活動に参加している
- () 職員が地域住民との交流（挨拶など）を行っている
- () 入居者が自治会（町内会）の活動に参加している
- () 入居者が地域住民との交流（挨拶など）を行っている
- () 特に何も行っていない
- () その他（具体的に記入） _____

6-3. グループホームの近隣に住まれている地域住民から、グループホームに対するイメージについて聞いたことなどがありましたら、下記に自由記述でお答え下さい。

6-2. ボランティアとしての地域住民の役割について、あてはまるものすべての () に○をつけて下さい。

- () 入居者の話し相手
- () 入居者のグループホーム内での見守り
- () 入居者と一緒に外出し、買い物などに付き添う
- () 入居者の外出時の送迎を行う
- () 入居者と一緒に余暇活動に行く
- () 入居者への直接的な生活支援に関わる
- () ボランティアとしての関わりはない
- () 現在関わりはないが、今後ボランティアとして関わってもらおう予定がある
- () その他 (具体的に記入) _____

6-3. グループホーム入居者の地域との関わりについて、あてはまるものすべての () に○をつけて下さい。

- () グループホームのイベントに定期的に参加している
- () 不定期ではあるがグループホームのイベントに参加している
- () 地域のイベント (自治会・町内会など) に定期的に参加している
- () 不定期ではあるが地域のイベントに参加している
- () 法人主催のイベントに参加している
- () 自治会の活動に参加している (地域の清掃活動や防災活動 など)
- () 特に参加していない
- () その他 (具体的に記入) _____

グループホームや地域のイベントに参加する際、入居者はどのような立場で参加していますか
自由記述で回答をお願いします。

(記入例：ボランティアとして運営を手伝っている、参加者の1人として参加している など)

6-4. グループホームにおける地域との関わりにおいて、交流のキーパーソンになっている方について、あてはまるものすべての () に○をつけて下さい。

- () 管理者(専任) () 管理者(兼務) () サービス管理責任者(専任)
- () サービス管理責任者(世話人兼務) () サービス管理責任者(生活支援員兼務)
- () 世話人(専任・兼務) () 生活支援員 (専任・兼務) () 事務系職員
- () その他(具体的に記入) _____

6-5. グループホームにおける運営推進会議の開催状況について、該当するものの（ ）に○をつけて下さい。

() 定期的で開催している () 不定期ではあるが開催している

() 現在は開催していないが、今後開催する予定である

() 開催していない

() その他 (具体的に記入) _____

質問「6-5」で「定期的で開催している」「不定期ではあるが開催している」に回答された方は、下記の設問について回答をお願いします。

①会議に参加している人の内訳について、大まかな参加人数を（ ）に数字で記入をして下さい。

世話人 () 人 生活支援員 () 人 サービス管理責任者 () 人

管理者 () 人 行政職員 () 人 民生委員・児童委員 () 人

自治会長 () 人 婦人会長 () 人 老人会長 () 人 左記以外の近隣住民 () 人

その他 (具体的に記入) _____

②会議を行っている頻度について () に○を記入して下さい

不定期開催の場合は「その他」に1年間に何回程度開催しているのか記入をして下さい。

() 月1回程度 () 2ヶ月に1回程度

() 3ヶ月に1回程度 () 半年に1回程度

() その他 (具体的に記入) _____

③会議の内容についてお答え下さい (自由記述)。

(記入例：グループホームの運営について、次のイベントの企画に関すること など)

④1回あたりの会議時間について () に○を記入して下さい。

() 30分未満 () 30分～1時間程度 () 1時間～1時間30分程度

() 1時間30分～2時間程度 () 2時間～2時間30分程度

() 2時間30分～3時間程度 () 3時間以上

() その他 (具体的に記入) _____

⑤会議を行っている場所についてお答え下さい (自由記述)。

(記入例：事業所所有のグループホーム内、公民館 など)

6-6. 法人としての地域との関わりについて、あてはまるものすべての（ ）に○をつけて下さい。

- () 法人主催でイベントを定期的に企画している
- () 地域住民などに対して、障害や知的障害者グループホームの理解に関する啓発活動を行っている
- () 自治会（町内会）の防犯及び防災活動に参加している
- () 自治会（町内会）によるお祭りなどのイベントに参加している
- () 自治会に加入している
- () 今は特に行っていないが、今後行う予定である
- () 特に何も行っていない
- () その他(具体的に記入) _____

6-7. 地域交流を行って良かった点について、下記に自由記述で回答をお願いします。

(記入例：入居者と地域住民の交流が見られるようになった、地域住民による見守り体制ができた など)

6-8. 地域交流を行う上での課題や問題点について、下記に自由記述で回答をお願いします。

(記入例：一部の職員に負担が集中している、勤務時間外の活動がある、 など)

6-9. 本アンケートの内容に関するご意見や、調査全体に関する感想などがありましたら、下記に自由記述で回答をお願いします。

今後、グループホームにおける地域交流の実態に関して、より詳細に把握するため、世話人を対象にしたインタビュー調査を実施したいと考えています。その調査にご協力して頂ける場合は、下記に事業所名、住所、連絡先、担当者氏名のご記入をお願いします。

なお、記入して頂いた情報につきましては、インタビュー調査のための連絡以外で使用する一切ありません。

事業所名：

住所：

連絡先：TEL _____ FAX _____

E-mail _____

担当者氏名：

本調査の結果の概要の郵送希望について、どちらかに○をお願いします。結果郵送を希望される場合、下記に事業所名と住所の記入をお願いします。

なお、記入して頂いた情報に関しましては、本調査の結果郵送にのみ使用いたします。

※返送を希望される事業所で上記のインタビュー調査にご協力頂ける事業所に関しては、どちらかに○の記入のみをお願いします（事業所と住所の下記への記入は不要です）。

() 郵送を希望する

() 郵送を希望しない

事業所名：

住所：

以上で質問は終了です。ご多忙の中ご協力して頂き、ありがとうございました。

最後にお手数ではありますが、記入漏れや記入ミスがないかご確認下さい。